

名古屋大学防災関係資料集

【資料 1】 自然災害関係規程	
1-1	・名古屋大学災害対策規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1-2	・名古屋大学防災・防火管理細則，内規・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
1-3	・名古屋大学災害対策本部の設置，組織，運営等に関する基本方針・・・ 15
1-4	・名古屋大学役職員の参集基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
1-5	・名古屋大学災害対策部局本部の組織，運営等に関する基本方針・・・・ 23
1-6	・名古屋大学ブロック連絡調整会議の組織，運営等に関する細則・・・・ 24
1-7	・名古屋大学における自衛消防隊の任務，活動等に関する細則・・・・ 25
1-8	・東海地震防災対策強化地域内に本部又は学部等を有する学校等の本部 部局の防災担当職員に関する申し合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
1-9	・名古屋大学における施設の応急危険度判定に係る調査実施要領・・・・ 29
1-10	・名古屋大学気象災害の予防等に関する対応指針（和文、英文）・・・・ 30
1-11	・気象災害対応の事前準備フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
【資料 2】 防災関係委員会	
2-1	・名古屋大学防災推進本部規程，概念図・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
2-2	・名古屋大学防災推進本部会議規程，名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
2-3	・名古屋大学防災推進本部会議専門委員会内規，名簿，申し合せ・・・・ 43
2-4	・防災取組み日程〔当該年度〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
【資料 3】 ブロック防災体制	
3-1	・ブロック区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
3-2	・東山地区災害時一次避避難場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
【資料 4】 安否確認	
4-1	・名古屋大学災害時安否確認の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
【資料 5】 名古屋大学地震防災訓練〔平成 26 年度〕	
5-1	・（前期）地震防災訓練（情報伝達）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
5-2	・（後期）全学一斉地震防災訓練概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
別冊〔防災訓練〕実務様式集	
【資料 6】 災害時の情報伝達	
6-1	・名古屋大学放送設備の使用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
6-2	・名古屋大学防災無線運用要項，細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
6-3	・東山地区簡易無線の運用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

6-4	・名古屋大学緊急地震速報システム管理運用要項	79
6-5	・名古屋大学緊急地震速報システムの管理運に関する申し合わせ	82
6-6	・名古屋大学緊急地震速報システムパンフレット	83
6-7	・名古屋大学緊急地震速報システムにより緊急地震速報が放送される箇所一覧 [別冊マニュアル] 放送設備, 防災無線, トランシーバ	85
【資料7】 地震防災に関する一般向け資料		
7-1	・大震災行動マニュアル (ポケット版)	93
7-2	・学生のための名古屋大学地震防災ガイド (和文)	97
7-3	・学生のための名古屋大学地震防災ガイド (英文)	99
7-4	・地震予防対策について (学生便覧抜粋)	101
【資料8】 名古屋大学施設整備関係資料 (備蓄品、井戸、エレベーター、AED)		
8-1	・備蓄品一覧 (資機材、医薬品・医療材料)	105
8-2	・屋外消火栓・井戸配置図	110
8-3	・エレベーター管理一覧	112
8-4	・AED設置一覧	129
8-5	・建物管理一覧※	131
【資料9】 家具安全対策ガイドライン		
9-1	・家具安全対策ガイドライン	133
9-2	・家具安全対策マニュアル	136
【資料10】 災害時相互協力協定		
10-1	・国立大学法人名古屋大学と名古屋大学消費生活協同組合との間における災害時の相互協力に関する協定	141
10-2	・名古屋大学附属病院と財団法人共済団との間における災害時の相互協力に関する協定	143
10-3	・国立大学法人名古屋大学と株式会社ファミリーマートとの間における災害時の相互協力に関する協定	145
10-4	・緊急災害時における飲料提供に関する協定書 (株式会社ヤクルト東海)	147
【資料11】 その他		
11-1	・災害時の時系列モデル※	149

※この防災関係資料集は単色印刷ですが、カラー版が必要なときは災害対策室のホームページからPDF版を入手し印刷してください。

○名古屋大学災害対策規程

(平成 25 年 6 月 18 日規程第 12 号)

改正 平成 26 年 3 月 26 日規程第 125 号

平成 26 年 7 月 30 日規程第 17 号

(目的)

第 1 条 この規程は、名古屋大学（以下「本学」という。）における地震、風水害、火災等の災害による被害を防止し若しくは警戒し、又は被害が発生した場合にはその被害の軽減を図るとともに本学の機能の維持又は復旧を迅速かつ円滑に行うため、災害対策に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

一 部局 学部、研究科、教養教育院、アジアサテライトキャンパス学院、高等研究院、トランスフォーマティブ生命分子研究所、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、地球水循環研究センター、情報基盤センター、総合保健体育科学センター、未来社会創造機構及び素粒子宇宙起源研究機構をいう。

二 災害 次のイ、ロ及びハに掲げる災害をいう。

イ 火災

ロ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 36 条第 1 項に規定する災害

ハ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害

三 防災管理者 消防法第 36 条第 1 項に規定する読み替え後の「防災管理者」をいう。

四 ブロック防災管理者 防災管理者に準じ、第 9 条第 1 項に規定するブロックの防災管理に係る消防計画（消防法第 8 条に規定する「消防計画」をいう。以下同じ。）の取りまとめその他防災管理上必要な業務を行う者をいう。

[\[第 9 条第 1 項\]](#)

五 部局防災責任者 ブロック防災管理者を補佐し、防災・防火管理業務を指導監督する者をいう。

六 統括管理者 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 4 条の 2 の 8 第 1 項に規定する「統括管理者」をいう。

七 ブロック統括管理者 統括管理者に準じ、第 9 条第 2 項に規定するブロック自衛消防隊を統率・指揮し、災害による被害の軽減を図る任務を遂行する者をいう。

[\[第 9 条第 2 項\]](#)

八 自衛消防隊 消防法第 8 条の 2 の 5 第 1 項に規定する「自衛消防組織」をいう。

(法令との関係)

第 3 条 本学における災害対策に関しては、消防法、災害対策基本法その他関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(防災に関する諮問)

第4条 総長は、必要に応じて、名古屋大学防災推進本部会議に対して防災に関する重要事項について諮問するとともに、防災対策に関わる本学の体制の強化、部局間の連絡調整等に努めなければならない。

(災害時における役職員の義務)

第5条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総長が災害対策を実施するときは、関係する役員及び職員（以下「役職員」という。）は上司の指示に従って優先的に災害に対応する業務（以下「災害対策業務」という。）に従事しなければならない。

2 前項の規定により災害対策業務に従事する役職員以外の役職員は、当該災害対策業務が円滑かつ速やかに遂行されるよう協力しなければならない。

(災害対策本部)

第6条 本学が管理する区域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、学生、職員、患者等の安全確保及び救援、災害からの本学の施設の防護及び早期の復旧、地域社会に対する貢献その他災害への対策として必要があると総長が認めるときは、名古屋大学災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を置く。

2 災害対策本部に、本部長、副本部長その他必要な本部員を置く。

3 本部長は、総長をもって充て、災害対策本部の業務を統括する。

4 副本部長は、理事及び副総長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故がある場合は、その職務を代行する。

5 災害対策本部に、災害対策本部事務局及び全学自衛消防隊（自衛消防隊の指揮部門をいう。以下同じ。）を置く。

6 前各項に定めるもののほか、災害対策本部の設置、組織、運営等に関する基本方針及び必要な事項は、別に定める。

(災害対策部局本部)

第7条 部局が管理する区域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策を実施する必要があると当該部局の長が認めるとき、又は総長が必要があると認めて指示したときは、当該部局に災害対策部局本部（以下「部局本部」という。）を置く。

2 部局本部に、災害対策部局本部長（以下「部局本部長」という。）を置く。

3 部局本部長は、当該部局の長をもって充て、部局本部の業務を統括する。

4 部局本部長は、部局本部の下に支部を置くことができる。

5 部局本部及びその支部の名称等は、別表のとおりとする。

[別表]

6 部局本部及びその支部に、それぞれ部局本部員及び支部員を置く。

7 前各項に定めるもののほか、部局本部及びその支部の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(役職員の応急活動及び参集)

第8条 役職員は、職務に従事中の場合において、災害対策本部又は部局本部が設置されたときは、災害対策業務を優先させなければならない。

2 役職員は、職務に従事中でない場合において、災害対策本部若しくは部局本部が設置されたとき、やむを得ない事情があるときを除き、直ちに指定された場所に参集しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、役職員の参集に関し必要な事項は、別に定める。

(ブロック)

第9条 本学の東山地区、鶴舞地区及び大幸地区に災害発生時等における緊急対応のため、次のとおりブロックを定め、自衛消防活動を行う。

一 東山地区

イ 豊田講堂・事務棟ブロック

ロ 文系ブロック

ハ 理学ブロック

ニ 工学ブロック

ホ 生命農学ブロック

ヘ 研究所ブロック

ト 附属学校ブロック

二 鶴舞地区

イ 医学部・医学系研究科ブロック

ロ 附属病院ブロック

三 大幸地区

大幸ブロック

2 ブロックに、ブロック自衛消防隊を置く。

3 ブロック自衛消防隊は、本部隊及び建物隊をもって構成する。

(防災管理者等)

第10条 本学に、防災管理者を置き、理事又は副総長のうちから総長が指名する。

2 防災管理者は、本学の防災管理を掌理する。

3 ブロックに、ブロック防災管理者を置き、総長が指名する部局の長等をもって充てる。

4 ブロック防災管理者は、関係する部局防災責任者の協力を得て、ブロック内の防災管理を掌理する。

5 部局防災責任者は、防火管理者（消防法施行令第3条第1項に規定する「防火管理者」の資格を有する者をいう。）の資格を有する者のうちから、部局の長等が指名する。

6 部局防災責任者は、ブロック防災管理者を補助するとともに、部局等の防災・防火管理に関する事務を行う。

(ブロック連絡調整会議)

第11条 ブロック内におけるブロック自衛消防隊の活動その他災害対策業務の実施に関し必要な事項について協議・調整するため、ブロックに、ブロック連絡調整会議を置く。

2 ブロック連絡調整会議の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(消防計画の策定等)

第12条 防災管理者、ブロック防災管理者又は部局防災責任者は、防災管理又は防火管理に係る消防計画の作成、訓練の実施その他の防災管理上又は防火管理上必要な職務を誠実に遂行しなければならない。

(消防計画の作成及び届出)

第13条 防災管理者は、東山地区内のブロック防災管理者と協議の上、東山地区の消防計画を作成し、所轄の消防署長に届け出なければならない。当該消防計画を変更するときも、同様とする。

- 2 東山地区以外のブロック防災管理者は、防災管理者と協議の上、当該ブロックに係る消防計画を作成し、所轄の消防署長に届け出なければならない。当該消防計画を変更するときも、同様とする。
- 3 ブロックの区域以外の地区に存する消防法施行令第1条の2第3項に規定する防火対象物に該当する施設の防火管理については、名古屋大学防災・防火管理細則（平成25年度細則第2号。以下「防災・防火管理細則」という。）の定めるところによる。

(研修及び訓練の実施)

第14条 総長は防災管理者若しくはブロック防災管理者に命じ、又は部局の長は部局防災責任者に命じ、学生、職員等に対し災害対策に関する知識及び技術の習得、維持又は向上のため、実施計画を立てて防災に関する研修及び訓練を実施しなければならない。

- 2 前項の訓練において、防災管理者、ブロック防災管理者又は部局防災責任者は、訓練ごとにその結果を検証の上、必要に応じて消防計画等の災害対策に係る計画若しくは体制の見直し、又は設備、備品等の点検若しくは見直しを行い、常に防災に関わる体制の維持、強化に努めなければならない。

(自衛消防隊)

第15条 自衛消防隊は、全学自衛消防隊及びブロック自衛消防隊をもって構成する。

- 2 総長は、統括管理者を指名し、本学全体の自衛消防隊の包括指揮に当たらせる。
- 3 ブロック防災管理者は、ブロック統括管理者を指名し、ブロック自衛消防隊の指揮に当たらせる。
- 4 前3項に定めるもののほか、全学自衛消防隊及びブロック自衛消防隊の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(緊急避難住民の受入)

第16条 災害対策本部長は、本学に対して国、地方公共団体その他の関係機関から近隣住民の緊急避難場所として施設提供の要請があった場合は、当該緊急避難場所としての施設を管轄する部局の長の意見を聴いて、支障がないと認めるときに限り、これを提供することができる。

- 2 ブロック統括管理者は、近隣住民が避難してきた場合には、関係する部局の長と協議の上、管轄するブロック内の適当な施設を緊急避難場所として一時的に提供することができる。

3 前項により緊急避難場所を提供したブロック統括管理者は、直ちに災害対策本部長にその旨を報告しなければならない。

(施設の提供)

第17条 災害対策本部長は、本学に対して国、地方公共団体その他の関係機関から被災地域における人命救助その他の救援活動のため、施設提供の要請があった場合は、当該救援活動のための施設を管轄する部局の長等と協議の上、支障がないと認めるときに限り、これを提供することができる。

(援助の要請)

第18条 災害対策本部長は、災害対策業務の実施に当たり、必要に応じて他の大学等に対し救援物資の要請、職員の派遣その他の援助を求めることができる。

(共同防災管理に関する協議)

第19条 本学が管理する区域内又は建物内にある事業場等において、その管理についての権原を有する者が本学以外の者である場合は、本学は、当該事業場等の管理について権原を有する者と防災管理上必要な業務に関する事項について、あらかじめ協議を行い、定めておかなければならない。

(防災・防火管理)

第20条 この規程に定めるもののほか、本学の防災・防火管理に関し必要な事項については、防災・防火管理細則の定めるところによる。

(地域防災計画との整合)

第21条 防災管理者、ブロック防災管理者又は部局防災責任者は、地方公共団体の定める地域防災計画等を定期的に確認し、消防計画及びこの規程に定める事項が当該地域防災計画等に整合するように努めなければならない。

(事務)

第22条 災害対策に関する事務は、全学の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、本学の災害対策の実施に関し必要な事項は、名古屋大学防災推進本部会議の議を経て、総長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年6月18日から施行する。
- 2 名古屋大学自然災害対策規程（平成16年度規程第372号）及び名古屋大学防火・防災管理規程（平成16年度規程第94号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際、廃止前の名古屋大学自然災害対策規程又は名古屋大学防火・防災管理規程に基づき実施されている事項で、この規程に同様の定めがあるものについては、この規程に基づき実施されているものとみなす。

附 則(平成26年3月26日規程第125号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月30日規程第17号)

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

別表(第7条第5項関係)

災害対策部局本部

No	名称	構成する組織等	本部長
1	文学部局本部	文学部・文学研究科	研究科長
2	教育部局本部	教育学部・教育発達科学研究科	研究科長
3	法学部局本部	法学部・法学研究科	研究科長
4	経済部局本部	経済学部・経済学研究科	研究科長
5	情報文化部局本部	情報文化学部	学部長
6	理学合同部局本部	理学部・理学研究科・多元数理科学研究科・素粒子宇宙起源研究機構	理学研究科長
			多元数理科学研究科長 [副本部長担当]
			基礎理論研究センター長 [副本部長担当]
7	医学部局本部	医学部・医学系研究科	研究科長
8	保健学部局本部	医学系研究科(保健学専攻)	保健学専攻長
9	工学部局本部	工学部・工学研究科	研究科長
10	生命農学部局本部	農学部・生命農学研究科	研究科長
	東郷支部	生命農学研究科附属フィールド科学教育研究センター	センター長
11	国際開発部局本部	国際開発研究科	研究科長
12	国際言語部局本部	国際言語文化研究科	研究科長
13	環境学部局本部	環境学研究科	研究科長
14	情報科学部局本部	情報科学研究科	研究科長
15	創薬科学部局本部	創薬科学研究科	研究科長
16	教養教育院部局本部	教養教育院	院長
17	高等研究院部局本部	高等研究院	院長
18	環境医学部局本部	環境医学研究所	所長
19	太陽地球環境部局本部	太陽地球環境研究所	所長
20	エコトピア部局本部	エコトピア科学研究所	所長
21	地球水循環研究センター一部局本部	地球水循環研究センター	センター長

22	図書館部局本部	附属図書館	館長
23	病院部局本部	医学部附属病院	病院長
24	附属学校部局本部	附属学校	学校長
25	情報基盤センター部 局本部	情報基盤センター	センター長
26	総合保健体育科学セ ンター部局本部	総合保健体育科学センター	センター長
27	トランスフォーマテ ィブ生命分子部局本 部	トランスフォーマティブ生命分子 研究所	所長

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学災害対策規程(平成 25 年度規程第 12 号。以下「規程」という。)第 13 条, 第 20 条及び第 23 条の規定に基づく名古屋大学(以下「本学」という。)における災害対策の実施, 防災・防火対策の管理等(以下「防災・防火管理」という。)に関し必要な事項は, この細則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この細則において, 次の各号に掲げる用語の意義は, 当該各号に定めるところによる。

一 部局 規程第 2 条第 1 号に規定する「部局」をいう。

[第 2 条第 1 号]

二 ブロック 規程第 9 条第 1 項に規定する「ブロック」をいう。

[第 9 条第 1 項]

(防災・防火管理の総括等)

第 3 条 総長は, 防災・防火管理に関する事務を総括する。

2 防災管理者は, 総長を助け, 防災・防火管理に関する事務を掌理する。

3 ブロック防災管理者は, ブロック自衛消防隊に係る消防計画の取りまとめその他ブロックとしての防災・防火管理に関して必要な業務を行う。

4 部局の長は, ブロック防災管理者の業務に協力するとともに, 前項に掲げる事項以外の防災・防火管理に関する業務を総括する。

(防災・防火管理の管轄区域)

第 4 条 部局の防災・防火管理の管轄区域は, 別に定める資産の区域とする。

(部局の部局防災責任者等)

第 5 条 部局に, 部局防災責任者を置き, 部局の長が指名した者をもって充てる。ただし, 2 以上の部局が共同で使用又は管理する資産の区域(以下「共同資産区域」という。)の建物のうちの一部の建物に係る部局防災責任者に関し必要な事項は, 別に定めるところによる。

2 部局防災責任者は, 部局の長の監督の下に, 消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)第 4 条に規定する業務を行う。

3 部局の長は, 部局防災責任者の業務を補助・協同させるため, 当該部局における防災・防火管理上必要な施設等ごとに, 防災管理補助者を置かなければならない。

4 部局の長は, ブロックの区域外にある施設であって消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項に規定する防火管理を必要とする防火対象物に該当するものについては, 別に部局防災責任者を置き, 防火管理者の任に当たらせなければならない。

5 防災管理補助者に関し必要な事項は, 別に定める。

(火元責任者)

第6条 部局の長は、研究室、実験室、講義室、事務室その他防火上必要と認められる区域ごとに、火元責任者を置かなければならない。

2 火元責任者は、受持区域における防火上必要な業務に従事する。

3 部局の長は、火元責任者の任務を当該部局の事情に応じて、第1項の区域ごとに具体的に定めなければならない。

4 火元責任者に関し必要な事項は、別に定める。

(火元責任者の代理者)

第7条 部局の長は、火元責任者が旅行、疾病その他事故によりその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させるため、火元責任者の代理者を定めなければならない。

(ブロック自衛消防隊)

第8条 ブロック防災管理者は、火災、地震等の災害（以下「火災等」という。）が発生した場合及び火災等の発生の危険が急迫した場合に消火等の緊急活動に当たらせるため、ブロック統括管理者に命じてブロック自衛消防隊本部隊及び建物隊を組織しなければならない。

2 ブロック統括管理者は、ブロック自衛消防隊本部隊（以下「本部隊」という。）の指揮者として、当該ブロックに配置されている部局職員をもってブロック自衛消防隊を組織する。

3 ブロック統括管理者は、ブロック自衛消防隊建物隊（以下「建物隊」という。）の隊長を指名し、当該建物に配置されている部局職員（本部隊に組織される者を除く。）をもって建物隊を組織させる。

4 本部隊及び建物隊の組織及び任務に関し必要な事項は、別に定める。

(防災・防火訓練)

第9条 防災管理者、ブロック防災管理者又は部局防災責任者は、毎年1回以上（医学部附属病院にあつては2回以上）定期的に防災・防火訓練を実施しなければならない。

(防災管理点検)

第10条 部局防災責任者は、定期的に防災管理点検を実施しなければならない。

2 部局防災責任者は、前項の点検を行った結果を消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「施行規則」という。）第51条の12第1項に規定する防災管理維持台帳に記録し、これを保存しなければならない。

(消防用設備等)

第11条 部局防災責任者は、消防用設備等について、定期的に点検し、及び整備しなければならない。

2 部局防災責任者は、前項の点検を行った結果を施行規則第4条の2の4第2項に規定する防火管理維持台帳に記録し、これを保存しなければならない。

(消防用設備等の表示等)

第12条 部局防災責任者は、消防用設備等を標識等によりその所在を表示するとともに、その使用方法等を明示し、役職員、学生、生徒等（以下「役職員等」という。）に周知しなければならない。

（非常持出品の表示）

第13条 部局防災責任者は、非常持出品について、その旨表示しなければならない。

（危険物等の表示等）

第14条 部局防災責任者は、危険物、少量危険物及び指定可燃物（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場所に標識等によりその類別、品名等の表示を行い、役職員等に周知しなければならない。

（特異気象時における火気の使用）

第15条 異常乾燥、強風等の特異気象時においては、部局防災責任者は、火気の使用に関して役職員等に注意を喚起しなければならない。

2 前項の場合において、部局防災責任者は、必要に応じて火気の使用を制限し、又は禁止することができる。

（臨時の火気の使用）

第16条 通常火気を使用しない場所において、臨時に火気を使用しようとする者は、部局防災責任者に申し出て、その許可を受けなければならない。

（火災等発見者の措置）

第17条 火災等を発見した者は、直ちに警務員その他の関係職員（以下「警務員等」という。）に電話又は火災報知機その他の方法等により通報するとともに、初期消火等に努めなければならない。ただし、緊急を要する場合は、直ちに119番への通報を行った後、警務員等へ通報することができる。

（警務員等の措置）

第18条 火災等の発生を通報等により知った警務員等は、直ちに119番及び当該火災等現場を管轄する部局の長、部局防災責任者等に通知するとともに、消火等の活動に従事しなければならない。

（ブロック自衛消防隊の消火等の活動）

第19条 火災等が発生した場合は、ブロック統括管理者は、直ちに本部隊を組織するとともに、建物隊を組織させ、消防機関が到着するまでの間、消火等の活動に従事しなければならない。

2 前項の場合において、火災等が発生したブロックにおける危険物等を取り扱い、及び保管する研究室、実験室等の火元責任者は、直ちに当該危険物等の取扱い、保管数量等の情報を当該ブロックの本部隊に報告しなければならない。

3 消防機関の到着後は、ブロック自衛消防隊は、その指示に従って消火等の活動に協力しなければならない。

（協力の要請）

第20条 ブロック統括管理者は、必要に応じて災害対策本部に対し応援の要請をすることができる。

2 前項により応援の要請を受けた災害対策本部は、直ちに応援の手配をしなければならない。

(調査及び報告)

第21条 ブロック防災管理者は、当該ブロックにおける火災等の鎮静後、当該火災等の原因、火災等による損害その他必要な事項を調査し、速やかに災害対策本部長に報告しなければならない。ただし、災害対策本部が設置されていない場合は、速やかに防災管理者に報告するものとする。

(火災等発生時の通報連絡経路)

第22条 ブロック防災管理者は、第17条及び第18条に定めるもののほか、管轄するブロックにおいて災害が発生した場合における通報連絡方法を関係する部局の協力を得てあらかじめ定めなければならない。

[第17条] [第18条]

(他の規程等との関係)

第23条 危険物等、高圧ガス、放射性同位元素等を取り扱う施設及び電気工作物に係る防災・防火管理に関しては、この細則に定めるもののほか、名古屋大学放射線安全管理規程(平成16年度規程第81号)、名古屋大学自家用電気工作物保安規程(平成16年度規程第83号)、名古屋大学研究用微生物安全管理規程(平成19年度規程第107号)、名古屋大学病原体等安全管理規程(平成19年度規程第108号)、名古屋大学化学物質等安全管理規程(平成20年度規程第1号)及び名古屋大学毒劇物管理要項(平成16年度要項第6号)の定めるところによる。

[名古屋大学放射線安全管理規程(平成16年度規程第81号)] [名古屋大学自家用電気工作物保安規程(平成16年度規程第83号)] [名古屋大学研究用微生物安全管理規程(平成19年度規程第107号)] [名古屋大学病原体等安全管理規程(平成19年度規程第108号)] [名古屋大学化学物質等安全管理規程(平成20年度規程第1号)] [名古屋大学毒劇物管理要項(平成16年度要項第6号)]

(事務)

第24条 防災・防火管理に関する事務は、全学の協力を得て、施設管理部環境安全支援課が行う。

(部局防災・防火管理内規等)

第25条 部局の長は、当該部局の防災・防火管理の実施に関し必要な事項について防災・防火管理に係る内規、申合せ等(以下「部局防災・防火管理内規等」という。)を定めなければならない。

2 部局の長は、前項の部局防災・防火管理内規等を制定又は改廃した場合は、速やかに総長に報告しなければならない。

(雑則)

第26条 この細則に定めるもののほか、本学の防災・防火管理に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この細則は、平成25年6月18日から施行する。

○名古屋大学防災・防火管理の管轄区域等に関する内規

(平成 25 年 7 月 12 日内規第 1 号)

改正 平成 25 年 9 月 17 日規程第 42 号 平成 25 年 11 月 27 日規程第 59 号
平成 25 年 12 月 27 日規程第 67 号平成 26 年 3 月 26 日規程第 125 号
平成 26 年 7 月 30 日規程第 17 号

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学防災・防火管理細則(平成 25 年度細則第 2 号。以下「細則」という。)第 4 条及び第 5 条第 1 項ただし書に規定する部局の防災・防火管理の管轄区域及び共同資産区域並びにこれらの区域の建物のうちの一部の建物に係る部局防災責任者に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

[\[名古屋大学防災・防火管理細則\(平成 25 年度細則第 2 号。以下「細則」という。\)\]](#)
[第 4 条](#) [\[第 5 条第 1 項\]](#)

(部局の防災・防火管理の管轄区域)

第 2 条 細則第 4 条に規定する名古屋大学(以下「本学」という。)の部局の防災・防火管理の管轄区域は、別表第 1 のとおりとする。

[\[細則第 4 条\]](#) [\[別表第 1\]](#)

(共同資産区域の一部の建物に係る部局防災責任者等)

第 3 条 細則第 5 条第 1 項ただし書に規定する共同資産区域の建物のうちの一部の建物に係る部局防災責任者は、別表第 2 のとおりとする。

[\[細則第 5 条第 1 項\]](#) [\[別表第 2\]](#)

2 細則第 5 条第 5 項の規定に基づく、前項の建物に係る防災管理補助者は、前項の部局防災責任者をもって充てる。

[\[細則第 5 条第 5 項\]](#)

附 則

1 この内規は、平成 25 年 7 月 12 日から施行する。

2 部局が共同で使用又は管理する資産の区域における一部の建物に係る防火管理者に関する申合せ(平成 21 年 3 月 30 日申合せ)は、廃止する。

附 則(平成 25 年 9 月 17 日規程第 42 号)

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 11 月 27 日規程第 59 号)

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日規程第 67 号)

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日規程第 125 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 30 日規程第 17 号)

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

別表第1(第2条関係)
部局の防災・防火管理の管轄区域

部局	資産の区域
事務局	事務局の用に供する資産及び法人宿舍（医学部附属病院看護師宿舍及び医学部附属病院研修医宿舍を除く。）
大学院文学研究科	文学部及び大学院文学研究科の用に供する資産
大学院教育発達科学研究科	教育学部及び大学院教育発達科学研究科の用に供する資産
大学院法学研究科	法学部及び大学院法学研究科の用に供する資産
大学院経済学研究科	経済学部及び大学院経済学研究科の用に供する資産
情報文化学部	情報文化学部の用に供する資産
大学院理学研究科	理学部及び大学院理学研究科並びに臨海実験所宿舍の用に供する資産
大学院医学系研究科	医学部（医学部附属病院を除く。）及び大学院医学系研究科並びに附属図書館医学部分館、アイソトープ総合センター分館及び脳とここの研究センターの用に供する資産
医学部保健学科	医学部保健学科の用に供する資産
大学院工学研究科	工学部及び大学院工学研究科並びにシンクロトロン光研究センター、グリーンモビリティ連携研究センター及びナショナルコンポジットセンターの用に供する資産
大学院生命農学研究科	農学部及び大学院生命農学研究科の用に供する資産
大学院国際開発研究科	大学院国際開発研究科の用に供する資産
大学院多元数理科学研究科	大学院多元数理科学研究科の用に供する資産
大学院国際言語文化研究科	大学院国際言語文化研究科の用に供する資産
大学院環境学研究科	大学院環境学研究科の用に供する資産
大学院情報科学研究科	大学院情報科学研究科の用に供する資産
大学院創薬科学研究科	大学院創薬科学研究科の用に供する資産
教養教育院	教養教育院の用に供する資産
アジアサテライトキャンパス学院	アジアサテライトキャンパス学院の用に供する資産
高等研究院	高等研究院の用に供する資産
トランスフォーマティブ生命分子研究所	トランスフォーマティブ生命分子研究所の用に供する資産
環境医学研究所	環境医学研究所の用に供する資産
太陽地球環境研究所	太陽地球環境研究所の用に供する資産
エコトピア科学研究所	エコトピア科学研究所の用に供する資産
附属図書館	附属図書館（附属図書館医学部分館を除く。）の用に供する資産
医学部附属病院	医学部附属病院及び看護師宿舍の用に供する資産
アイソトープ総合センター	アイソトープ総合センター（アイソトープ総合センター分館を除く。）の用に供する資産
遺伝子実験施設	遺伝子実験施設の用に供する資産
物質科学国際研究センター	物質科学国際研究センターの用に供する資産
高等教育研究センター	高等教育研究センターの用に供する資産
農学国際教育協力研究センター	農学国際教育協力研究センターの用に供する資産
年代測定総合研究センター	年代測定総合研究センターの用に供する資産
博物館	博物館の用に供する資産
発達心理精神科学教育研究センター	発達心理精神科学教育研究センターの用に供する資産

法政国際教育協力研究センター	法政国際教育協力研究センターの用に供する資産
生物機能開発利用研究センター	生物機能開発利用研究センターの用に供する資産
シンクロトロン光研究センター	シンクロトロン光研究センターの用に供する資産
地球水循環研究センター	地球水循環研究センターの用に供する資産
情報基盤センター	情報基盤センターの用に供する資産
総合保健体育科学センター	総合保健体育科学センターの用に供する資産
未来社会創造機構	未来社会創造機構の用に供する資産
素粒子宇宙起源研究機構	素粒子宇宙起源研究機構の用に供する資産

別表第2(第3条第1項関係)
共同資産区域の建物のうちの一部の建物に係る部局防災責任者

細則第5条第1項ただし書に規定する一部の建物	部局防災責任者
高等総合研究館	施設管理部環境安全支援課長
インキュベーション施設	
第1 共同利用施設	
第2 共同利用施設	
文系総合館	文系経理課長
情報文化学部・全学教育棟	情報文化学部・情報科学研究科事務長
古川記念館	理学部・理学研究科・多元数理科学研究科事務長
赤崎記念研究館	工学部・工学研究科経理課長
核燃料管理施設	
共同教育研究施設(高等総合研究館及び核燃料管理施設を除く。)	研究所経理課長

[\[細則第5条第1項\]](#)

○名古屋大学災害対策本部の設置，組織，運営等に関する基本方針

(平成 25 年 7 月 12 日 役員会決定)

改正 平成 26 年 3 月 26 日規程第 125 号

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学災害対策規程(平成 25 年度規程第 12 号，以下「規程」という。)第 6 条第 6 項の規定に基づく名古屋大学災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の設置，組織，運営等に関する基本方針について必要な事項は，この方針の定めるところによる。

[\[名古屋大学災害対策規程\(平成 25 年度規程第 12 号，以下「規程」という。\)第 6 条第 6 項\]](#)

(災害対策本部の設置基準)

第 2 条 災害対策本部は，次の各号に掲げる災害等が発生した場合において，当該各号に定めるときに設置する。

- 一 地震 名古屋市内で震度 5 弱以上の地震が発生したとき，又は東海地震に係る注意情報若しくは警戒宣言が発表されたとき。
- 二 風水害 気象警報が発令され，かつ，名古屋大学(以下「本学」という。)に相当の被害が発生することが予想されるとき，又は相当の被害が発生したとき。
- 三 火災等 大規模な火災若しくは爆発が発生したとき，又はその発生若しくは拡大が予測されるとき。
- 四 事故 有毒物質若しくは有害物質が漏洩，放出若しくは拡散等し相当の被害が発生したとき，又はその発生が予測されるとき。
- 五 その他 本学において相当の被害が発生し又はその発生が予測されるとき。

2 災害対策本部は，名古屋市千種区不老町名古屋大学本部 4 号館に設置する。

(災害対策本部長等の職務代行)

第 3 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)に事故がある場合は，別に定める順位により理事である副本部長が，本部長の職務を代行する。

2 副本部長に事故がある場合は，本部長があらかじめ指名する者が，副本部長としてその職務を代行するものとする。

(災害対策本部の組織)

第 4 条 災害対策本部の本部員は，労働安全担当の総長補佐，防災担当の総長補佐，法務室長，災害対策室長，保健管理室長，事務局各部の長及び情報連携統括本部情報推進部長をもって充てる。

(災害対策本部事務局の組織)

第 5 条 災害対策本部に置く事務局(以下「災害対策本部事務局」という。)は，名古屋大学事務局(情報連携統括本部情報推進部を含む。)のすべての職員(自衛消防隊に配属された職員にあつては，当該業務を遂行している間を除く。)をもって構成する。

2 災害対策本部事務局の統括は，総務部長が行うものとする。

(全学自衛消防隊の組織)

第6条 全学自衛消防隊は、統括管理者の指揮の下に、編成するものとする。

2 全学自衛消防隊は、指揮班、情報班、避難・救護班及び消火・工作班を置き、それぞれの班の長として人事課長、財務課長、学務課長及び施設整備課長をもって充てるものとする。

3 前項のそれぞれの班に、若干名の班員を置く。

(支援組織)

第7条 情報連携統括本部、環境安全衛生推進本部環境安全衛生管理室、災害対策室、法務室及び総合保健体育科学センター保健管理室その他特定の運営支援組織等は、災害対策本部の運営を支援しなければならない。

(運営)

第8条 災害対策本部は、規程第7条に規定する災害対策部局本部及びこの方針の前条に規定する支援組織との連携のもと、災害対策業務を遂行する。

[[規程第7条](#)]

(業務内容)

第9条 災害対策本部が行う業務は、別表のとおりとする。

[[別表](#)]

(勤務時間内における災害対策)

第10条 勤務時間内に災害が発生し、災害対策本部を設置した場合における対応は、本部長の指示の下において、次の各号のとおりとする。

一 災害対策本部、災害対策本部事務局及び全学自衛消防隊の要員を直ちに招集する。
二 災害対策本部、災害対策本部事務局及び全学自衛消防隊に災害対策活動を指示する。

三 部局の長に災害対策部局本部（以下「部局本部」という。）の設置及び各部局における緊急対応、応急対応、復旧対応等の必要な措置を指示する。

四 ブロック自衛消防隊の設置及び緊急対応措置を講ずるよう統括管理者に指示し、統括管理者は、本部長の指示の下に、ブロック自衛消防隊が行う被災情報の収集、被災者の救護、救出、消火、避難誘導等の自衛消防活動を指示する。

五 学内施設の被災状況、本学の学生、職員等の安否確認状況等の情報を収集及び分析し、災害対策に係る対応方針を決定する。

六 前号において決定した対応方針を副本部長に指示し、必要な対応を執らせるとともに、当該対応方針を部局の長に伝達し、部局との連携により災害対策業務に当たる。

2 勤務時間内に災害が発生するおそれ（東海地震注意情報（警戒宣言発令を含む。）が発表された場合を含む。）があり、災害対策本部を設置した場合における対応は、前項各号に定めるとおりとする。ただし、同項第2号中「災害対策活動」とあるのは「災害予防措置」と、同項第4号中「が行う被災情報の収集、被災者の救護、救出、消火、避難誘導等の自衛消防活動を指示する。」とあるのは「に災害予防措置を講ずるよう指示する。」と、同項第5号中「学内施設の被災状況、本学の学生、職員等の安否確認状況等の情報」とあるのは「学内施設、本学の学生、職員等の状

況に係る情報」と、「災害対策」とあるのは「災害予防」と、同項第6号中「災害対策業務」とあるのは「災害予防措置」と読み替えるものとする。

(勤務時間外における災害対策)

第11条 勤務時間外に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策本部を設置する場合における対応は、前条の規定に準じて速やかに対応するものとする。この場合において、本部長は、別に定める非常時における参集・招集の基準に基づき、災害対策本部、災害対策本部事務局及び全学自衛消防隊の構成員を集めるものとする。

(雑則)

第12条 この方針に定めるもののほか、災害対策本部等の設置、組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、平成25年7月12日から施行する。

附 則(平成26年3月26日規程第125号)

この方針は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

災害対策担当業務

区 分	業 務	主な担当
災害対策本部に関わる庶務	1. 災害対策本部の設置及び業務全体を総括する。 2. 情報収集を行う。 (1) 電話, ファクシミリ, 地方公共団体広報, 新聞, ラジオ, テレビ, インターネット, 民間無線局その他あらゆる情報手段を用いて迅速かつ正確な情報の収集に努める。 3. 放送設備及び防災無線による学内周知放送を行う。 4. 緊急措置, 臨時拠点設置等の連絡調整に当たる。 5. 保健管理室と救護の連携体制をとる。 6. 災害対策本部要員のための食料等を準備する。 7. 要員の確保に努める。 (1) 職員等の派遣要請があった場合は, 派遣できるよう全学的な調整を行う。 (2) 宿日直体制をとる。 (3) 災害業務を行うに当たり, 職員の心身の健康に十分に留意する。	総務部
広報・情報連絡	1. 学内情報収集及び伝達を行う。 (1) 災害対策室, 関係部局等から情報を得て, 学内の状況を迅速かつ正確に把握する。 (2) 得られた情報の中で有用なものは, 関係部局等へ伝達する。 2. 職員, 学生等の安否情報の収集・集計を行う。	総務部, 情報連携統括本部

	<p>(1) 名古屋大学ポータルに入力された職員，学生等に関する安否情報を収集・集計し，災害対策本部に報告・連絡する。</p> <p>3. 報道機関及び訪問者に対応する。</p> <p>(1) 文部科学省，地方公共団体等との連絡体制をとる。</p> <p>(2) 学内状況等の情報を報道機関に提供する。</p> <p>(3) 学外諸機関及び個人の間合せ及び訪問に対応する。</p>	
職員の安否確認・避難誘導	<p>1. 避難場所への誘導，通行障害物の撤去等の安全確保を図る。</p> <p>2. 職員の安否を確認する。</p> <p>(1) 関係部局等からの報告・連絡を受理し，整理する。</p> <p>(2) 調査・確認に当たっては，関係部局等と連絡を密にし，全学の状況を正確に把握するよう努める。</p> <p>(3) 調査・確認に当たっては，安否情報入力システムを利用するとともに，電話，ファクシミリ，電子メールその他あらゆる手段を活用する。</p>	総務部
避難住民の対応	<p>1. 緊急避難者に対応する。</p> <p>(1) 避難所として指定されていない場所において，緊急避難者を一時受け入れる場合は，関係部局等の長と連絡調整を行う。</p> <p>(2) 緊急避難者が既に各部局等に避難し，一時的に当該部局等で受け入れている場合は，速やかに関係部局等の長と連絡調整を行う。</p> <p>(3) 避難場所には名簿を備え付け，氏名，人数等を把握する。</p> <p>2. 緊急避難者の避難所への移動が，迅速かつ正確に行われるように配慮する。</p> <p>(1) 正確に避難住民に情報を伝達できるよう，受入れ部局等と地方公共団体からの派遣職員との連絡を密にする。</p> <p>3. 避難所として指定されている部局等は，地方公共団体からの派遣職員と密接に連携する。（次に掲げる事項は，本来は地方公共団体が行うべき事柄であるところ，派遣職員が配置されるまでは，本学において対応することが必要と考えられるものである。）</p> <p>(1) 避難住民からの要望等を，地方公共団体に正確に伝えるよう努める。</p> <p>(2) 避難所として必要な設備（炊事・洗濯，仮設電話，簡易トイレ，保安措置等）の設置に協力する。</p> <p>(3) 避難住民に自治組織を作らせ，大学及び地方公共団体との調整窓口の一本化を図る。</p>	総務部
施設工作・復旧・建物被害調査	<p>1. 倒壊のおそれのある建物等の現状把握及び情報提供を行う。</p>	施設管理部

	<p>2. 施設の被災状況の把握，施設の立入禁止措置等を行う必要から，専門家の下に応急危険度判定士班を設置し，速やかに判定に当たる（建物の安全確認を行い，被災状況を把握する。）。</p> <p>3. 施設，設備及び土地の被災状況を把握する。</p> <p>(1) 関係部局等と協力し，写真，ビデオ等により，被災状況を記録し，整理する。</p> <p>(2) 2次災害のおそれのある施設等については，直ちに立入禁止等の措置及び応急処置を講ずる。</p> <p>(3) 被災状況については，復旧作業を行う前に日付入りの写真，ビデオ等を活用して記録を残すように努める。</p> <p>4. ライフラインを確保する。</p> <p>(1) 電気，ガス，水道，電話その他のライフラインの早期復旧に努める。</p> <p>(2) 自家発電設備の始動（保守・点検）を行う。</p> <p>(3) 必要な場合は，関連企業（中部電力，東邦ガス等）へ応援を要請する。</p> <p>(4) 仮設トイレ等の設置に向け関連企業へ応援を要請する。</p>	
危険物・防犯・防火・消火	<p>1. 初期消火活動，消防署消防隊の誘導等を行う。</p> <p>2. 不審者への対応及び現場周辺への立入規制を行う。</p> <p>3. 化学薬品等の危険物による火災，汚染等を予防する。</p> <p>4. 消火栓及び消火器の位置確認並びに設置図面の作成を行う。</p> <p>5. 危険物倉庫を管理する。</p>	施設管理部
救護	<p>1. 保健管理室及び自衛消防隊救護班と連携し，負傷した学生，職員等の救護に当たる。</p>	施設管理部，総務部
学生の安否確認・避難誘導	<p>1. 学生の避難場所への誘導，通行障害物の撤去等の安全確保について各部局との連絡調整を行う。</p> <p>2. 学生会館及び課外活動施設の安全確認を行い，被災状況を把握する。</p> <p>3. 学生の安否を確認するとともに，住居等の被災状況を調査する。</p> <p>(1) 各部局等からの報告・連絡を受理し，整理する。</p> <p>(2) 調査・確認に当たっては，各部局等と連絡を密にし，全学の状況を正確に把握するよう努める。</p> <p>(3) 調査・確認に当たっては，安否情報入力システムを利用するとともに，電話，ファクシミリ，電子メールその他あらゆる手段を活用する。</p> <p>4. 学生関係諸行事の実施に関し，速やかに学内の連絡調整を行い，その結果を適当な広報手段により学生等関係者に伝達する。</p>	学務部

	<p>5. 学生の学内外におけるボランティア活動の状況の把握に努め、必要な指導及び情報の提供を行う。</p> <p>6. 学生の課外活動の状況の把握に努め、必要な指導を行う。</p>	
授業・試験の管理	<p>1. 授業等の対策を行う。</p> <p>(1) 授業の再開、学業成績の認定方法等について、学内における連絡調整を行う。</p> <p>(2) 授業の再開のスケジュール等を、教員及び学生に対し、速やかに漏れなく伝達することについて各部局との連絡調整を行う。</p> <p>2. 受験生の対策を行う。</p> <p>(1) 災害発生時期に応じて、入学試験会場、実施日時等について、学内の連絡調整を行う。</p> <p>(2) 入学試験会場、実施日時等の変更等がある場合には、速やかに受験生に対し伝達する。</p>	学務部
学生の生活等安全管理	<p>1. 寮生の安否確認及び学生寮の被災状況を把握する。</p> <p>2. 学生の福利厚生施設の安全確認を行い、被災状況を把握する。</p> <p>3. 学生の宿舎の確保に努める。</p>	学務部
放射性物質等の危険物の安全管理	<p>1. 当該施設ごとに実施される放射性物質等の拡散による汚染対策及び防止対策の状況を把握する。</p>	研究協力部、施設管理部
外国人研究者及び留学生の安全管理並びに外国の大学、研究機関等との連絡調整	<p>1. 避難場所への誘導、通行障害物の撤去等の安全確保を図る。</p> <p>2. 宿舎に入居する外国人研究者及び留学生の安否を確認するとともに、家屋等の被災状況を把握する。</p> <p>(1) 調査・確認に当たっては、各部局等と連絡を密にし、全学の状況を正確に把握するよう努める。</p> <p>(2) 調査・確認に当たっては、安否情報入力システムを利用するとともに、電話、ファクシミリ、電子メールその他あらゆる手段を活用する。</p> <p>3. 外国人研究者及び留学生が在籍する外国の大学、研究機関等との連絡調整に努める。</p> <p>4. 外国人研究者及び留学生の宿舎の確保・斡旋に努める。</p>	国際部
救護物資の管理	<p>1. 救護物資、食糧等の受入れに関し、他大学、地方公共団体等からの派遣職員との連絡調整を行う。</p> <p>2. 救護物資等の搬出入及び保管のための場所を確保する。</p> <p>(1) 運搬車両等の運転要員を確保する。</p> <p>3. 他大学、地方公共団体等からの救護物資、食料等を受け入れる。</p> <p>(1) 数量等の管理を行う。</p>	財務部

	(2) 避難住民の対応担当と連絡を密にし、避難住民、災害対策本部要員等に配給する。 (3) 受入れ要員の確保に努める。	
施設財産の管理	1. 職員宿舎を確保する。 (1) 職員宿舎の安全確認を行い、被災状況を把握する。 (2) 被災職員の状況に応じて職員宿舎の確保に努める。 2. 財産の使用許可の手続きを行う。 (1) 各部局等における施設提供に伴う使用許可について、手続きを行う。	財務部、 施設管理部
物品被害・復旧	1. 物品の被害状況を把握し、整理する。 (1) 関係部局等と連絡を密にし、事務・研究用機器等物品の被害状況調査を速やかに行い、取りまとめる。	財務部
重要物品の搬出	1. 重要物品及び重要書類の搬出及び保管に関し、本部各部で統括する。	各部

※ 担当部は、他部局等の協力を得て業務を遂行する。

災害対策担当業務（協力組織）

組 織	業 務
災害対策室 【情報収集】	1. 災害の規模・範囲、今後の予測情報等について情報収集を行う。 2. 他大学、研究機関、国・地方公共団体等と密接な連携を図り、蓄積された資料をもとに、災害対策本部への情報提供及び専門的立場からの助言を行う。
保健管理室 【医療・救護】	1. 負傷した職員、学生等（避難住民を含む。）の応急手当を行う。 2. 災害対策本部の救護担当と連携を図り、診療が可能な病院を調査し、把握する。 (1) 負傷した職員、学生等に受診を指示するとともに、必要に応じて搬送を行う。 (2) 搬送リストを作成し、家族等からの照会窓口を設置する。 (3) 必要な医薬品等について救護物資の管理担当及び地方公共団体等と連携し、確保に努める。
法務室	1. 法的問題等に対する専門的な助言を行う。

○名古屋大学役職員の参集基準

(平成 25 年 7 月 12 日基準第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学災害対策規程(平成 25 年度規程第 12 号)第 8 条第 3 項に規定する役職員の参集に関し必要な事項は、この基準の定めるところによる。

[[名古屋大学災害対策規程\(平成 25 年度規程第 12 号\)第 8 条第 3 項](#)]

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 登録職員 災害対策本部又は災害対策部局本部を設置したとき、災害対策の業務に従事する者としてあらかじめ名簿(以下「登録名簿」という。)に登録された職員をいう。
- 二 総員参集 すべての登録職員を参集させることをいう。
- 三 限定参集 登録職員のうち一部の者を参集させることをいう。

(参集者の登録等)

第 3 条 防災管理者、ブロック防災管理者又は部局防災責任者は、災害対策本部又は災害対策部局本部を設置したときに参集させる必要のある役職員の登録名簿を作成し、当該職員及び関係者に周知しておかなければならない。

- 2 前項の登録名簿の作成に当たっては、対象となる職員の担当する職務、役職、通勤の状況その他の要件を考慮しその実効性を確保するように努めなければならない。
- 3 参集する場所は、特に指示がない限り役職員の勤務場所とする。

(連絡体制)

第 4 条 総長及び部局長は、災害対策本部又は災害対策部局本部を設置した場合、登録職員にその旨を通知しなければならない。ただし、限定参集を行うときは、登録職員のうちの一部の者に限定してその通知をするものとする。

- 2 前項の通知を円滑に実施するためその連絡方法を 2 以上定め、登録した者に周知しておかなければならない。
- 3 部局長は、前項の連絡方法を定めたときは、総長に報告しなければならない。これを修正又は変更したときもまた同様とする。
- 4 名古屋市内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、又は東海地震に関する注意情報、予知情報若しくは警戒宣言が発表された場合は、第 1 項に定める通知がされなくても登録職員は総員参集するものとする。
- 5 総長及び部局長は、第 1 項の連絡体制の実効性を確認するため、年 1 回以上連絡体制に係る訓練を行い、不備がある場合は改善等を行い、その実効性の維持に努めなければならない。

(勤務時間管理)

第 5 条 災害対策のために参集させた職員の勤務時間管理は、当該職員の平常時の勤務時間管理員が行うものとする。

(雑則)

第 6 条 この基準に定めるもののほか、役職員の参集の基準に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 25 年 7 月 12 日から施行する。

○名古屋大学災害対策部局本部の組織、運営等に関する基本方針

(平成 25 年 7 月 12 日 役員会決定)

改正 平成 26 年 2 月 4 日 改正

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学災害対策規程（平成 25 年度規程第 12 号。以下「規程」という。）第 7 条第 7 項の規定に基づく名古屋大学災害対策部局本部（以下「災害対策部局本部」という。）の設置基準は、名古屋大学災害対策本部の設置、組織、運営等に関する基本方針（以下「基本方針」という。平成 25 年 7 月 12 日制定）第 2 条に規定する災害対策本部の設置基準を準用するものとし、その他災害対策部局本部の組織、運営等に関し必要な事項は、この方針の定めるところによる。

[\[名古屋大学災害対策規程（平成 25 年度規程第 12 号。以下「規程」という。）第 7 条第 7 項\]](#) [\[第 2 条\]](#)

(運営)

第 2 条 災害対策部局本部の運営は、災害対策本部との連携のもと、災害対策業務を遂行する。

(組織)

第 3 条 災害対策部局本部に、本部長のほか副本部長及び本部員を置く。

(災害対策部局本部の本部員及び支部員)

第 4 条 規程第 7 条第 6 項に定める本部員及び支部員は、次に掲げる職員をもって充てる。

[\[規程第 7 条第 6 項\]](#)

- 一 災害対策部局本部を置く部局の事務部の筆頭課長（又は筆頭掛長）
- 二 災害対策部局本部を置く部局の職員（当該部局で災害対策業務遂行中の自衛消防隊員を除く。）

(業務内容)

第 5 条 災害対策部局本部が行う業務は、基本方針別表に定める業務に準じて対応する部局における業務とする。

(雑則)

第 6 条 この方針に定めるもののほか、災害対策部局本部の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、平成 25 年 7 月 12 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 4 日 改正)

この方針は、平成 26 年 2 月 4 日から施行する。

○名古屋大学ブロック連絡調整会議の組織、運営等に関する細則

(平成 25 年 7 月 12 日細則第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学災害対策規程(平成 25 年度規程第 12 号。以下「規程」という。)

第 11 条第 2 項の規定に基づく名古屋大学ブロック連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)の組織、運営等に関し必要な事項は、この細則の定めるところによる。

[\[名古屋大学災害対策規程\(平成 25 年度規程第 12 号。以下「規程」という。\)第 11 条第 2 項\]](#)

(目的)

第 2 条 連絡調整会議は、ブロックに所属する部局が協力して、ブロックの防災活動を行うための連絡調整を行うことを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 連絡調整会議は、それぞれのブロックにおける次に掲げる事項について審議・検討を行う。

- 一 ブロック自衛消防隊に関すること。
- 二 ブロックの消防計画に関すること。
- 三 ブロックにおける研修及び訓練に関すること。
- 四 その他ブロック内における防災に関すること。

(組織)

第 4 条 連絡調整会議は、ブロック内において建物を管理する部局の責任者をもって組織する。

(構成員)

第 5 条 連絡調整会議に、議長、副議長その他必要な者を置く。

(議長)

第 6 条 議長は、規程第 10 条第 3 項に規定するブロック防災管理者をもって充てる。

[\[規程第 10 条第 3 項\]](#)

2 議長は、連絡調整会議を招集する。

(副議長)

第 7 条 副議長は、議長が指名した者をもって充てる。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(定足数)

第 8 条 連絡調整会議は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(意見の聴取)

第 9 条 連絡調整会議が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 10 条 連絡調整会議の庶務は、議長の所属する部局の事務部において処理する。

(雑則)

第 11 条 この細則に定めるもののほか、連絡調整会議の組織、運営等に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この細則は、平成 25 年 7 月 12 日から施行する。

○名古屋大学における自衛消防隊の任務，活動等に関する細則

(平成 25 年 7 月 12 日細則第 9 号)

改正 平成 26 年 2 月 4 日細則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学災害対策規程(平成 25 年度規程第 12 号。以下「規程」という。)

第 15 条第 4 項の規定に基づく自衛消防隊に関する任務，活動等に関し必要な事項は，この細則の定めるところによる。

[\[名古屋大学災害対策規程\(平成 25 年度規程第 12 号。以下「規程」という。\)第 15 条第 4 項\]](#)

(全学自衛消防隊の任務)

第 2 条 全学自衛消防隊は，名古屋大学(以下「本学」という。)の東山地区，鶴舞地区，大幸地区等において，災害(規程第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。)が発生した場合における自衛消防隊の活動の総括指揮，ブロック自衛消防隊等からの情報の集約等を主な任務とする。

[\[規程第 2 条第 2 号\]](#)

(全学自衛消防隊の活動)

第 3 条 全学自衛消防隊は，災害対策本部が設置された場合，統括管理者(又は災害対策本部長)から指示があった場合に活動する。

(ブロック自衛消防隊の任務)

第 4 条 ブロック自衛消防隊の組織及び任務は，別表のとおりとし，災害時の安全確認，避難誘導，負傷者，研究室等に閉じ込められた者等の救出その他緊急時の対応を主な任務とする。

[\[別表\]](#)

2 前項の任務を遂行するため，本部隊は，建物隊を指揮し，その活動を集約して，全学自衛消防隊へ報告する。

3 第 1 項の任務を遂行するため，建物隊は，管轄する建物内及びその周辺で災害が発生した場合の関係箇所への通報，初期消火，避難誘導等及び被害状況の緊急報告を主な任務とする。

4 前項に定めるもののほか，建物隊は，災害時において，管轄する敷地及び建物の被害状況の調査，負傷者の救護，閉じ込められた者等の救出その他緊急時の対応を任務とする。

(ブロック自衛消防隊の編成等)

第 5 条 ブロック自衛消防隊は，災害対策本部若しくは全学自衛消防隊の指示があった場合，又はブロック防災管理者若しくはブロック統括管理者から指示があった場合に編成する。

2 本部隊の活動の拠点は，ブロックの区域内とする。

3 建物隊の活動の拠点は，建物隊が管轄する区域とする。

(被害状況の確認)

第 6 条 全学自衛消防隊は，ブロック自衛消防隊等の活動を集約して，東山地区，鶴舞地区，大幸地区等のすべての建物に係る被害状況の確認等を行う。

2 本部隊は，管轄するブロックの区域内における建物隊の活動を集約して，ブロック内の敷地及び管轄する建物に係る被害状況の確認等を行う。

- 3 建物隊は、管轄する建物、その敷地（周辺の工作物等を含む。）及び建物内の研究室等に係る被害状況の確認等を行うとともに、研究室等に閉じ込められた者がいないかどうかの確認を行う。

（活動の終了及び待機）

第7条 自衛消防隊の活動は、災害時において東山地区、鶴舞地区、大幸地区等の地区ごと、ブロックごと又は建物ごと自衛消防活動が収束した時点で統括管理者の承認を得て終了することができる。

附 則

この細則は、平成25年7月12日から施行する。

附 則(平成26年2月4日細則第14号)

この細則は、平成26年2月4日から施行する。

別表(第4条第1項関係)

ブロック自衛消防隊の組織及び任務

[別紙参照]

別表（第4条第1項関係）

ブロック自衛消防隊の組織及び任務

・本部隊

本部隊長	—	副隊長	┌	指揮班	…	連絡調整，記録
				情報班	…	連絡・通報
				消火・工作班	…	初期消火活動，水利の確保，電気ガス源の切断及び防火扉の閉鎖
				避難・救護班	…	避難場所への誘導，負傷者の救護

・建物隊

建物隊長	—	副隊長	┌	指揮班	…	連絡調整，記録
				情報班	…	連絡，通報
				消火班	…	初期消火活動
				避難誘導班	…	避難場所への誘導
				警備班	…	消防隊の誘導，盗難防止及び火災現場周辺の立入規制
				工作班	…	水利の確保，電気ガス源の切断及び防火扉の閉鎖
				救護班	…	負傷者の救護
				搬出班	…	非常持出品等の搬出及びその警備
				危険物班	…	危険物等の火災予防
				アイソトープ班	…	放射性同位元素等による汚染防止

備考

- 1 指揮班，情報班等は，通報連絡の窓口となる事務職員等を選任することが望ましい。
- 2 班編成にあたり，建物内構成員に応じた整理をすること。総務班，警備工作班等。
- 3 警備班，工作班，搬出班，危険物班及びアイソトープ班等は，建物の必要に応じて編成する。

東海地震防災対策強化地域内に本部又は学部等を有する学校等の
本部部局の防災担当職員に関する申合せ

1. 文部科学省からの東海地震防災対策強化地域内に本部又は学部等を有する学校等の本部部局の防災担当職員(以下「防災担当職員」という。)への情報伝達の連絡者を施設管理部環境安全支援課長の職にある者をもって充てる。
2. 施設管理部環境安全支援課長が不在の場合は、施設管理部施設企画課長，施設管理部施設整備課長，施設管理部施設管理課長の職にある者の順により，防災担当職員の職務を代行するものとする。
3. 防災担当職員は文部科学省からの情報の伝達を受信し，総長に報告する。

附 記

この申合せは，平成 20 年 9 月 1 日から実施し，平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

この申合せは，平成 21 年 4 月 1 日から実施し，平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

名古屋大学における施設の応急危険度判定に係る調査実施要領

1. 目的

この要領は、この要領は、名古屋大学災害対策規程（平成 25 年度規程第 12 号）第 6 条第 6 項の規定に基づく名古屋大学災害対策本部の設置，組織，運営等に関する基本方針（平成 25 年役員会決定）別表の（災害対策担当業務）施設工作・復旧・建物被害調査における応急危険度判定士班及びその業務である名古屋大学（以下「本学」という。）の施設（以下「施設」という。）が地震により被災した場合に実施する施設の応急危険度判定に係る調査（以下「調査」という。）等に関し必要な事項を定め、もって本学における被災した施設の余震等による倒壊，部材の落下等から生じる二次被害を防止し、本学の構成員の安全確保に資することを目的とする。

なお、本学が被災の状況により文部科学省に対して文教施設応急危険度判定士の派遣要請を行った場合における調査は、被災文教施設応急危険度判定に係る技術的支援実施要領（平成 18 年文科施第 390 号文教施設企画部長決定。以下「実施要領」という。）及び被災文教施設応急危険度判定に係る技術的支援実施要領の運用について（平成 18 年文科施第 390 号文教施設企画部長決定）の定めるところに基づいて実施するものとする。

2. 応急危険度判定士班の構成

応急危険度判定士班は、実施要領の規定に基づき、文教施設応急危険度判定士として名簿に登録された本学の職員（以下「調査職員」という。）で構成する。

3. 調査の実施方法

- (1) 調査は、被災文教施設応急危険度判定方法について（平成 19 年文部科学省大臣官房文教施設企画部策定）等の定めるところに基づいて行う。
- (2) 調査は、調査対象となる施設の管理者の立合いの下に実施する。
- (3) 応急危険度判定士班が調査を実施する際は、原則として、調査職員 2 名で 1 つのチームを編成の上実施するものとする。
- (4) 調査職員は、調査を実施している間にあっては、名古屋大学職員証及び文教施設応急危険度判定士登録証を常時携帯しなければならない。

4. 調査結果の報告

施設管理部長は、応急危険度判定士班からの報告に基づいて、調査結果を取りまとめ、総長に報告する。この場合において、応急危険度判定で「危険」と判定された施設については、調査を実施した応急危険度判定士班のチームが現地で当該施設の管理者に直接その判定結果を報告して、当該施設への立入りを直ちに禁止するように要請することが出来る。

5. 施設の利用開始

地震後に施設の利用を再開する場合は、応急危険度判定士班により安全が確認された施設から使用を再開する。

6. 雑則

この要領に定めるもののほか、調査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 26 年 3 月 31 日から実施する。

名古屋大学気象災害の予防等に関する対応指針

(平成22年8月9日役員会決定)

(平成23年6月13日役員会決定)

(趣旨)

第1 名古屋大学（以下「本学」という。）における気象災害を予防し又は最小限とするため、気象災害への対応に関し必要な事項は、この指針による。

(定義)

第2 この指針において「気象災害」とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮又は津波により生じる被害をいう。

(対応の原則)

第3 本学の気象災害への対応は、原則として、気象警報の発令状況により決定する。

(情報の収集)

第4 本学の教職員及び学生は、テレビ、ラジオ、インターネット等により注意報・警報等の情報を得るように努めなければならない。

(授業・定期試験等の取扱い)

第5 本学の授業、定期試験等（以下「授業等」という。）を実施する場所において暴風警報が発令された場合には、発令後に開始される授業等を休講とする。この場合において、警報解除後における授業等の実施については、別表の通り定める。

(学生の対応)

- 第6 第5に基づき授業等が休講となった場合には、本学の学生は、登校することを要しない。
- 2 暴風警報が居住地または通学経路内において発令されている場合には、本学の学生は、原則として登校しないこととする。
 - 3 暴風警報以外の警報発令時等において交通機関の運休等が生じた場合、または気象災害による身体の危険を感じた場合には、本学の学生は、無理な登校はしないこととする。
 - 4 第2項及び第3項に基づき登校しなかった場合は、本学の学生は、その旨を後日遅滞なく担当教員に申し出ることとする。

(授業等実施部局の対応)

第7 第6に基づき欠席した学生に対しては、授業等の実施部局は必要な措置を講ずるものとする。

(教職員の対応)

第8 本学の教職員は、気象災害、もしくはこれによる交通機関等の運休等により、出勤が著しく困難である場合、あるいは退勤途上における身体の危険を回避するため早期に退勤する必要がある場合は、特別休暇（契約職員、パートタイム勤務職員等にあつては年次有給休暇以外の有給の休暇）を取得することができる。この場合における当該休暇の取得の可否は、危険回避の必要性、代替交通機関の利用可能性等、個別的な事情を勘案して判断される。

(災害対策室の対応)

第9 災害対策室は、気象災害を予防するために必要な関連情報を収集し、本学のホームページ、名古屋大学ポータルシステム等により、当該情報を本学の教職員及び学生に対して提供する。

(気象災害予防についての所掌)

第 10 気象災害の予防については、防災を担当する理事または副総長、及び災害対策室が所掌する。

(緊急の場合の措置)

第 11 大型台風の接近等により、臨時休校等の緊急対応が必要と判断される場合の措置は、名古屋大学リスク管理規程（平成 22 年度規程第 11 号）の定めるところによる。

附 則

この指針は、平成 22 年 8 月 9 日から実施する。

この指針は、平成 23 年 6 月 13 日から実施する。

別表（第 5 関係）

警報解除時刻	授業等開始時限
6:45 まで	1 限
以後 11:00 まで	3 限
※ 法学研究科の授業等については、法学研究科が別途定める。	

Nagoya University Guidelines for Weather Disaster Prevention

(Approved by Executive Board, August 9, 2010)

(Approved by Executive Board, June 13, 2011)

(Purpose)

Article 1. These guidelines outline the necessary matters and procedures required to prevent and/or minimize weather disasters affecting Nagoya University (hereinafter referred to as 'the University')

(Definitions)

Article 2. 'Weather disasters' refers to disasters resulting from heavy rainfall, flooding, heavy snowfall, strong winds, blizzards, large waves, tidal surges and tsunami.

(Basic Rule of Response)

Article 3. As a basic rule, the University will respond to weather disasters based on the facts relayed in the official weather warning announcement.

(Collection of Information)

Article 4. Faculty, staff and students of the University should be encouraged to use the internet, radio and television to find out information about any weather warnings.

(Handling of Classes and Regular Exams)

Article 5. Any classes or regular exams (hereinafter referred to as 'Classes etc.')

due to be held by the University in locations within a strong wind warning zone after the warning announcement has been made will be cancelled. In such situations, Classes etc. will be held after the strong wind warning has been lifted, as outlined in the Appendix.

(Procedures for Students)

Article 6. If classes have been cancelled as outlined in Article 5 above, students from the University will not be required to attend campus.

2. As a basic rule, students who live in areas or who need to commute through areas where official strong wind warnings have been issued are not required to attend the University until the warning has been lifted.
3. Should a warning other than a strong wind warning be issued which results in cancellation of local transport, or where the student feels that he or she might be in physical danger due to a weather disaster, attendance on campus is not required.
4. If a student did not attend class due to one of the reasons outlined in Paragraph 2 or 3, he or she must inform the appropriate faculties of it as soon as possible.

(Procedures for Schools and Graduate Schools Conducting Classes etc.)

Article 7. Schools and Graduate Schools conducting Classes etc. will take necessary measures regarding students who were absent from classes due to reasons outlined in Article 6.

(Procedures for Faculty and Staff)

Article 8. Faculty and staff of the University may take special leave (for contract and part time employees this is paid leave not included in paid annual leave) in the event of a natural disaster that leaves public transport systems suspended or that makes getting to work extremely difficult. This leave can also be used to leave work early in order to avoid any physical danger that might occur while commuting from work to home. Whether or not this leave can be taken in the event of a natural disaster will be decided after considering the necessity of

avoiding danger, availability of alternative transport and individual circumstances.

(Procedures of Disaster Management Office)

Article 9. The Disaster Management Office gathers data relevant to the prevention of weather disasters and provides assistance to the faculty, staff and students of the University by uploading this information onto the University's homepage and the Nagoya University Portal System.

(Jurisdiction Regarding Weather Disaster Prevention)

Article 10. Weather disaster prevention lies under the jurisdiction of the Vice President or Trustee in charge of disaster prevention and the Disaster Prevention Office.

(Emergency Procedures)

Article 11. In the event of a heavy typhoon approaching the area, all procedures regarding the closing of the University and other emergency measures will be decided in accordance with the Nagoya University Risk Management Regulations (2010 Regulation 11).

Supplementary Provision

These guidelines shall take effect on August 9, 2010.

These guidelines shall take effect on June 13, 2011.

Appendix (Pursuant to Article 5)

Time that Warning is Lifted	Period that Classes etc. Commence
Before 6:45 am	1st Period
Between 6:45 and 11:00	3rd Period

* The handling of classes at the Graduate School of Law shall be separately prescribed by the Graduate School of Law.

(1) 気象に関する事前準備について

<気象災害のおそれがあると判断される場合>

1. 本部、各部局の総務担当掛長は、迅速に情報収集を行うものとする。
2. 情報収集した気象情報に関して、管轄管理者及び勤務時間管理員に迅速に情報提供を行うものとする。

→ (2) 運用開始

(2) 運用

<勤務時間内>

1. 基準となる雨量を超えると予想された場合には、災害対応準備体制を整える。
2. 気象条件（雨が降り続いて災害が発生する可能性があることなど）を念頭におき、災害対策体制（規定、マニュアル等に基づき）を確認する。併せて、災害対策要員を参集するための準備（連絡簿整備、体制）を行う。
3. 部局は、準備が整ったら事務局に報告し、職場内に待機する。
4. 事務局は、全部局情報を集計し、必要（連絡が集約できないなど）に応じて問い合わせを行い、速やかに全部局で準備が整うよう促し、把握する。
5. 事務局は、全部局で準備体制が整ったことを環境安全担当理事、防災担当理事及び災害対策室長に連絡をする。

<勤務時間外>

1. 基準となる雨量を超えると予想された場合には、災害対応準備体制を整えるため、事務局緊急連絡網による連絡を迅速に行う。環境条件等により、勤務時間内と同様な体制を整える。

(3) 解除

1. 大雨の恐れがなくなった場合には、部局は災害対応準備体制を解除し、その旨を事務局に連絡する。
2. 災害対応準備体制中に勤務時間が終了した場合は、部局は事務局に連絡をしたうえで体制を解除することができる。ただし、大型台風が接近するなど、真に災害の発生が予想される場合には、担当理事の判断に基づき、事務局は部局に対して職場待機して災害対応に備えるよう指示することができる。
3. 災害対策室は、解除の是非について、学内外の専門家の意見を参考にして、担当理事に助言をすることができる。

○名古屋大学防災推進本部規程

(平成 24 年 3 月 6 日規程第 65 号)

(設置)

第 1 条 名古屋大学（以下「本学」という。）における防災・防火対策及びこれに関わる危機管理体制を強化するため、その基本方針を決定するとともに、当該体制の管理運営に係る事項の企画・立案及び防災・防火に関する全学的な業務を行うため、本学に、名古屋大学防災推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 推進本部は、前条の設置目的を達成するため、関係部局、事務部・課、運営支援組織等の協力を得て、次に掲げる業務を行う。

- 一 本学の防災・防火対策に係る総括に関すること。
- 二 本学の防災・防火対策及びこれに係る危機管理方針の策定に関すること。
- 三 本学の防災・防火対策に係る全学横断的な事項の企画・立案及び実施に関すること。
- 四 本学の防災・防火対策に係る教育訓練等の普及・啓発活動に関すること。
- 五 本学の防災・防火対策に係る連絡調整に関すること。
- 六 その他本学の防災・防火対策の推進に関すること。

(本部長)

第 3 条 推進本部に、本部長を置く。

- 2 本部長は、理事又は副総長のうち総長が指名した者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。

(副本部長)

第 4 条 推進本部に、副本部長を置くことができる。

- 2 副本部長は、理事、副総長又は本学の大学教員のうちから総長が任命する。
- 3 副本部長は、本部長の業務を補佐し、本部長に事故がある場合は、本部長の職務を代行する。

(会議)

第 5 条 推進本部に、防災・防火対策に関する重要事項を審議するため、防災推進本部会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第 6 条 推進本部に、防災・防火対策に関連する事項を審議するための委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 推進本部の事務は、関係部・課の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

防災推進本部の設置について

平成24年3月資料

1. 趣旨

消防法改正により、事業所には大規模災害を想定した消防計画の策定や自衛消防組織の機能強化が求められている。このためには、全学的な連携協働に基づいて平常時から防災対策を確実にいき、非常時には直ちに災害対策統括本部に移行できる体制が必須である。従来、防災・防火は環境安全衛生推進本部（施設管理部）が対応してきたが、学生や教職員を含む組織の危機管理の観点から、新たに設置する防災推進本部（総務部）が全学を取りまとめる体制の構築が必須と考えられる。

以上の背景から、本学における防災・防火及びこれに関わる危機管理体制の強化について、基本方針を決定し、管理運営に係る事項の企画・立案並びに全学的な業務を行うため、防災推進本部を設置する。

2. 任務

防災推進本部は、関係する部局、本部関係部課及び運営支援組織等の協力を得て以下の業務を行う。

- 本学の防災・防火及びこれに関わる危機管理方針の決定
- 全学横断的な防災・防火体制の構築及び防災・防火推進策の企画・指示・実施
- 消防計画（防災を含む）の策定と実施
- 防災・消防訓練、普及・啓発活動の実施
- 学内防災に関連する行政機関・他大学・周辺住民等との連絡・調整
- 災害発生時の災害対策統括本部の体制構築と運用
- その他本学の防災・防火等に係る事項の推進

3. 組織及び運営体制

防災推進本部に、本部長、副本部長、防災推進本部会議を置く。

防災推進本部会議は、本部長、副本部長、総長補佐（防災担当）、災害対策室長、総務部長、総務課長、本部各部長、東山地区各ブロック／部局、鶴舞地区、大幸地区の代表者からなり、本学の防災・防火に係る基本方針、防災推進本部の運営、その他本学の防災・防火の推進に関する事項の審議を行う。

防災推進本部会議の運営を含む推進本部の業務は、総務部総務課に防災危機管理掛を新設して行う。また業務内容に関しては、総務部のほか、施設管理部をはじめとする本部各部課、災害対策室、リスク管理室、環境安全衛生推進本部などの運営支援組織と連携して実施する。

4. その他（他部局等との連携、効果など）

従来、防災・防火のハード面を管轄してきた環境安全衛生推進本部及び施設管理部等の関連部課、各部局とは連携して実務を行う。なお、防災推進本部が主に消防法及び災害対

策基本法で扱う非常時にむけた危機管理体制を所掌するのに対し、環境安全衛生推進本部は労働安全衛生法関連の事項のほか、環境・交通管理・防犯及び建物管理などの日常対応を主に担当することとなり、業務分担が明確化される。

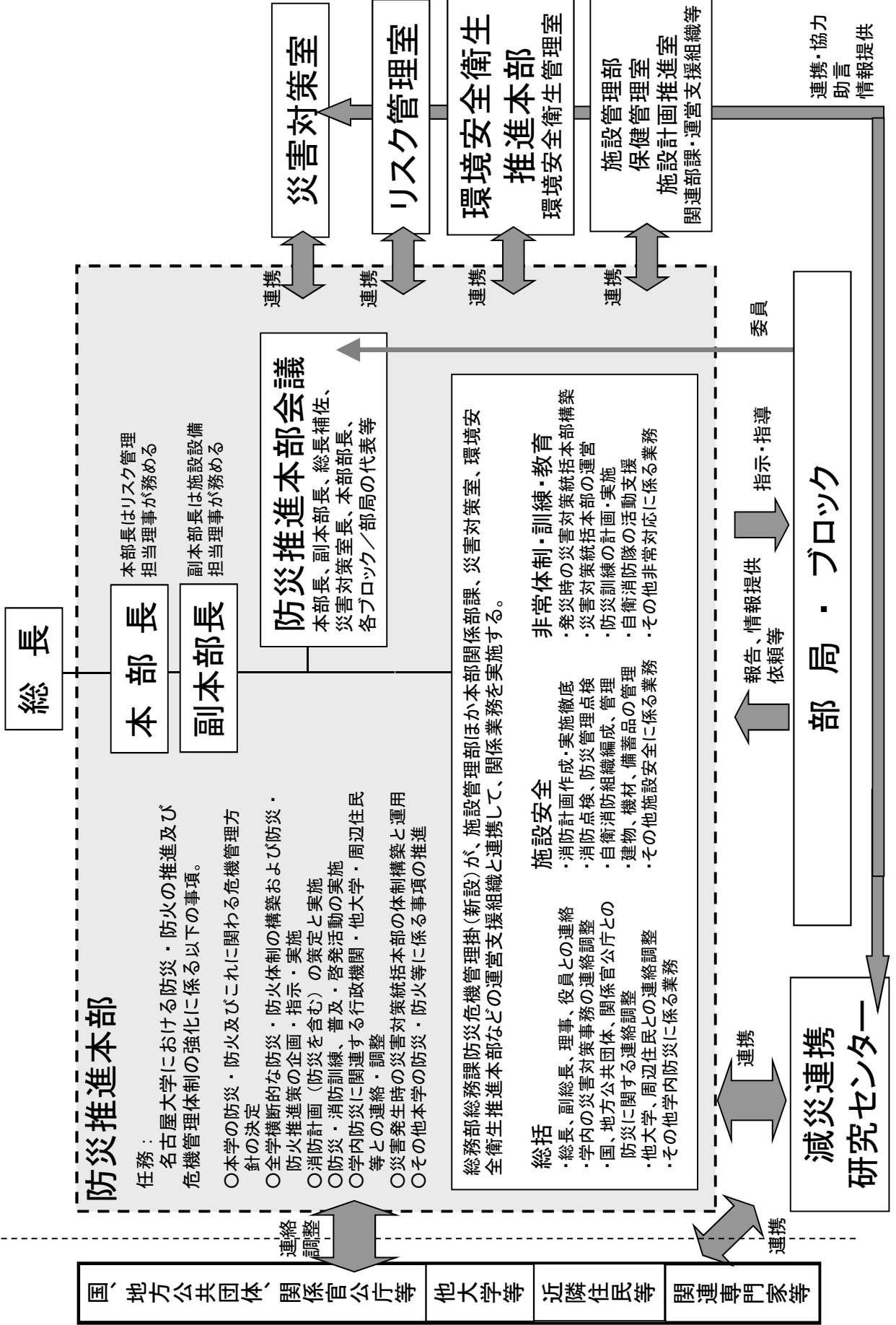
また、部局・ブロックの防災・防火実施部署として、従来の施設管理関係のみならず、教務・庶務担当が加わることになり、構成員の安全確保において十分な体制を構築することができる。

さらに、減災連携研究センターと連携することにより、最先端の防災・防火に関する情報を得ることができ、災害時には本学本部における情報収集、対応決定などに関してきわめて有効な協力が得られる。

将来的には、より広範な災害・大規模事故等にも対応できるよう、危機管理体制全般の見直しを行う必要がある。そのためには、リスク管理室の体制強化が前提であり、これが実現すれば、災害対策室とリスク管理室が当本部を支える形へ組織改変する可能性がある。

防災推進本部概念図

学外 名古屋大学



○名古屋大学防災推進本部会議規程

(平成 24 年 3 月 6 日規程第 66 号)

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学防災推進本部規程（平成 23 年度規程第 65 号）第 5 条第 2 項の規定に基づく名古屋大学防災推進本部会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(審議事項)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 名古屋大学（以下「本学」という。）における防災・防火対策の推進業務に係る基本方針に関する事項
- 二 防災推進本部（以下「推進本部」という。）の運営に関する事項
- 三 その他防災・防火対策の推進に関する事項

(組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 本部長
 - 二 副本部長
 - 三 災害対策室長
 - 四 総長補佐のうち総長が指名した者
 - 五 事務局の各部長
 - 六 情報連携統括本部情報推進部長
 - 七 総務部総務課長
 - 八 東山地区、鶴舞地区及び大幸地区の地区ごとに本部長が指定した部局の長又は当該部局の長が指名した者
 - 九 その他本部長が必要と認めた者
- 2 前項第 8 号及び第 9 号の委員は、総長が任命する。

(任期)

第 4 条 前条第 2 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第 5 条 本部長は、会議を招集し、その議長となる。ただし、本部長に事故がある場合は、あらかじめ本部長が指名した委員が議長となる。

(定足数)

第 6 条 会議は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

2 やむを得ず欠席する委員は、当該委員が指名した代理の者を会議に出席させることができる。この場合において、当該代理の者は、会議の構成員とみなす。

(意見の聴取)

第7条 会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第8条 会議が必要と認めるときは、専門委員会等を置くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議の議を経て、総長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

防災推進本部会議(委員名簿)

(平成26年4月1日)

職名	氏名	電話番号	備考
本部長	竹下 典行	2001	規程第3条第1号委員
副本部長	市橋 克哉	6501	規程第3条第2号委員
副本部長／災害対策室長	飛田 潤	3754	規程第3条第2号委員 規程第3条第3号委員
総長補佐	鈴木 康弘	6037	規程第3条第4号委員
総務部長	堀内 敦	2007	規程第3条第5号委員
財務部長／東山地区(豊田講堂・事務棟ブロック)	* 坂口 広志	2050	規程第3条第5号委員 規程第3条第8号委員
研究協力部長	* 塩原 耕次	5670	規程第3条第5号委員
国際部長	三枝 広人	2070	規程第3条第5号委員
施設管理部長	* 小松 幸雄	5988	規程第3条第5号委員
企画・学務部長	一居 利博	2156	規程第3条第5号委員
情報連携統括本部情報推進部長	櫻井 清隆	4395	規程第3条第6号委員
総務部総務課長	* 大矢 淳一	2008	規程第3条第7号委員
東山地区 (文系ブロック/研究科長)	* 神保 文夫	2305	規程第3条第8号委員
東山地区 (理学ブロック/副研究科長)	* 松本 邦弘	3000	規程第3条第8号委員
東山地区 (工学ブロック/研究科長)	松下 裕秀	3400	規程第3条第8号委員
東山地区 (生命農学ブロック/研究科長)	前島 正義	4000	規程第3条第8号委員
東山地区 (研究所ブロック/所長)	* 田中 信夫	4457	規程第3条第8号委員
東山地区 (附属学校ブロック/校長)	植田 健男	2670	規程第3条第8号委員
鶴舞地区/研究科長	高橋 雅英	81-2420	規程第3条第8号委員
鶴舞地区/副病院長	* 西脇 公俊	81-2336	規程第3条第8号委員
大幸地区/保健学統括専攻長	榊原 久孝	82-1923	規程第3条第8号委員
理事(財務担当)	藤井 良一	5810	規程第3条第9号委員
理事(総務担当)	鮎京 正訓	2155	規程第3条第9号委員
保健管理室長	小川 豊昭	5836	規程第3条第9号委員
参事	岡嶋 守	6710	規程第3条第9号委員
環境安全衛生管理室長	村田 静昭	4771	規程第3条第9号委員
施設管理部環境安全支援課長	* 岩佐 智	2093	規程第3条第9号委員

* 印の委員は、平成26年4月1日付け新任

名古屋大学防災推進本部連絡会申合せ

(設置)

第1条 名古屋大学防災推進本部規程（平成23年度規程第65号）第8条の規定に基づき名古屋大学防災推進本部（以下「推進本部」という。）に名古屋大学防災推進本部連絡会（以下「防災連絡会」という。）を置く。

(業務)

第2条 防災連絡会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 名古屋大学（以下「本学」という。）の防災・防火対策に係る連絡調整に関すること。
- 二 その他本学の防災・防火対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 防災連絡会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 推進本部長
- 二 推進本部副本部長を初め、その他推進本部長が必要と認めた者

(庶務)

第4条 防災連絡会の庶務は、関係部・課の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第5条 この申合せに定めるもののほか、防災連絡会の運営に関し必要な事項は、防災連絡会の議を経て、別に定める。

附 則

この申合せは、平成26年3月20日から実施する。

防 災 連 絡 会

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

(名古屋大学防災推進本部規程第 8 条関係)

■ 名古屋大学防災推進本部連絡会申合せ

第 3 条関係

(組織)

関連業務	職 名	氏 名
環境安全担当	防災推進本部本部長、防災管理者	竹下 典行
リスク管理担当	防災推進本部副本部長	市橋 克哉
災害対策担当	防災推進本部副本部長、災害対策室長	飛田 潤
財務担当	理事	藤井 良一
総務担当	理事	鮎京 正訓
防災担当	参事	岡嶋 守
防災担当	総長補佐	鈴木 康弘
総務対応	総務部長、統括管理者	堀内 敦
総務対応	総務課長	大矢 淳一
財務対応	財務課長	服部 樹里
施設整備対応	施設企画課長	松田 賢
防火、環境安全対応	環境安全支援課長	岩佐 智
学生等対応	学務課長	室屋 守男
災害対策対応	災害対策室員	川端 寛文
防災対応	総務課	服部 修幸
その他必要に応じて		

名古屋大学防災推進本部会議専門委員会内規

(趣旨)

第1条 名古屋大学防災推進本部会議規程（平成23年度規程第66号）第8条の規定に基づく名古屋大学防災推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）の専門委員会に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(名称及び審議事項)

第2条 専門委員会の名称は、名古屋大学防災推進本部会議災害対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）とし、その審議事項は、防災の推進に関することとする。

(組織)

第3条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 名古屋大学防災推進本部長（以下「推進本部長」という。）が指名した者
- 二 研究科、附置研究所及び総合保健体育科学センターの教員各1名
- 三 地震・防災分野を専門とする名古屋大学（以下「本学」という。）の大学教員のうちから若干名
- 四 総務部総務課長
- 五 施設管理部環境安全支援課長
- 六 その他本学の職員で推進本部会議議長が必要と認めた者

2 前項第2号、第3号及び第6号の委員は、推進本部長が任命する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 専門委員会に、委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(定足数)

第6条 専門委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 専門委員会の庶務は、関係部局の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、推進本部会議の議を経て、推進本部長が定める。

附 則

1 この内規は、平成24年6月1日から施行する。

2 この内規の施行の際最初の任命に係る第3条第2項の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

災害対策専門委員会 名簿

(平成26年4月2日)

部局	氏名	電話番号	備考
災害対策室	飛田 潤	3754	内規第3条第1号委員
文学研究科	* 林 謙一郎	2281	内規第3条第2号委員
教育発達科学研究科	窪田 由紀	4517	内規第3条第2号委員
法学研究科	三浦 聡	4903	内規第3条第2号委員
経済学研究科	* 小堀 聡	4550	内規第3条第2号委員
理学研究科	* 鈴木 孝幸	2997	内規第3条第2号委員
医学系研究科(鶴舞地区)	* 久場 博司	81-2043	内規第3条第2号委員
工学研究科	* 山田 正太郎	4621	内規第3条第2号委員
生命農学研究科	山本 浩之	4152	内規第3条第2号委員
国際開発研究科	* 藤村 逸子	4344	内規第3条第2号委員
多元数理科学研究科	中西 知樹	5575	内規第3条第2号委員
国際言語文化研究科	* 山口 庸子	4397	内規第3条第2号委員
環境学研究科	* 谷川 寛樹	3223	内規第3条第2号委員
情報科学研究科	* 谷村 省吾	5636	内規第3条第2号委員
創薬科学研究科	兒玉 哲也	2971	内規第3条第2号委員
環境医学研究所	* 遠藤 利朗	3878	内規第3条第2号委員
太陽地球環境研究所	町田 忍	6335	内規第3条第2号委員
エコピア科学研究所	* 吉田 朋子	5940	内規第3条第2号委員
総合保健体育科学センター	* 山本 明子	3960	内規第3条第2号委員
総長補佐	鈴木 康弘	6037	内規第3条第3号委員
総務部総務課長	* 大矢 淳一	2008	内規第3条第4号委員
施設管理部環境安全支援課長	* 岩佐 智	2093	内規第3条第5号委員
災害対策室	川端 寛文	6040	内規第3条第6号委員
環境安全衛生管理室	* 錦見 端	6493	内規第3条第6号委員

* 印の委員は、平成26年4月1日付け新任

防災取組日程

平成26年度

事項\年度・月	25年度3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 【体制】 防災推進本部会議（◆） 災害対策専門委員会（◇）	◆ 26年度の方針		5/9 ◇ 第1回	6/6 ◆ 第1回本部会議	7/8 ◇ 第2回		9/2 ◆ 第2回本部会議			12/24 ◆ 第3回本部会議 12/3 ◇ 第3回		2/27 ◇ 第4回	3/11 ◆ 第4回本部会議
2 【体制整備】 消防計画に基づく体制整備	※ 消防計画届出	消防計画に対応したブロックの体制整備（非常参集等） * 新入生、新職員向けオリエンテ * 4/17 部局担当者説明 * 5/7,15/13,5/15 新職員、部局長、本部新部課長「消防計画」説明											
3 【自衛消防組織等】 ブロック自衛消防隊の編成 ブロック連絡調整会議の開催		自衛消防隊の名簿の確定 (* 第1回) 消防隊名簿作成、確認 (* 第2回) (* 第3回) 訓練実施計画 (* 第4回) 訓練総括											
4 【災害対応等】 地震時行動マニュアルの策定 防災訓練計画の策定	案の提示	地震時行動マニュアル策定 ①5/7、②5/19、③6/13、④6/30、⑤7/30 ブロック防災訓練計画 ブロック防災担当者会合											
5 【防災訓練】 防災訓練の実施	骨子の確定	* 6/3 前期訓練部局説明会 * 6/16(中止あり) 情報伝達訓練 * 9/26部局説明会 * 9/29事務局説明会 * 10/28 全学一斉地震防災訓練 * 10/18 国際喫鳴館防災訓練 訓練結果の集約 各ブロック教授会等への説明											
6 【災害対応講習等】 防災講習（自衛消防隊の研修）		年間研修計画の提示 救命講習(6/2,8/1,5,6) 防災講習(9/18応急,9/19MCA,9/25簡易無線, 10/10危険度判定) （ブロック独自講習） ブロック別自衛消防隊研修の実施(9/3,22,10/6,8,9,16)											
7 【防災管理点検等】 防災管理点検 室内安全性の確認	事前準備	5/16～ 室内安全点検に関する相互の役割分担確認 防災管理点検による室内安全点検の実施(部局対応) ～9/1 労安法に基づく安全点検との連携											
8 【実験室等の安全確保】 実験室の安全確保に関する取組み	新設建物の安全対策	R I ・ バイオ ・ 危険化学物質など危険性の高い実験室の家具・機器固定状況調査 既設実験室も含めた地震安全対策ガイドラインの検討 実験室のBCM策定に向けた検討・調整											
9 【安否の確認】 安否の確認	安否確認システム初期導入	* 4/17 部局安否確認担当者説明 アドレス入力(情報セキュリティ研修) * 6/16=6/20メール一斉発信訓練 * アドレス更新 * 10/28 安否確認システム利用訓練 * アドレス更新											
10 【その他の取組み】 学生の防災啓発 留学生の防災対策 8大学事務連携 地域連携		学生向け防災セミナーの開催等の検討 留学生防災に関する東北大学との連携や名古屋大学の独自取組 8大学の連携の取組を継続(5/16①, 11/12②) 地域の住民組織との連携した取り組みや交流を推進											

パーの凡例→

災害対策室、総務課、環境安全支援課が連携

ブロックが中心

安否確認担当部局

環境安全衛生管理室と災害対策室の連携

その他

名古屋大学東山団地配置図

東山地区ブロック区分図

7. 附属学校ブロック

5. 工学ブロック

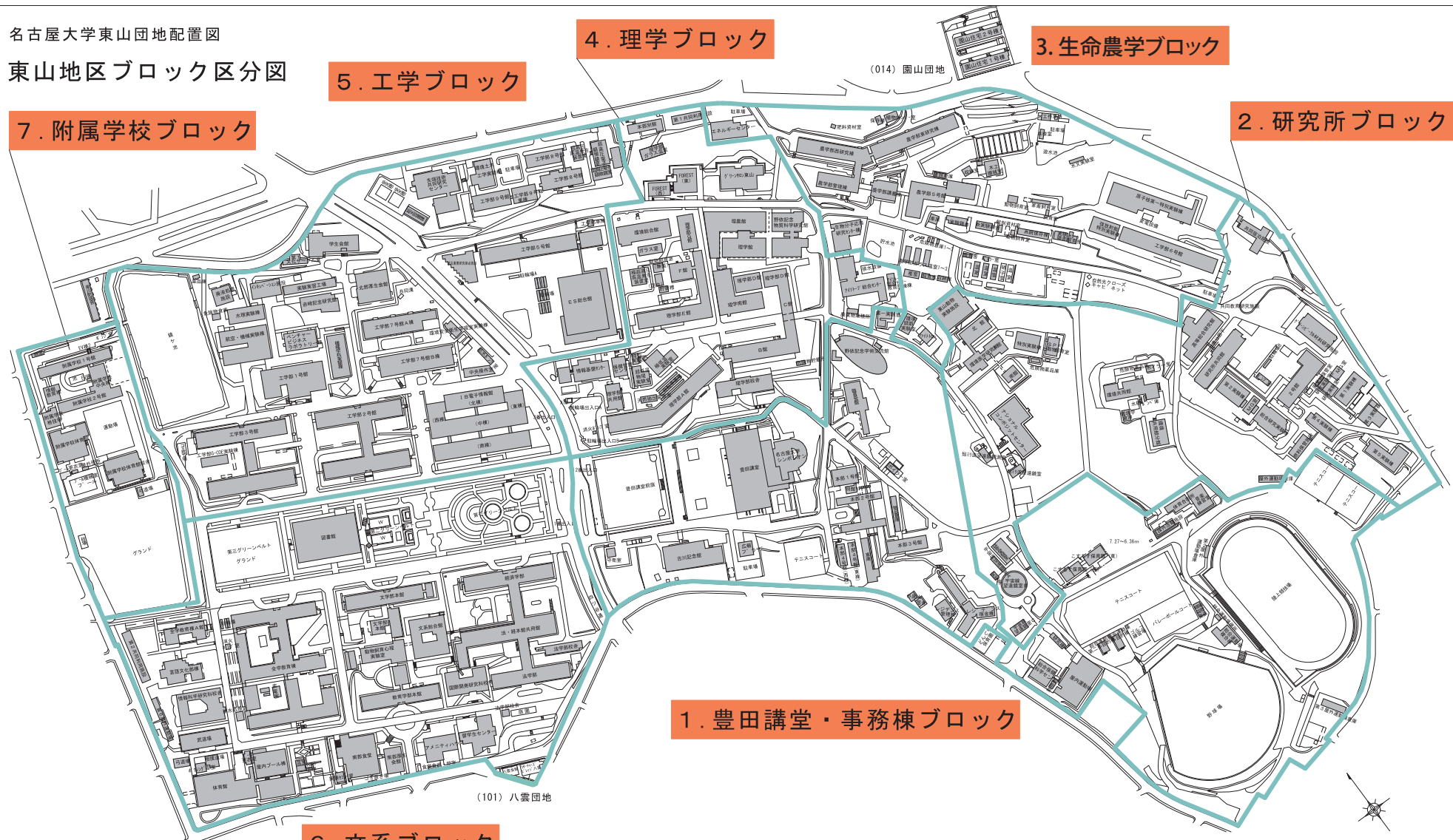
4. 理学ブロック

3. 生命農学ブロック

2. 研究所ブロック

1. 豊田講堂・事務棟ブロック

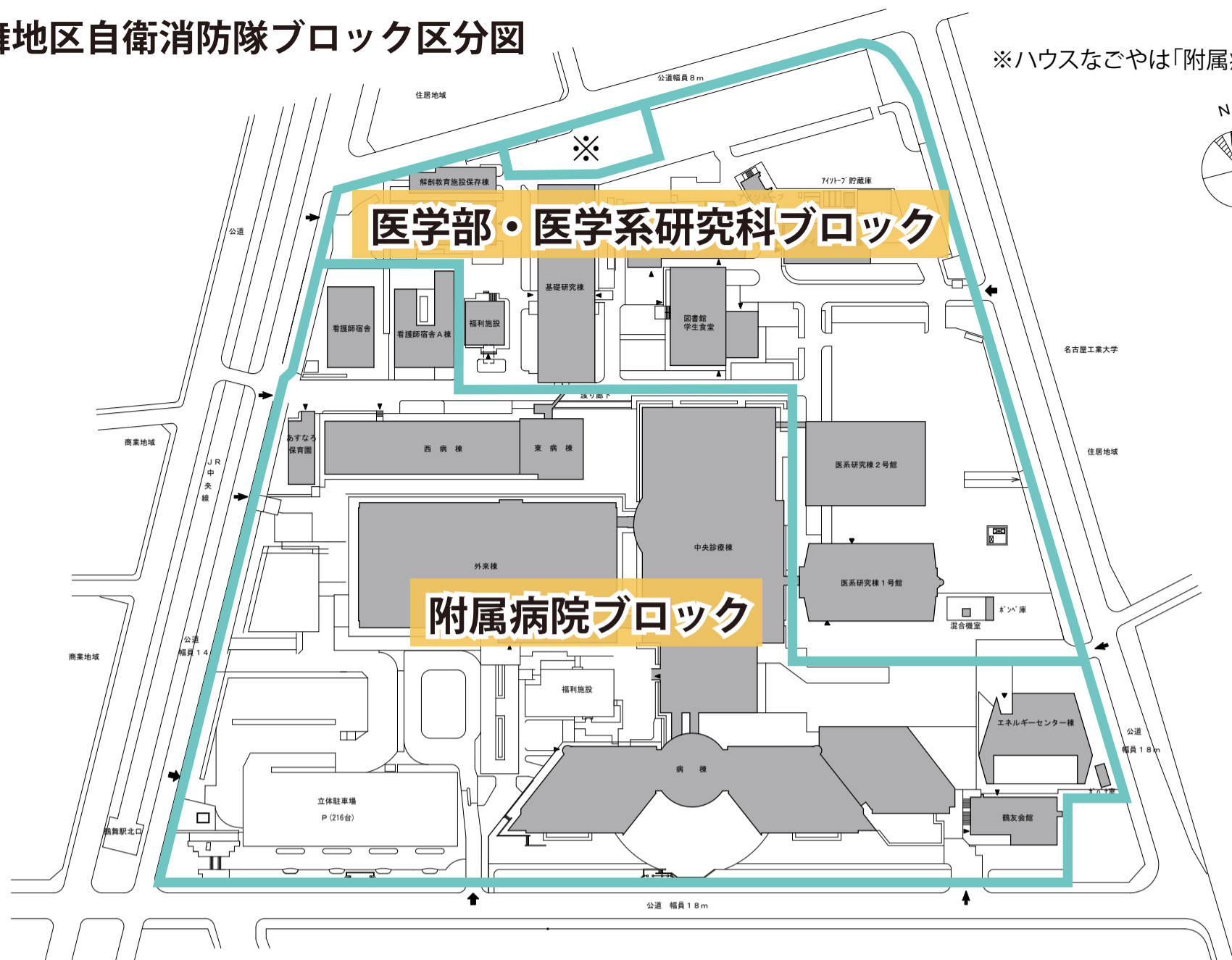
6. 文系ブロック



建築構造物：平成26年 2月現在

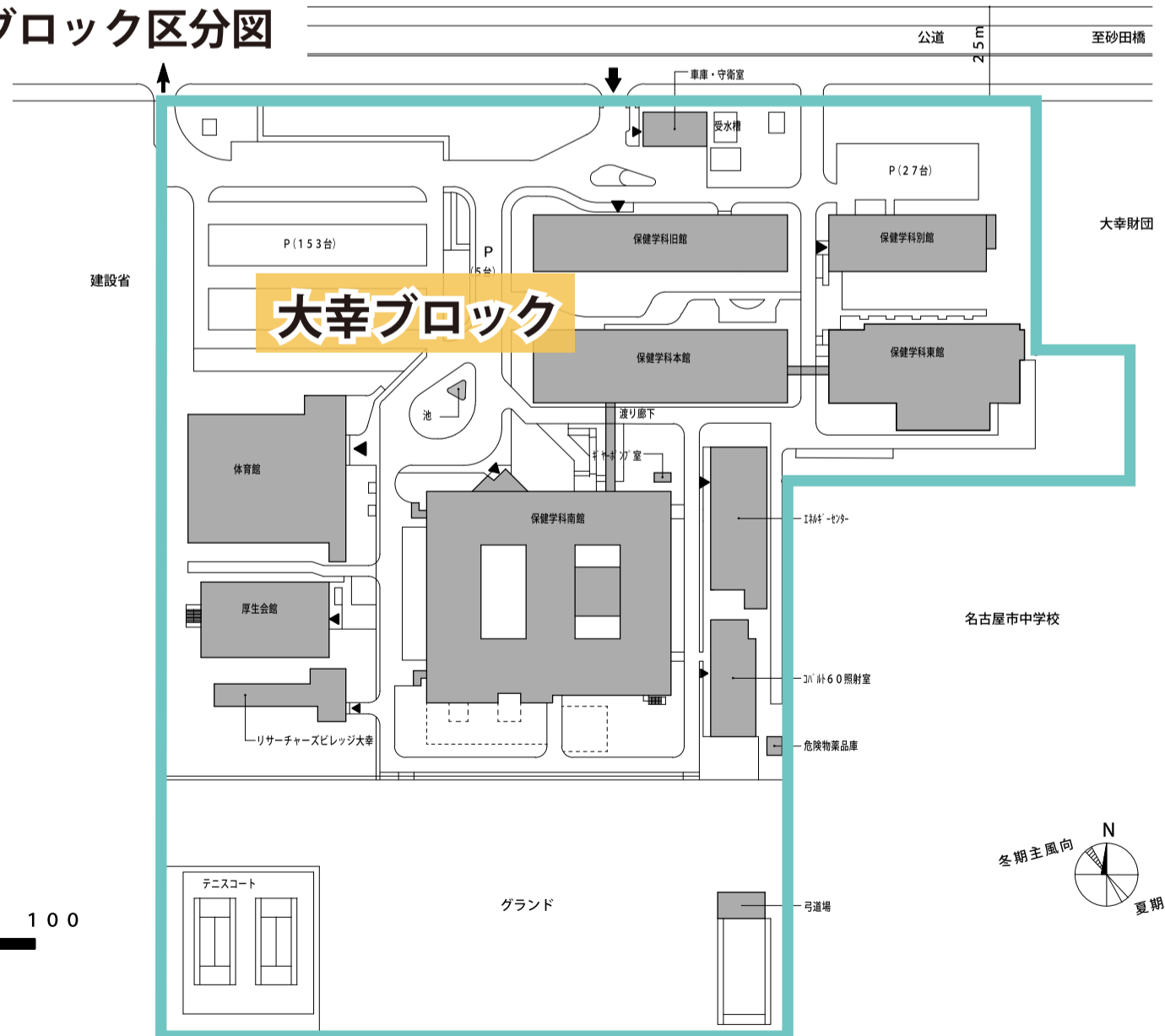
鶴舞地区自衛消防隊ブロック区分図

※ハウスなどやは「附属病院ブロック」



建築構造物：平成24年 4月現在

大幸地区自衛消防隊ブロック区分図



0 10 50 100

冬期主風向
夏期主風向

建築構造物：平成23年 4月現在

1. 趣旨

名古屋大学の東山地区ではこれまで災害時にグラウンドやグリーンベルトなど比較的まとまった空地进行を災害時避難場所として指定していたが、東日本大震災時の東北大学では、特に避難場所が定められていなかったが、学生教職員は建物周辺に避難し大学からの指示があるまで待機したとのことであった。また、これまでの避難訓練でも、部局で災害時避難場所でないところを避難場所としている例も見受けられた。そのようなことから、地震発生時等に建物周辺の空地进行に避難することも現実的な対応と考え、建物の周辺部に一次避難場所とすることを検討した。今回の案はあくまでも机上での検討であり、この案を基に部局ごとに指定していくことが考えられる。

さらに、災害時の避難場所は災害時にどのように行動するかといった災害時のシナリオと関わっており、今後詳細に検討される必要がある。今回の設定は、地震発生時にとりあえず安全を保てる場所に一次避難をし、その後大学側が建物の応急危険度判定を行うことに加えて周辺の情報などを収集し避難者に指示を出すという想定で検討した。

また、これまで災害時避難場所の指定は東山地区のみ検討していたが、鶴舞地区大幸地区についても検討する。

2. 東山地区の一次避難場所の検討

(1) 避難者人数の想定

全学教育棟 学部1年生は全員
学部2年生は1/2
非常勤講師を20名想定
事務職員は2倍(非常勤職員派遣職員等考慮)
教員は1.5倍(研究室の非常勤職員を考慮)

他の学部は学部単位で算定

学部1年生は0
学部2年生は1/2
学部3.4年生は全員
大学院生は全員
事務職員は2倍(非常勤職員派遣職員等考慮)
教員は1.5倍(研究室の非常勤職員を考慮)

工学部については上記で工学部の総数を出したものを建物面積で案分して建物ごとの人数を算定する。

(2) 避難場所の対応関係を検討方針

まとめとして

- ①全学教育棟+情報科学研究科情報文化学部
- ②文系6学部(法学部、経済学部、教育学部、文学部、国際開発研究科、国際言語文化)

③理学部

④農学部

⑤工学(主要建物で面積按分)

その他の部局は容量算定を行わない。避難場所のみ示す。

(3) 一次避難場所の検討

避難人数との検証の結果、各まとまりで考えて、周辺の空地の量から考えると、最も厳しい全学教育棟+情報科学研究科、情報文化学部でも1人あたり2㎡の空間量の確保が可能であり、安全に避難できる空間量は全学で確保できると考えられる。

一方、均等に避難されて初めて安全な避難空間が確保されること、道路空間もすべて使用しないと避難できないので緊急車両等が迅速に移動できない等の問題点は残るものと考えられる。

今回の検討案では、一つのまとまりの中でも避難場所が分散されるよう建物単位ぐらいで避難場所を設定した。今後、案を基に各部局で一次避難場所の設定を進めてもらう必要がある。

(4) 避難人数の概算

番号	算定単位	避難人数
1	全学教育棟+情報科学研究科棟等	4 2 5 7 人
2	文系6学部・研究科	3 6 6 1 人
3	理学部	1 6 1 8 人
4	農学部	1 1 1 9 人
5	工学部	4 3 4 0 人

(5) 工学部の主要建物の避難人数の概算

	建物名	
1	工学3号館	5 7 3
2	工学2号館	4 7 8
3	工学1号館	7 0 7
4	工学7号館B	2 1 0
5	工学7号館A	6 1
6	工学5号館	4 6 3
7	工学8号館北	8 3
8	工学8号館南	1 3 0
9	工学9号館	2 0 1
10	IB電子館	9 6 6
11	ES総合館	4 6 8

3. 鶴舞地区大幸地区の一次避難場所の検討

(1) 鶴舞地区

鶴舞地区のうち附属病院ブロックについては、患者の避難計画など様々な問題があり、全学一斉防災訓練の対象ともなっていないことから、今回は検討せず、医学部・医学系研究科ブロックのみ検討する。

医学部・医学系研究ブロックには、比較的まとまりのある空地は駐車場となっているが、とりあえず周辺の通路や空地を含めて2か所を案とした。

(2) 大幸地区

大幸地区は南側にグラウンドがあり、グラウンドを一次避難地とする案とした。

○名古屋大学災害時の安否確認に関する基本方針

(平成 27 年 2 月 2 日 役員会決定)

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学（以下「本学」という。）の大規模地震等の災害時における，学生，生徒，教職員等に対する組織的かつ計画的な安否等の確認（以下「安否確認」という。）について必要な事項は，この方針の定めるところによる。

(対象者)

第 2 条 安否確認の対象となる者（以下「対象者」という。）は，次の各号に掲げるものとする。

- 一 学生，生徒及び教職員
- 二 医学部附属病院の入院患者及び外来患者
- 三 その他本学関係者で防災管理者が指定する者

(情報の種類)

第 3 条 安否確認における情報の種類は，次のとおりとする。

- 一 安否情報 対象者の生命及び身体に関する情報
- 二 付帯情報 安否情報に関連し，又は付帯する情報

(安否確認業務の実施主体)

第 4 条 安否確認業務の実施主体は，第 2 条各号に掲げる区分ごとに次の各号に定めるとおりとする。

- 一 第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる者 関係する災害対策部局本部又は部局（本部事務局を含む。以下同じ。）
- 二 第 2 条第 3 号に掲げる者 災害対策本部又は関係する災害対策部局本部若しくは部局

(安否確認業務の開始)

第 5 条 災害対策本部及び災害対策部局本部は，災害発生後の自衛消防隊活動を中心とした避難，救護，救出等の緊急対応活動の進行状況及び業務の推移を見極め，遅滞なく所要の安否確認業務を開始しなければならない。

(災害対策部局本部の業務)

第 6 条 災害対策部局本部は，部局の対象者の安否確認業務を実施する。

2 災害対策部局本部は，主に次の各号に掲げる情報を整理・統合し，対象者の正確な安否情報及び付帯情報（以下「安否情報等」という。）の把握に努めなければならない。

- 一 現場情報，電話，メール，郵便，特定の連絡網その他災害対策部局本部で収集したもの
- 二 全学一斉の安否確認システムその他方法により，災害対策本部が収集した情報のうち，当該部局に関するもの

3 災害対策部局本部は，当該部局の対象者の安否情報等を整理し，速やかに災害対策本部に報告する。この場合において，当該部局の対象者以外の安否情報等が得られた場合は，これを部局ごとに整理して報告する。

(災害対策本部の業務)

第7条 災害対策本部は、災害対策部局本部の実施する安否確認業務を支援する。

2 災害対策本部は、安否確認システム等による安否情報等を、部局ごとに整理し、それぞれの災害対策部局本部に通報しなければならない。

(ブロック自衛消防隊の役割)

第8条 ブロック自衛消防隊本部隊は、建物隊から報告のあった災害情報のうち、安否情報等についても、これを部局ごとに整理して災害対策本部に報告する。この場合において、特に災害対策本部の指示又は了解があった時は、関係する災害対策部局本部にも通報する。

(事前計画)

第9条 第6条に定める災害対策部局本部の業務を実施するため、部局長は安否確認の具体的手段、方法等について、あらかじめその実施要領を定め、関係者全員に周知しておかなければならない。

2 前項の実施要領を定めるときは、あらかじめ関係するブロックのブロック連絡調整会議に諮る等、該当するブロック内での調整を図らなければならない。当該実施要領を改正するときも同様とする。

(協力義務)

第10条 学生、生徒、教職員等は、災害対策本部及び災害対策部局本部が行う安否確認業務の円滑かつ効果的な実施に積極的に協力しなければならない。

(災害対策本部、災害対策部局本部廃止後の取扱)

第11条 災害対策本部又は災害対策部局本部が廃止された後の安否確認業務は、部局がその事務及び業務を引継ぐものとする。

(他の緊急事態における適用)

第12条 本学は、大規模地震等の災害以外の事態が生じ、緊急に、学生、生徒、教職員等の安否確認を実施する必要がある場合、この基本方針を準用することができる。

(関連する被災情報収集)

第13条 この方針に定める対象者のほか、大学構内事業の事業責任者及び当該事業に従事する者、学内で催行される集会、会議、研究会その他の行事の参加者及び関係者等、災害時に学内に滞在する者の被災状況に関する情報の収集については、別に定める。

(雑則)

第14条 この方針に定めるもののほか、安否確認に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この方針は、平成27年2月2日から施行する。

事 務 連 絡

平成26年5月21日

事務局各部の長

各部局の長 殿

防災推進本部長

竹 下 典 行

平成26年度前期防災訓練（安否の確認）について

例年、自然災害や緊急事態に備えた学内の情報伝達等の確認を実施しています。今年度は、安否の確認の一助となる「安否確認システム」を導入し、このシステムを用いた訓練を平成26年6月16日（月）に実施します。また、併せて、キャンパス内の放送設備の試験放送を実施します。

ついては、訓練の実施にあたり、貴部局学生、教職員等構成員への周知方よろしく願います。

【問い合わせ先】

災害対策室 東山内線 6040

平成 26 年度前期防災訓練（安否の確認）要領

【目的】

本学では例年、前期防災訓練として、自然災害や緊急事態に備えた学内の情報伝達等の確認を行っている。

今年度は、安否の確認の一助となる「**安否確認システム**」を導入し、このシステムを用いた訓練を実施し、利用方法や有効性を確認する。併せて、災害等の非常時を想定し、**試験放送**を実施し、構成員に放送設備の有効性の周知を図る。

【進行表】

（被害想定）大規模地震等の自然災害や学内の広範囲に影響を及ぼす火災等の事故・事件等により、構成員に対する緊急連絡・指示、及び構成員の安否確認が必要になった。

実施期間：平成 26 年 6 月 16 日（月） ～ 平成 26 年 6 月 20 日（金）

日時	事項	構成員(学生、教職員等)の行動
事前準備	[部局] ・部局所属の安否の確認名簿等用意(今回は省略) ・緊急連絡用メールアドレスの登録の周知徹底 ・部局等安否確認担当者の選定	[構成員] 情報セキュリティ自己点検を研修する際に、緊急連絡用メールアドレスの登録
6 月 16 日（月） 12 : 00	[放送設備] 非常時を想定した一斉試験放送(日本語・英語)を実施(総務課)	[構成員] キャンパス内で放送の聞こえ具合を確認 ※ 万一聞こえ具合が悪い場合は、部局へ
一斉試験放送後	[安否確認システム] 災害対策本部・事務局から、構成員へメールが発信	[構成員] メールを受信したら、メール内にあるURLからネット上の「安否確認システム」に入り、本人の状況を選択し、登録 (6 月 16 日～6 月 20 日)
	[災害対策本部・事務局] ・登録状況を定期的に集計 ・部局等安否確認担当者へ伝達 [部局] ・部局内集計結果を確認	
	[安否確認システム] 期間内に、災害対策本部・事務局から、未返信の構成員へメールの再度発信	
6 月 20 日（金） 17 : 00	[安否確認システム] 訓練終了	

【問い合わせ先】 災害対策室（東山内線 6040）

平成26年1月29日

事務局各部の長
各部局の長 殿

環境安全担当理事
竹 下 典 行
リスク管理担当副総長
市 橋 克 哉

平成26年度全学一斉地震防災訓練について

秋の全学一斉地震防災訓練について、学内の状況を勘案して毎年日程を設定してきましたが、計画的な実施による訓練の徹底のために日程を固定することとして、10月28日（※下記注）を設定します。ただし、週末及び月曜（学年暦への影響を考慮）となった場合は前後の適切な日に設定することとします。

については、平成26年度は、下記の実施予定日となりますので、貴部局の学生、教職員に周知方よろしくお願いいたします。

記

【全学一斉地震防災訓練日】

平成26年10月28日（火）

- ・全学一斉避難訓練（学生、教職員）
11時30分～12時（2限目）
- ・自衛消防隊、災害対策本部等の対応訓練

※ 10月28日は、東海地域に大きな影響を及ぼした濃尾地震および宝永地震の発生日。
濃尾地震：1891年（明治24年）10月28日に濃尾地方で発生した過去最大級の内陸地震。
宝永地震：1707年10月28日に南海トラフで発生した過去最大級のプレート境界地震。

平成 26 年度名古屋大学地震防災訓練 実施計画

1. 目的

東海地域の広域大規模地震災害を想定し、平日昼間に名古屋市内で震度 6 強を観測する地震が発生した際の大学の非常対応を確認する。

- (1) 全学一斉避難訓練 : 教職員による誘導體制の確立、一次避難場所における避難者確認、安否確認システム利用訓練
- (2) 自衛消防隊活動訓練 : ブロック自衛消防隊の建物隊・本部隊の体制強化と活動訓練
- (3) 災害対策本部活動訓練 : 一斉避難訓練・自衛消防隊活動訓練の視察、災害対策本部の活動訓練

2. 実施日時

平成 26 年 10 月 28 日(火) 11:00~13:30 (各訓練の時間帯は別紙参照)

3. 実施場所

東山地区、鶴舞地区、大幸地区、東郷地区ほか

4. 訓練想定

名古屋市内で震度 6 強を観測する地震

午前 11 時 30 分に緊急地震速報、10 秒後に地震発生、強い地震の揺れが約 2 分間継続

ライフライン(電気、電話、水道、ガス)及び公共交通機関は地震発生直後にすべて停止

学内で建物被害、けが人等が発生(詳細は別途設定する)

5. 当日の主要訓練項目(別表)

6. 全学地震防災訓練前後の準備活動、関連行事等

- ・ブロック自衛消防隊の体制整備(ブロック連絡調整会議等による)
 - 拠点設定、建物隊体制、分担区域確立、「災害時対応の手引き」に基づく行動、資機材や装備品の確認、放送設備等の使用準備、独自訓練計画、研修、図上訓練等の実施
- ・全学自衛消防隊の体制整備
 - 災害対策本部室(減災館)の設営、設備・機材・装備・備蓄等の確認
 - 「災害時対応の手引き」に基づく行動の確認
- ・一斉避難訓練の準備
 - 構成員向け周知資料の作成、教職員(特に自衛消防隊以外)の行動について文書通知
 - 一次避難場所の避難者確認手順の整備、交通規制の準備
- ・自衛消防隊向け防災講習(放送設備及びトランシーバ取扱、被災建物判定学習ほか)
- ・留学生等対象防災訓練等
 - 国際豊鳴館訓練(10/18)、留学生防災セミナー(10/22)

(別表) 10月28日の訓練項目

時間	実施事項	備考 (関連準備等)
(1) 全学一斉避難訓練 (学生・教職員ほか全員参加)		
11:30～ 12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報、地震発生時の対応の確認 (全員) →安全姿勢、避難経路確保などの行動を確認 ・一次避難場所への避難 →教職員等の指示・誘導により安全な避難を確認 ・一次避難場所での避難者確認 →点呼あるいは人数確認等を実施 ・自衛消防隊等からの注意事項伝達、講評 ・(解散後) 安否確認システムのメール受信と入力対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・一次避難場所や避難経路等を事前に設定、確認 ・授業中や研究室の教員向け文書を準備 ・ポスター等による周知 ・避難者確認方法の準備 ・一斉避難訓練中の東山地区の車両規制
(2) 自衛消防隊活動訓練 (ブロック自衛消防隊本部隊、同建物隊、全学自衛消防隊)		
11:30～ 12:30	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報、地震発生時の対応の確認 (全員) 【ブロック自衛消防隊 建物隊】 ・隊員の拠点への参集、建物隊長の指示による活動 →装備確認、指示、避難誘導、救護活動、避難者確認、建物内外の緊急点検、本部隊への報告などを、建物の状況に応じて自律的に実施 【ブロック自衛消防隊 本部隊】 ・ブロック本部設営、ブロック防災管理者の指示による活動 →建物隊の活動状況集約、全学自衛消防隊への報告 【全学自衛消防隊】 ・災害対策本部設置 (減災館) →減災館への参集、本部設備・装備等の確認 ・各ブロックへの連絡・指示、情報集約、災害対策本部報告 →館内放送・防災無線による緊急放送、情報集約 ・救護センター、応急危険度判定センター設置 →センター設置、緊急対応手順確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック連絡調整会議の開催 ・建物隊の体制整備、「災害時対応の手引き」準備 ・拠点と装備品等の準備 ・本部隊および建物隊の図上訓練等 ・ブロック独自講習 (放送設備、トランシーバなど) ・減災館設備、装備等確認 ・放送設備、防災無線、トランシーバ等の利用確認 ・救護、応急危険度判定センターの体制整備、マニュアル整備
(3) 災害対策本部活動訓練 (災害対策本部員、災害対策本部事務局)		
11:00～ 13:30	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対策本部員】 ・ブロック自衛消防隊・建物隊の活動視察 (11:00 集合) →集合・説明、担当ブロックに移動、11:30 から視察 ・本部長による全学一斉避難訓練の終了放送 (12:00) →本部長の視察先のブロック本部から放送 ・減災館災害対策本部室に参集 (12:30 までに) ・災害対策本部会議 (12:30 から) 各ブロックの視察の報告、全学自衛消防隊からの状況報告、災害時の災害対策本部の行動についての確認、会議後非常食訓練 【災害対策本部事務局】 ・災害対策本部の訓練の運営と後方支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視察場所、案内などの準備 ・減災館災害対策本部室への参集手順、装備等の確認 ・災害対策本部の緊急対応チェックシート等の整備・確認

平成26年度 名古屋大学地震防災訓練 進行表
平成26年10月28日(火)

- 【想定条件】
1. 南海トラフの大地震が発生、名古屋市内で震度6強を観測。地震発生直後から停電、その他のライフラインや交通機関は停止。
 2. 準備した発電機は使用可。学内通信手段はトランシーバが使用可。
屋内放送設備、屋外防災無線による一斉放送はバッテリーによりしばらくは使用できる。
 3. 学内建物のいくつかでひび割れやガラス破損などの損傷や室内被害が発生。けが人が複数発生。

時刻	事項	学生、教職員等の行動	自衛消防隊・災害対策本部の行動			
			ブロック(建物隊)	ブロック(本部隊)	全学自衛消防隊	災害対策本部
事前準備	主な事前準備項目 昨年との相違などの留意点	教職員による誘導体制の確立を重点に、緊急地震速報、安全姿勢、一次避難場所などについて、学生向け、教員向け(教室用、研究室用)などの資料を作成、配布し、周知する	建物隊の体制整備を主目的として、ブロック連絡調整会議などにより以下の準備を行う ・建物隊の体制整備、「災害時対応の手引き」の準備 ・建物隊の拠点と装備品等の準備 ・ブロック本部隊および建物隊の図上訓練等 ・ブロック独自講習(放送設備、トランシーバの扱いなど)	減災館の災害対策本部室設置と確認を中心に、以下を行う ・放送設備、防災無線、トランシーバ等の利用確認 ・救護センター、応急危険度判定センターの体制整備、マニュアル等の準備	建物隊の活動状況視察と本部対応のため以下を行う ・視察場所、案内などを設定・確認 ・災害対策本部の緊急対応チェックシート等の整備・確認	
10:20	地震防災訓練の当日周知放送(館内放送)					
10:30		授業担当教員は、授業開始時に、11:30前に授業を終えて全学一斉避難訓練を行うことを説明 説明資料を配布して、安全姿勢や避難時の注意などを行う				午前11時に指定の場所で集合説明の後、案内係に従って各ブロックに赴く
11:30		11:30までに授業を終了し、待機				各ブロックの指定場所で避難訓練の視察開始
11:30	一斉放送による緊急地震速報(館内放送・防災無線)					一斉避難訓練の状況を視察(ブロック防災管理者などが同行)
	地震発生					
11:31	一斉放送による訓練地震発生の説明(館内放送・防災無線)					
	揺れの継続中					
11:33	揺れの終了後、一斉避難	場所に応じて安全確保の行動をとる 教室では安全姿勢、実験室など危険性の高い場所では速やかに廊下等へ避難。教職員は適切な指示を行う	各自で安全を確保する。一般の部屋では机の上下で安全姿勢			安全姿勢の確保なども含めて実施状況を確認
	避難後					
11:55	一斉避難の完了確認					
12:00	一斉避難訓練終了の宣言(館内放送・防災無線)					
12:00~	避難者解散 安否確認システム利用訓練	放送および自衛消防隊の指示等により訓練終了、解散 安否確認システムのメール受信と入力対応	建物隊長等が、一次避難場所待機している学生・教職員に簡単な講評を述べる。 建物隊は引き続き建物点検などの訓練を実施し、活動状況を本部隊に報告する。	本部隊は引き続き活動し、建物隊の建物点検や避難者確認などの訓練結果を集約する。 活動状況を全学自衛消防隊に報告する。	救護センター、応急危険度判定センターは独自訓練を実施	災害対策本部員は12時15分に視察を終了して減災館に向かう(本部事務局) 災害対策本部会議に対応して災害対策本部室にて待機
12:30	ブロック自衛消防隊訓練終了		建物点検の結果等をブロック本部へ報告 建物隊で集合し、訓練内容を整理し、最後に隊長が講評して終了	建物隊の報告を集約して全学自衛消防隊に報告。	ブロックからの報告を受ける。	12時30分に災害対策本部会議開始 ・各ブロックの視察の報告、全学自衛消防隊からの状況報告 ・災害時の災害対策本部の行動について確認
12:30~13:30						ブロックからの報告を集計し、訓練の実施状況を取りまとめて災害対策本部に報告
13:30~						
訓練後	評価、報告書作成・提出		当日の活動状況、事前準備や資料等の評価などについて報告書作成	建物隊とブロック本部の活動状況とその評価について報告書作成	指揮班、情報班は、ブロックからの報告内容を整理して報告	

※訓練は少雨決行、雨天の場合は屋外への避難訓練のみ中止する。屋外避難訓練の有無は当日の10時20分までに決定し、館内放送にて周知する。

平成25年11月8日

各部局の長

事務局各部の長 殿

事務局長

竹 下 典 行

名古屋大学放送設備の使用について

名古屋大学では、地震発生などの緊急時に災害対策本部などから指示事項や情報を全学の構成員に伝えることを目的にした緊急時に備えた館内放送設備の整備を進めています。

整備状況は、平成25年9月17日部局長会で報告しているところです。(別添「地震防災訓練及び放送設備の定期的使用について」参照)

放送設備は、この秋の地震防災訓練においても利用しています。各ブロックで日常的に放送設備の聞こえ具合をチェックし、適正な維持管理に努め、定期的・日常的に放送設備を利用することをお願いします。このことにより操作に慣れ、不具合等あればその都度修理が可能となります。

については、各ブロック主要部局等においては積極的に利活用を図られますようお願いします。

【担当】

総務課防災担当 服部（東山内線 6509）

○ 放送設備の使用について

このことについて、名古屋大学では、緊急時に備えた館内放送設備（以下「放送設備」という。）の整備を進めてきております。この放送設備の運用にあたり、部局等の諸事情もあるかと存じますが、当面以下の取扱いで運用されるようよろしくお願いいたします。

記

（目的）

自然災害等による被災を未然に防ぐ対策等（以下「災害対策等」という。）の緊急連絡を一斉に関係者へ周知するための一助として利活用すること。

（管理者）

災害対策本部及び各ブロックに設置された放送設備は、防災管理者及びブロック防災管理者の管理の下使用に努めること。

（放送設備の取扱い）

防災管理者及びブロック防災管理者は、関係部局の協力のもと、緊急時及び緊急時以外（授業及び事業等に支障のない範囲での運用等）に細心の注意をもって運用すること。

（誤放送等）

防災管理者及びブロック防災管理者は、万一、人的又は機器の故障等による誤放送が生じた場合は、直ちに誤解が招かないよう関係部署へ周知し対応策を講じること。

（設備管理等）

- ・ 放送設備等の管理は、当該部局の適正な管理者のもとにおいて行うこと。
- ・ 破損又は使用不能等により放送設備の適正な維持管理ができなくなった場合は、その旨を直ちに施設管理部設備管理担当者に報告すること。

（その他）

この使用に疑義が生じた場合は、別に相談のうえ取り決めを行うこと。

名古屋大学放送設備の定期的使用について

1. 趣旨

名古屋大学では平成 24 年度から、緊急時に備えた館内放送設備の整備を進めてきており、平成 25 年秋にはほぼ整備される見通しである。この放送設備は地震発生などの緊急時に災害対策本部などから指示事項や情報を全学の構成員に伝えることを目的にしている。しかし、緊急時だけの使用では機器を正常に維持することが困難と考えられ、定期的な使用と繰り返しの聞こえ方チェックが必要と考えられる。

そこで、平日正午のチャイムを名古屋大学全体で放送することとする。放送設備はブロックごとのセンターに基地機能がありそれぞれでチャイムなどの定刻放送可能な設備となっているのでブロックごとに設定する。

各ブロックでは、日常的に放送設備の聞こえ具合をチェックし、適正な維持管理に努めることとする。

2. 実施方法

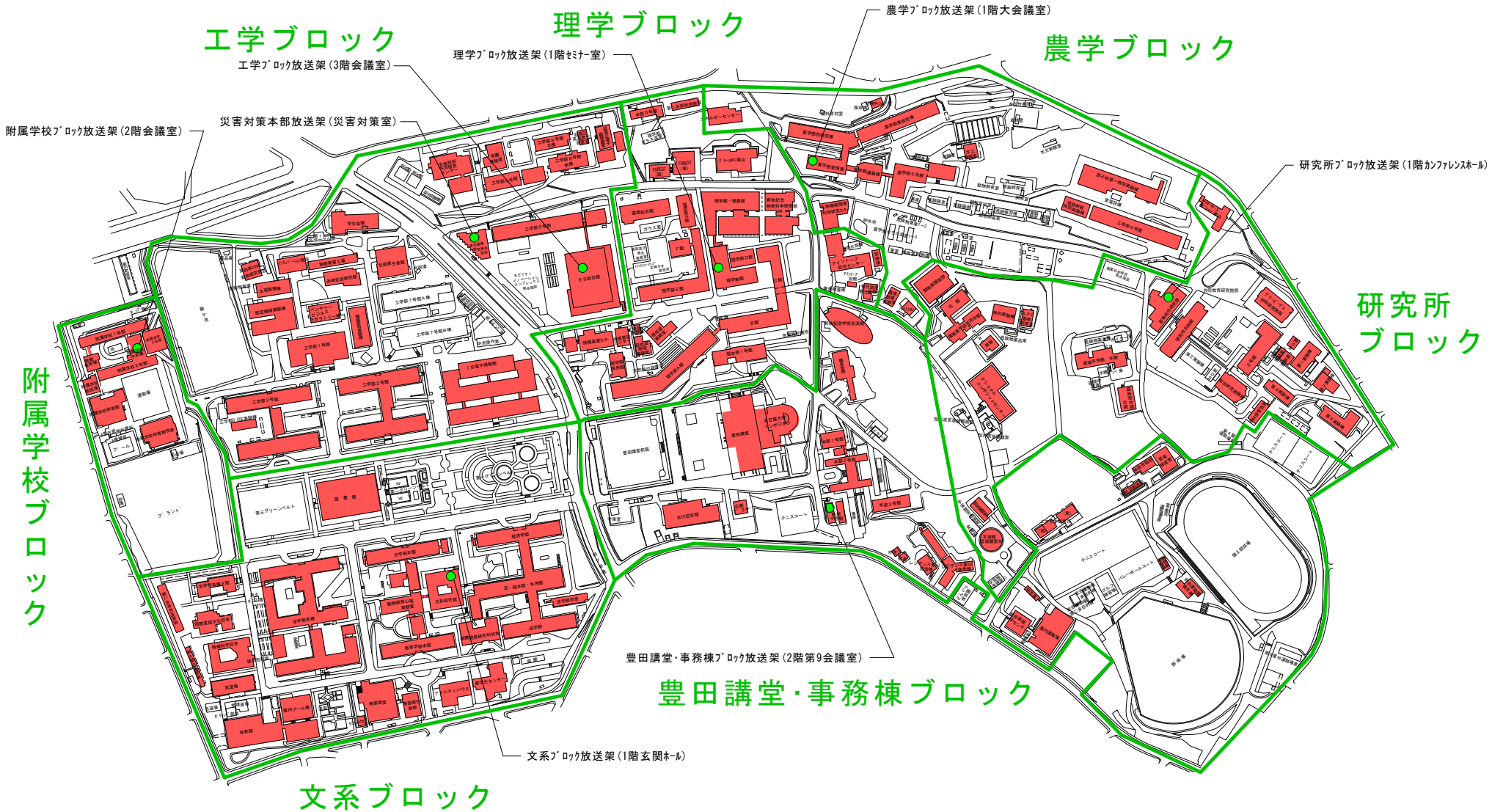
平成 25 年度後期からなど、開始の日を定めて附属学校を除くブロックでは平日正午のチャイムをブロックごとに設定する。附属学校にあつては学校運営上支障のない時刻でのチャイムを鳴らすように設定する。

名古屋大学東山団地配置図

館内放送設備設置建物

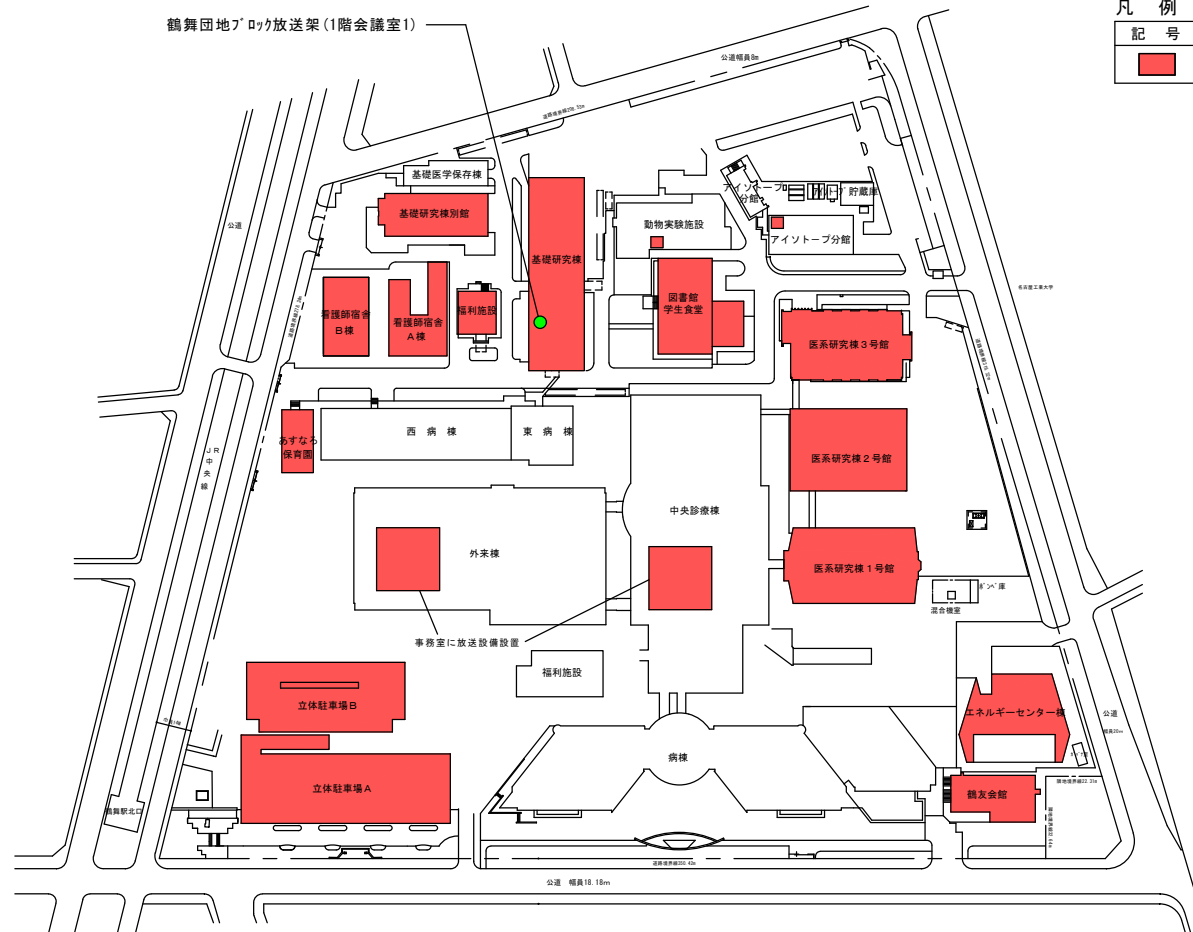
凡 例

記号	名称
■	館内放送設備設置建物 (平成26年3月時点)



名古屋大学鶴舞団地配置図

館内放送設備設置建物

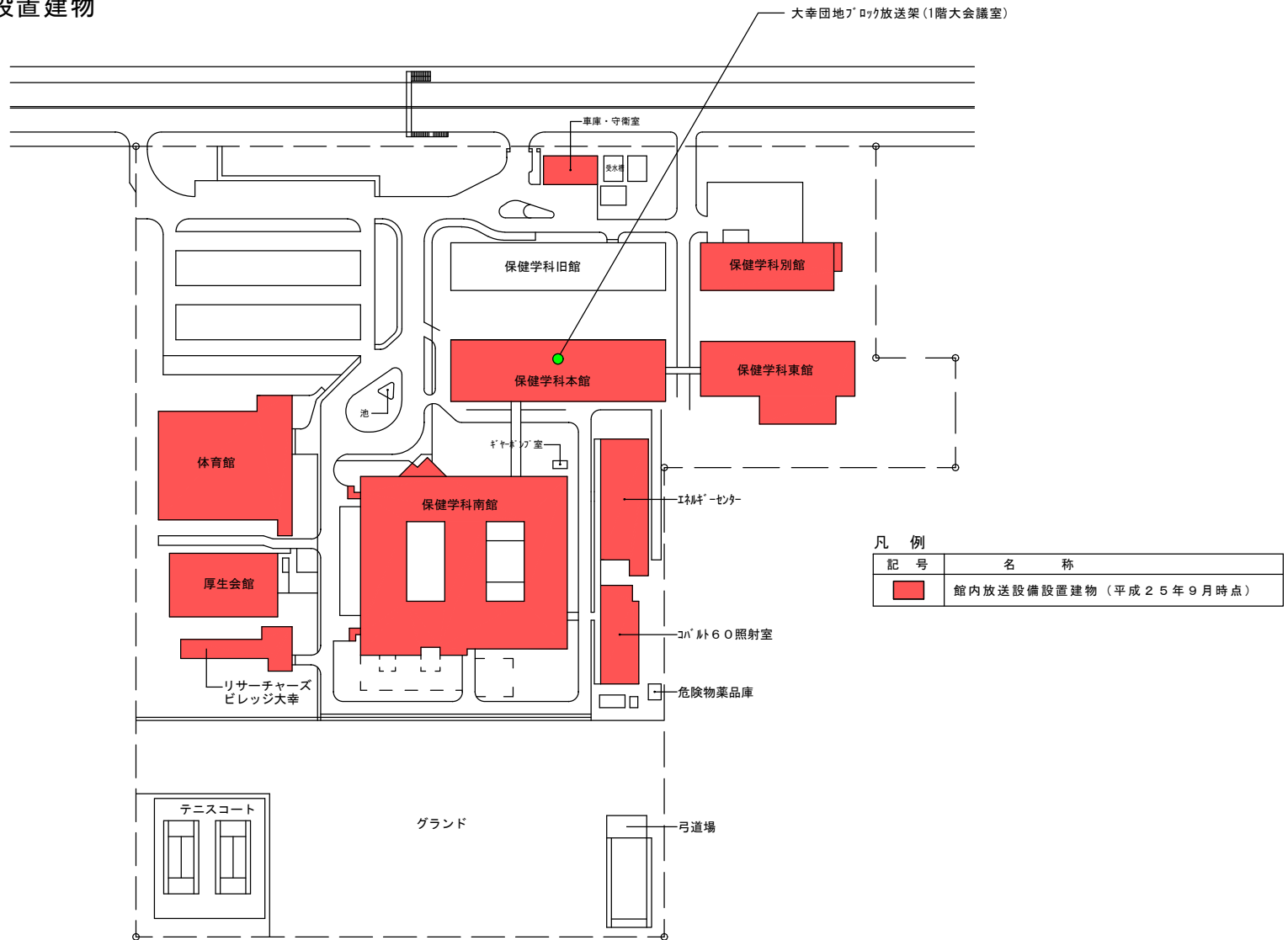


凡例

記号	名称
■	館内放送設備設置建物（平成26年3月時点）

名古屋大学大幸団地配置図

館内放送設備設置建物



防災無線機局帳番号データ一覽表

平成26年1月8日現在

団地名	No.	電話帳名称	種類	配 備 先	ワンタッチ発信	拡声設備	館内放送 連動	防災無線グループ通信区分						
								ブロック G	東山屋外 G	東山全G	東山可搬 G	可搬G	学生宿舎 G	名大全域
東山団地	1	事務局北	半固定型	本部2号館北 (屋外)	東山指令局	○			○	○				○
	2	屋外運動場	半固定型	総合保健体育科学センターグラウンド (屋外)	東山指令局	○			○	○				○
	3	共同教育	半固定型	総合研究実験棟6階EPS (屋外)	東山指令局	○			○	○				○
	4	農学温室西	半固定型	農学部温室西 (屋外)	東山指令局	○			○	○				○
山手団地	5	レジデ山手	半固定型	(山手)インターナショナルレジデンス山手管理室 (屋内)	東山指令局		○					○	○	○
東山団地	6	工学部東	半固定型	工学部7号館A棟東 (屋外)	東山指令局	○			○	○				○
	7	工学部西	半固定型	工学研究科1号館西 (屋外)	東山指令局	○			○	○				○
	8	図書館西	半固定型	情報文化学部北 (屋外)	東山指令局	○			○	○				○
	9	経済学部	半固定型	経済学部北 (屋外)	東山指令局	○			○	○				○
	10	東山指令局	可搬型	本部1号館3階総務課事務室 (屋内)	名大全域						○	○	○	○
	11	災害対策室	可搬型	環境総合館4階災害対策室 (屋内)	東山指令局						○	○	○	○
	12	東山守衛所	可搬型	守衛所 (名古屋大学総合案内所) (屋内)	東山指令局					○	○	○	○	
山手団地	13	国際嚶鳴館	可搬型	(山手)国際嚶鳴館事務室 (屋内)	東山指令局		○					○	○	○
陶生町団地	14	留学生会館	可搬型	(陶生町)留学生会館事務室 (屋内)	東山指令局		○					○	○	○
鶴舞団地	15	鶴舞指令局	可搬型	(鶴舞)病棟1階防災センター (屋内)	東山指令局							○	○	○
	16	医学基礎研	主ブロック型	(鶴舞)基礎研究棟 1階会議室1 (屋内)	東山指令局		○	○						○
大幸団地	17	保健学本館	主ブロック型	(大幸)保健学科本館 1階大会議室 (屋内)	東山指令局		○	○						○
東山団地	18	工学部8号館	半固定型	工学部8号館北館1階廊下 (屋内)	東山指令局	○			○	○				○
	19	工学部2号館	半固定型	工学部2号館3階事務室 (屋内)	東山指令局	○			○	○				○
	20	理学南館	主ブロック型	理学部南館 1階セミナー室 (屋内)	東山指令局	○	○	○		○				○
	21	総合校舎	半固定型	全学教育棟1階警務員室 (屋内)	東山指令局	○			○	○				○
	22	附属学校	主ブロック型	附属学校中央棟 2階会議室 (屋内)	東山指令局		○	○		○				○
	23	本部4号館	主ブロック型	本部4号館西棟 2階第9会議室 (屋内)	東山指令局		○	○		○				○
	24	農学管理棟	主ブロック型	農学部管理棟 1階大会議室 (屋内)	東山指令局		○	○		○				○
	25	年代測定	半固定型	古川記念館前 (屋外)	東山指令局	○			○	○				○
	26	保体科学	半固定型	総合保健体育科学センター北 (屋外)	東山指令局	○			○	○				○
	27	高等総合研	主ブロック型	高等総合研究所 1階カンファレンスホール (屋内)	東山指令局		○	○		○				○
	28	ES総合館	主ブロック型	ES総合館 3階大会議室 (屋内)	東山指令局	○	○	○		○				○
	29	文系総合館	主ブロック型	文系総合館 1階玄関ホール (屋内)	東山指令局		○	○		○				○
妙見団地	30	レジデ妙見	半固定型	(妙見)石田記念インターナショナルレジデンス妙見管理室 (屋内)	東山指令局		○					○	○	○
東郷団地	31	東郷農場	可搬型	(東郷)研究棟・宿泊棟1階事務室 (屋内)	東山指令局		○					○	○	○

東山団地放送設備・防災無線設備配置図

半固定型無線機設置場所一覧

No.	局名称	設置場所
1	事務局北	屋外ポール
2	屋外運動場	屋外ポール
3	共同教育	総合研究実験棟 1階ホール
4	農学温室西	屋外ポール
6	工学部東	屋外ポール
7	工学部西	屋外ポール
8	図書館西	屋外ポール
9	経済学部	屋外ポール
18	工学部8号館	北棟1階廊下
19	工学部2号館	北館3階事務室
20	理学南館	1階セミナー室
21	総合校舎	北館1階警務員室
22	附属学校2号館	1階第1会議室
23	本部4号館	西棟2階第9会議室

半固定型無線機設置場所一覧

No.	局名称	設置場所
24	農学部管理棟	1階大会議室
25	年代測定	屋外ポール
26	総合保体科学	屋外ポール
27	高等総合研	1階カンファレンスホール
28	ES総合館	3階会議室
29	文系総合館	1階玄関ホール

可搬型無線機設置場所一覧

No.	局名称	設置場所
10	東山指令局	災害対策統括本部(本部1号館)
11	災害対策室	環境総合館4階災害対策室
12	東山守衛所	守衛所(名古屋大学総合案内所)

凡例

記号	名称
▶	屋外スピーカ
●	半固定型無線機
●	可搬型無線機
□	館内放送設備設置建物
●	緊急地震速報受信機



鶴舞団地放送設備・防災無線設備配置図



半固定型無線機設置場所一覧

No.	局名称	設置場所
16	医学基礎研	(鶴舞)基礎研究棟 1階会議室1

可搬型無線機設置場所一覧

No.	局名称	設置場所
15	鶴舞指令局	(鶴舞)病棟 1階防災センター

凡例

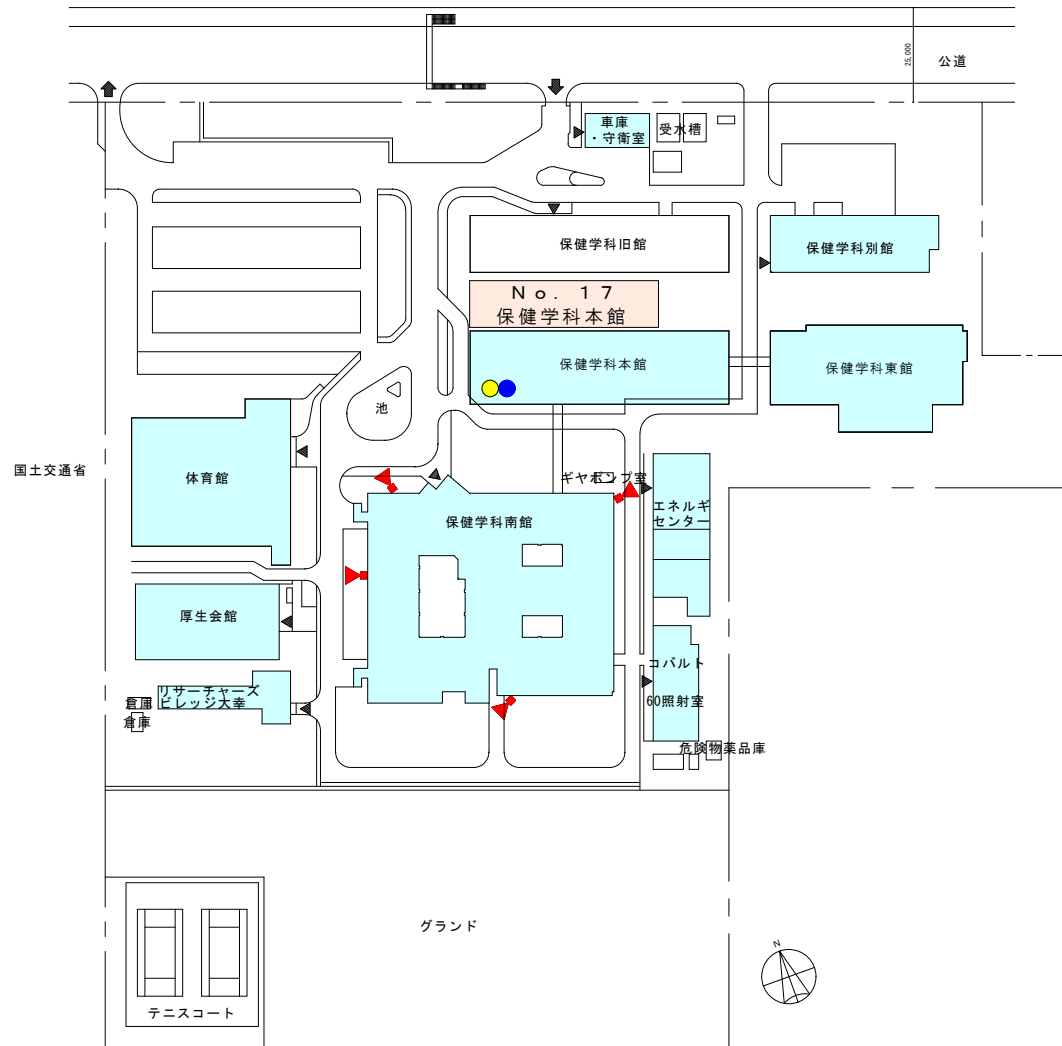
記号	名称
	屋外スピーカ
	半固定型無線機
	可搬型無線機
	館内放送設備設置建物
	緊急地震速報受信機
	緊急地震速報のみ鳴動建物

半固定型無線機設置場所一覧

No.	局名称	設置場所
17	保健学科本館	(大幸) 保健学科本館 1階会議室

凡例

記号	名称
▶	屋外スピーカ
●	半固定型無線機
●	可搬型無線機
□	館内放送設備設置建物
●	緊急地震速報受信機



1. 情報伝達訓練「震度6弱の地震発生」の発生

■緊急地震速報 → ○○時○○分 震度発生
■各部屋の第一掛長等は、大声で叫ぶ。「地震だ！身の安全を確保！」
■約2分間身を伏せる(安全確保)
■ライフライン、停電を確認、地震情報収集(携帯ラジオ、TV)、名古屋市内在る震度○○を観測

震度6弱以上、災害対策本部を設置、本部員の総員参集
震度5弱以上、災害対策本部を設置、本部員の限定参集

2. 災害対策本部の設置、自衛消防隊の招集(集合)

【総長】「災害対策本部設置」を指示(総長→秘書→総務部長、総務課長)

【秘書】「災害対策本部設置」の総長指示、総務部長へ連絡
【統括管理者(総務部長)】担当理事へ報告、総務課長へ指示
【総務課長】「災害対策本部設置」の情報伝令、地震情報の確認 (→総務課総務掛長、全学自衛消防隊指揮班長(人事課)→情報班長(財務課))

【総務掛長(総務課)】本部各部、各部局の第一掛長(総務)宛へ伝令する。
【情報班長(財務課)】放送設備等(防災無線を含む)により指示、伝達(※放送文例：3ページに掲載) ①ブロック自衛消防隊設置、②部局本部設置、必要な伝達事項 ・開始宣言(訓練)、※館内放送等

全体	災害対策本部設置指示	全学自衛消防隊、事務局設置指示
----	------------	-----------------

【災害対策本部要員以外】 災害時対応により行動 部屋毎に災害時の一次避難場所 に移動、本情報を関係職員にもれ なく伝達し共有	【災害対策本部員】 ・災害時対応により、災害対策本 部室へ急行	【自衛消防隊要員】 ・災害時対応により、災害対策本 部室へ急行 【事務局】 ・災害時対応により、災害対策本 部室へ急行
--	---------------------------------------	--

※「本部要員」とは、本部員、全学自衛消防隊員、事務局職員、本部支援要員を示す。

【豊田講堂ブロック要員】 ・本部4号館ブロック本部へ急行		
---------------------------------	--	--

3. 要員集合、設置完了

(集合)	【災害対策本部員】 災害対策本部員集合、確認[名簿] 災害対策本部設置完了[チェック リスト]	【自衛消防隊要員】、【事務局】 全学自衛消防隊・事務局要員集 合、確認[名簿] 全学自衛消防隊・事務局設置完了 [チェックリスト]
------	--	---

		<p>【情報班】直ちに、各部局等へ情報伝達 ※①</p> <p>【指揮班・消火工作班・避難救護班】自衛消防活動開始(本部設備、資機材(情報機器)設置等に着手)</p> <p>【事務局】各課第一課長、第一掛長等活動必要要員集合</p>
--	--	--

4. 情報伝達の開始～報告

(情報伝達の開始～)	<p>【統括管理者(総務部長)：本部室付】＝【指揮班長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○○設置 ・人的被害(安否確認) ・被害状況(建物被害等全般) 	<p>【情報班長】＝【ブロック・部局】</p> <p>【情報班長＝指揮班長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○○設置 ・人的被害(安否確認) ・被害状況(建物被害等全般) ・報告内容を確認、照合、記録
------------	---	---

(人的被害(安否確認))	<p>【統括管理者(総務部長)：本部室付】＝【指揮班長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害(安否確認) 	<p>【情報班長】＝【ブロック・部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次避難場所での安否確認情報 <p>【避難・救護班長(学務課)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護センター等人的情報、安否確認情報の把握、確認、記録、報告
--------------	--	---

<p>(被害状況)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【被害状況】</p> <p>①報告者：○○○○</p> <p>②災害対策本部設置時間→○時○分</p> <p>③災害対策本部集合人数○名</p> <p>④被害状況：あり、なし</p> <p>⑤人的被害：負傷者数(意識あり○名、なし○名)、死亡者数○名</p> <p>⑥人的被害：無事確認者数○名(内訳：教職員：○名、学生等：○名、学外者・業者等：○名)</p> <p>⑦被害の概要(建物等)</p> <p>⑧その他(ライフラインの状況等)</p> </div>	<p>【統括管理者(総務部長)：本部室付】＝【指揮班長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況(建物被害等全般) 	<p>【情報班長】＝【ブロック・部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況情報の把握、確認、記録、集計、報告 <p>【消火・工作班長(施設整備課)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物被害の建物応急危険度判定要員は建物点検(情報伝達機器・伝令による)情報を班長に集約
--	---	---

(情報伝達の報告)	<p>【統括管理者(総務部長)：本部室付】＝【指揮班長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況(建物被害等全般) <p>【本部長(総長)】＝【統括管理者(総務部長)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達集計の報告、継続情報収集、逐次報告 	<p>【情報班長】＝【ブロック・部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況情報の把握、確認、記録、集計の継続、逐次報告
-----------	---	---

5. 完了

(終了宣言(訓練))	【本部長(総長)】 ・ 情報伝達訓練の終了宣言(訓練), 解散 ※館内放送等	【自衛消防隊要員】 【事務局】 ・ 本部長終了宣言により解散
------------	--	--------------------------------------

放送文例(訓練)

①(一斉放送)

これは、訓練です、訓練です。
こちらは、災害対策本部です。
ただいま、名古屋市内で震度6弱の地震がありました。
直ちに、教職員は、教育(研究)活動を停止し、身の安全確保をしてください。
ブロック本部・部局本部を設置し、自衛消防活動を開始してください

(キャンパス内の学生へ)

これは、訓練です、訓練です。
こちらは、〇〇〇です。
ただいま、名古屋市内で震度6弱の地震がありました。
直ちに、学生は、身の安全確保をして、教職員の指示に従ってください。

(宿舎等入居者へ)

「これは、訓練です、訓練です。
こちらは、〇〇〇です。
ただいま、名古屋市内で震度6弱の地震がありました。
直ちに、居住者は、身の安全確保をして、管理人(職員)の指示に従ってください。
入居者の安否確認、建物内点検を行います。管理室(事務室)に集合してください。

館内放送による放送文例

① [本部] ……一斉放送をする場合

これは、訓練です，訓練です。
こちらは、災害対策本部です。
ただいま、名古屋市内で震度6弱の地震がありました。
直ちに、教職員は、教育(研究)活動を停止し、身の安全確保をしてください。
ブロック本部・部局本部を設置し、自衛消防活動を開始してください。

(英文)

② [ブロック・部局] ……災害対策本部から一斉放送がある場合

これは、訓練です，訓練です。
こちらは、〇〇〇(ブロック・部局名)です。
学生は、教職員の指示に従ってください。
教職員は、実験室の二次災害の防止をしてください。
(教職員は、) 本部の指示により、学生へ避難・帰宅などの指示をしてください。
(複数部局が在館している建物の場合)
※ 必要に応じて、ブロック名，建物名で放送を行うようにする。

(英文)

③ [ブロック・部局] ……災害対策本部から一斉放送がない場合

これは、訓練です，訓練です。
こちらは、〇〇〇(ブロック・部局名)です。
ただいま、名古屋市内で震度6弱の地震がありました。
直ちに、教職員は、教育(研究)活動を停止し、身の安全確保をしてください。
自衛消防活動を開始してください。

(複数部局が在館している建物の場合)

※ 必要に応じて、ブロック名，建物名で放送を行うようにする。

(英文)

※ アンダーラインは必要に応じて読替

事務連絡
平成24年6月29日

東山地区 各部署の事務長 殿

総務部長
施設管理部長

東山地区小型簡易無線(トランシーバ)の運用について

このたび災害及び防犯への対応を目的とし、小型簡易無線(トランシーバ)を導入しました。については、東山地区小型簡易無線(トランシーバ)を平常時、非常時において円滑に運用するため、以下の取扱いとしますので関係者への周知をお願いします。

記

- 1 日常の管理は、設置された部署等で責任を持って行うこと。
- 2 非常時の利用に支障がないよう、充電状況、通話の状態等について定期的に確認すること。
- 3 トランシーバの使用チャンネルは、次表のとおりとする。
- 4 防犯及び災害以外の業務、イベント等で利用する場合は、混信等の状態を回避するため、次表のチャンネル及びその前後のチャンネルの使用を避けること。

チャンネルNo.	摘要内容
1	① 簡易無線の確認テスト(全東山地区内の通話状況の確認等) ② テスト後は指定されたチャンネルに切換えて対応する。
4	名古屋大学災害対策本部
11	豊田講堂・事務棟ブロック
16	研究所ブロック
19	理学ブロック
23	文系ブロック
26	名古屋大学災害対策本部
32	工学ブロック
39	農学ブロック
43	附属学校ブロック
49	東山地区内守衛所連携 本部守衛所員並びに各建物守衛所員が、夜間・休日を含めた対応として平常時は、本部守衛室を核として、各部署守衛室と連携して運用する。
61	名古屋大学災害対策本部

東山地区トランシーバーの運用について

【東山地区内での申し合わせ】

これまで、防災、防犯に対応するため、夜間・休日を含めた対応として平常時は、本部守衛室を核として、各部局守衛室と連携してトランシーバを利活用している。

災害発生時は、

防災初動テスト(1CHでテスト、全学通話が可能かどうかを確認)

その後、ブロックごと、対策内容に応じ、CH設定し利活用を図る。

平常時は、

1CH及び49CH以外は自由利活用できるようにする。

名称	災害対策本部					防犯用		防犯用		防犯用		防犯用	防犯用	会社専用
	対策本部1	対策本部2	対策本部3	対策本部4	対策本部5	環境安全支援課	環境安全支援課	本部守衛室	本部守衛室	本部守衛室	本部守衛室	本部守衛室	本部守衛室	本部守衛室
CH周波数	4	61	26	26	26	49	49	49	49	49	49	49	49	-

豊田講堂・事務棟ブロック(東地区)					
豊田1	豊田2	豊田3	豊田4	豊田5	
4	61	11	11	11	

理学部ブロック(東地区)					防犯用
理学1	理学2	理学3	理学4	理学5	理学守衛
4	61	19	19	19	49

農学ブロック(東地区)					防犯用
農学1	農学2	農学3	農学4	農学5	農学守衛
4	61	39	39	39	49

研究所ブロック(東地区)					防犯用
研究所1	研究所2	研究所3	研究所4	研究所5	研究所守衛
4	61	16	16	16	49

工学部ブロック(東地区)					防犯用
工学1	工学2	工学3	工学4	工学5	工学守衛
4	61	32	32	32	49

文系ブロック(西地区)					防犯用
文系1	文系2	文系3	文系4	文系5	情文守衛
4	61	23	23	23	49

附属学校ブロック(西地区)					防犯用
学校1	学校2	学校3	学校4	学校5	学校守衛
4	61	43	43	43	49

<事例：豊田講堂・事務棟ブロック>

←(部局対策本部に固定)→ ←(移動)→

名称	豊田1	豊田2	豊田3	豊田4	豊田5
CH周波数	4	61	11	11	11

「豊田1、2」ブロック災害対策本部(固定)→→統括本部

「豊田3」ブロック災害対策本部自衛消防隊指揮班(固定)→→(各班)

「豊田4、5」:ブロックの自衛消防隊各班(移動)→→(指揮班)

そのほか、主催事業等においては、任意「CH周波数」に利活用する。

鶴舞地区(病院)			
病院1	病院2	病院3	病院4

大幸地区(保健学科)			
保健1	保健2	保健3	保健4

※ 鶴舞地区、大幸地区は、東山地区の災害対策本部との情報伝達(防災無線)のため、トランシーバーは、地区内で利活用する。

○名古屋大学緊急地震速報システム管理運用要項

(平成22年5月11日要項第4号)

(目的)

第1 この要項は、気象庁による緊急地震速報（以下「緊急地震速報」という。）が発表されたときに、これを受信し、名古屋大学（以下「本学」という。）内に配信する名古屋大学緊急地震速報システムの管理及び運用に関し必要な事項を定め、もって本学における災害対策に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要項において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 名古屋大学緊急地震速報システム（以下「システム」という。） 緊急地震速報を受信し、学内に周知するための一連の機器をいい、次号に規定する受配信サーバ及び第3号に規定する受信端末により構成されるものをいう。

二 受配信サーバ 緊急地震速報を受信し、学内に再配信するサーバをいう。

三 受信端末 受配信サーバから再配信される緊急地震速報を受信して警報音を鳴らすとともに、第5号に規定する防災無線、館内放送、エレベータ制御等と連動して作動することができる機能を有する受信用の端末機器をいう。

四 発報 緊急地震速報を受信した時に受信端末又は次号に規定する防災無線から発せられる警報音の鳴動をいう。

五 防災無線 本学で使用するMCA陸上移動無線による通信をいう。（総括責任者）

第3 本学に、システムの管理及び運用に関する業務を総括するため、総括責任者を置く。

2 総括責任者は、理事又は副総長のうち総長が指名した者をもって充てる。

3 災害対策室長は、総括責任者の業務を補佐する。

(管理責任者)

第4 本学に、システムの管理及び運用を行うため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、施設管理部長をもって充てる。

3 管理責任者は、必要に応じて災害対策室にシステムの運用及び管理に関する意見を求めることができる。

(取扱責任者)

第5 受信端末を設置した部局に、受信端末の管理及び運用を行うため、取扱責任者を置く。

2 取扱責任者は、原則として受信端末を設置した部局において定める。

(受信端末の設置等、届出及び報告)

第6 受信端末は、必要に応じて設置、変更又は廃止（以下「設置等」という。）をすることができる。

2 受信端末の設置等を希望する部局の長は、事前に名古屋大学緊急地震速報システム受信端末（設置・変更・廃止）届出書（別紙様式）により総括責任者に届け出なければならない。

3 総括責任者は、必要に応じて受信端末の設置場所、発報の条件等を名古屋大学災害対策専門委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

(防災無線との接続等)

第7 システムが緊急地震速報を受信した場合に直ちにその情報を学内に周知するため、システムの機能の一部を防災無線に接続し、運用するものとする。

2 システムが前項により接続した防災無線を鳴動させる時間、条件、放送内容等に関し必要な事項は、本学の近隣に居住する住民の事情等を考慮の上、別に定める。

(訓練及び広報)

第8 総括責任者は、システムを円滑に運用するため、必要に応じてシステムの使用に係る訓練を行うものとする。

2 総括責任者は、システムの概要、管理及び運用について、日頃から本学の構成員等への広報に努めなければならない。

(システムの点検及び保全)

第9 管理責任者及び取扱責任者は、日頃からシステムに係る適切な点検を実施し、その保全に努めなければならない。

(故障等の報告及び措置)

第10 取扱責任者は、受信端末に故障又は異常を認めたときは、その旨を遅滞なく管理責任者に報告するとともに、直ちにその復旧に必要な措置を講じなければならない。

(事務)

第11 システムの管理及び運用に関する事務は、災害対策室及び関係部・課の協力を得て、施設管理部施設管理課において処理する。

(雑則)

第12 この要項に定めるもののほか、システムの管理及び運用に関し必要な事項は、委員会の議を経て、別に定める。

附 則 この要項は、平成22年5月11日から実施する。

別紙様式(第6第2項関係) 名古屋大学緊急地震速報システム受信端末(設置・変更・廃止)届出書
[別紙参照]

別紙様式（第6第2項関係）

名古屋大学緊急地震速報システム受信端末（設置・変更・廃止）届出書

平成 年 月 日

名古屋大学緊急地震速報システム
総括責任者 殿

届出者
〇〇研究科長
〇 〇 〇 〇

名古屋大学緊急地震速報システムの受信端末の（設置・変更・廃止）について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 受信端末を（設置・変更・廃止）する建物名称（建物番号）
記載例：〇〇号館〇階（310）
2. 受信端末を（設置・変更・廃止）する部屋の名称（部屋番号）、台数、発報の条件等
記載例：〇〇研究室（112） 1台 震度4以上
3. 受信端末を（設置・変更・廃止）する目的
記載例：〇〇研究室における危険物を扱う実験室において地震により化学物質が落下、転倒等のおそれがあるため、事前に地震情報を知り、危険防止、落下防止等への対応をしたため。
4. 受信端末を（設置・変更・廃止）する予定年月日
記載例：平成〇〇年〇〇月〇〇日
5. 周知する範囲（1台の受信端末で複数の部屋に周知する場合は、周知する部屋名を記載すること。）
記載例：〇〇研究室（113）
6. 取扱責任者の役職名・氏名（役職が指定されている場合は、その氏名を括弧書きすること。）
記載例：〇〇研究科〇〇専攻長 教授（〇〇 〇〇）
7. その他（特記事項がある場合に記載すること。）

注意事項

1. （設置・変更・廃止）の欄は、該当するいずれかの項目を選択し、〇印を付すこと。
2. 「6.」の取扱責任者について、役職を指定されている者以外の者が人事異動等によって交替する場合は、この届出書の提出により取扱責任者の変更を届け出ること。

名古屋大学緊急地震速報システムの管理運用に関する申合せ

(趣旨)

第1条 名古屋大学緊急地震速報システム管理運用要項(平成22年度要項第4号。以下「要項」という。)第12の規定に基づく名古屋大学緊急地震速報システム(以下「システム」という。)の管理運用に関し必要な事項は、この申合せの定めるところによる。

(要項第7第2項関係)

第2条 要項第7第2項の規定に基づく防災無線の鳴動による緊急地震速報の名古屋大学(以下「本学」という。)内への周知は、本学の近隣に居住する住民の事情等を考慮し、次の各号のいずれにも該当する場合に限るものとする。

- 一 東山キャンパスにおいて震度5弱以上の揺れが予測される場合
- 二 周知する時間が午前6時から午後9時までの間である場合

(関係自治体等への説明)

第3条 災害対策室は、防災無線の鳴動と行政の同報無線との整合性を考慮し、関係する市、区、自治体等に対し、必要に応じて防災無線の鳴動について説明を実施するものとする。

第4条 施設管理部は、防災無線の鳴動による本学の近隣に居住する住民等への影響を考慮し、当該住民等に対し、日頃から必要に応じて防災無線の鳴動について説明を実施するものとする。

(要項第8第2項関係)

第5条 要項第8第2項の規定に基づき、災害対策室は、本学の構成員に対し、緊急地震速報の原理、性質、限界等について、災害対策室のホームページ等により情報を提供するものとする。

(誤報に対する処置)

第6条 下の各号のいずれかに該当する場合には、防災無線からの鳴動について、直ちに誤報であった旨の放送を行う。

- 一 発表された緊急地震速報が誤報であったことが気象庁から通知された場合
- 二 発表された緊急地震速報が誤報であったことが事後気象庁から通知された場合

附 則

この申合せは、平成22年5月11日から実施する。

名古屋大学 緊急地震速報システム

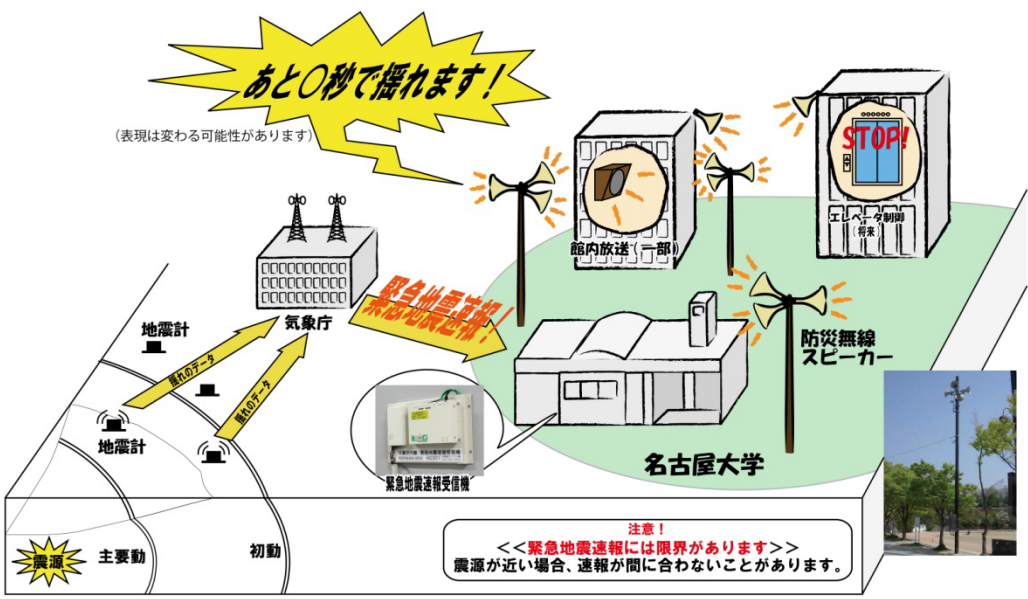
一 対応一瞬 緊急地震速報が鳴った！
ケガ一生 一 10秒間で何を？

名古屋大学緊急地震速報システム

災害対策室
施設管理部

学内防災無線スピーカーによりお知らせします！

- [システムの概要]**
東山キャンパスで震度5弱以上が予測されるときに、地震による強い揺れが起こる**数秒前**に警報を発します。防災無線により東山キャンパス、鶴舞キャンパス、大幸キャンパスにも通報されます。将来的には館内放送にも順次接続する予定です。
- [放送メッセージ]**
NHKチャイム音につづき、「身の安全を確保してください」というメッセージが流れます。
- [放送を聞いたら]**
強い揺れが起きるまでの時間は限られています。倒壊や破損しやすいものから離れるなど、身の安全を図るための最低限の行動を取ってください。
- [稼働時間]**
周辺地域への迷惑にならないよう、稼働時間は当面、午前6時～午後9時とします。



あなたの部屋は？

室

10秒ですること

*裏面の資料を参考に、危険なものは何か、ゆれる直前に何をすれば良いか、できる限り具体的に記述してください

緊急地震速報が鳴った！

そのときどうする？

参考資料編



基本対応

1. 火を消す
2. 安全姿勢
3. 出入り口の確保

学内対応 一例

実験室

致死率No.1

- ① ガスバーナー、アルコールランプなどの火を消す
- ② 薬品は蓋を閉めて薬品庫に入れ、その扉を閉じる
- ③ 大型機械は実験マニュアルの手順に従って停止
- ④ 落下物・破損物のない場所で安全姿勢
- ⑤ 万一火災が発生したら初期消火
(初期消火：火が天井に燃え移るまでの消火)

ガスバーナー等の火を学生が消すのは危ない、という意見もありますが、限られた時間内で火気を止める必要があります。今では小学生でも地震時には自分で火を消すよう指導されています。いざというときに即行動できるよう、日頃から実験設備の取扱いを勉強・練習しておいてください。

講義室

混乱しやすい

- 机・イスが床に固定されている部屋
- ① イスに座ったまま机につかまる
- 机・イスが床に固定されていない部屋
- ① とにかく頭を守る

地震時は物が落ちたり、倒れてくるだけではありません。机もイスも自分も揺れています。壁や天井パネルの剥離・落下、ガラスの破損も考慮して、身を守る方法を考えておく必要があります。

研究室 事務室

危険物いっぱい

- ① 危険なものが周りにないか確かめる
(未固定のPC・大型家具や機器・われもの・その他落下物や移動すると危ないもの)
- ② イスから降りて安全姿勢

研究室には沢山の本、PC、その他の電化製品に大型家具のような危険物があるだけではなく、机やイスも大きく、床に固定されていないものが多いです。さらに、家具が倒れる、本などが大量に落ちることで出入り口をふさがれることもあります。日頃から、特に大きな家具等の固定を行うことは極めて重要です。

階段

致傷率No.1

- ① 階段の途中なら踊り場へ出て安全姿勢
(手すりをつかんで揺れを耐えるのは危険)
- ② 階段付近では踊り場の壁際が最も安全である
(手すりの隙間から物が落ちてくる可能性あり)

階段は足場が悪く、危険な場所です。また細い手すりにつかまって揺れを耐えるのは、柵の間から転落しやすいだけでなく、自分が揺れることにより柵に頭をぶつけて怪我をしやすいです。階段で緊急地震速報が聞こえたら、エレベーターホールや踊り場などで安全姿勢をとってください。

屋外

頭上からの危険物に注意

- ① 建物から離れたオープンスペースで安全姿勢
- ② (建物から離れられないとき)
建物の中に入る

地震によるガラスの飛散は、建物の高さの半分の距離程度、と言われています。普段歩いている学内の道を意識して、いざというときにどこに逃げれば良いか、どのように行動すれば安全か、一度考えてみてください。

運動場 体育館

サッカーゴール
卓球台などは危険

- ① 学生は(基本的に)真ん中に集まって座る
- ② 教員は危険物(道具)の位置を常に確かめ安全な場所に学生を集める

運動場や体育館は避難場所のイメージが強く、安全と思われがちです。しかし、運動に必要な道具が出ているような状況においては、決して安全とは言えません。道具類から離れて、周辺から飛んでくるもの、倒れてくるものがない場所で安全姿勢を取るようになってください。

名古屋大学緊急地震速報システムにより緊急地震速報が放送される箇所一覧（H23.03.31 時点）

緊急地震速報が放送される箇所は下記表の通り。なお緊急地震速報は、下記表が示す場所以外にも、名古屋大学防災無線の屋外スピーカーからも放送される（屋外スピーカーの設置場所等については、「名古屋大学防災無線運用マニュアル」を参照）。

東山地区

受信端末 No	建物等名称	受信端末設置場所	放送範囲
1	本部 1 号館	総務部総務課	室内への放送
2	本部 3 号館	施設管理部長室	室内への放送
—	本部 3 号館 2 階施設企画課	(可搬型防災無線)	室内への放送
3	豊田講堂・シンポジオン	管理人室	全館放送
4	附属図書館(中央図書館)	2 階受付カウンター付近	全館放送
5	文学部本館	文系総合館 1 階管理室	全館放送
	教育学部本館		全館放送
	動物飼育・心理実験室		全館放送
	経済学部・法・経本館／共用館・法学部		全館放送
	法学部校舎		全館放送
	国際開発校舎		全館放送
	国際言語文化校舎		全館放送
文系総合館	全館放送		
6	理学部 A 館	理学部 C 館 1 階警務員室	全館放送
	理学部 A2 号館		全館放送
	理学部 B 館		全館放送
	理学部 C 館		全館放送
	理学部 D 館		全館放送
7	理学部 E 館	理学部 E 館 1 階生命事務室	全館放送
	理学部 F 館		全館放送
	理学部 G 館		全館放送
8	理学部 F 館 地震火山・防災研究センター	4 階 407 室	室内への放送
9	理学部 1 号館	1 階 多元支援室	全館放送
10	理学館	野依記念物質科学研究館	全館放送
	野依記念物質科学研究館	1 階 事務室	全館放送
11	環境総合館	4 階 災害対策室	室内への放送
12	工学部 1 号館	1 階 防災センター	全館放送
—	工学部 3 号館	(防災無線接続)	全館放送
13	工学部 5 号館	1 階 給湯室付近	全館放送
14	工学部 8 号館南棟	エントランスホール	全館放送
15	IB 電子情報館 北・西・東・中・南棟	1 階 防災センター	全館放送
16	全学教育棟	北棟 1 階 守衛室	全館放送
17	環境医学研究所 本館・北館・南館	本館 1 階サテライト事務室	全館放送
	環境医学研究所 特別実験棟		全館放送
	環境医学研究所 SPF 動物飼育室		全館放送
—	赤崎記念研究館	(防災無線接続)	全館放送
18	総合保体科学センター本館	階段室	全館放送
19	教育学部附属中・高等学校 校舎・体育館	中学棟 2 階 放送室	全館放送
—	総合案内 (守衛室)	(可搬型防災無線)	室内への放送
20	こすもす保育園	職員室	室内への放送

鶴舞地区

受信端末 No	建物等名称	受信端末設置場所	放送範囲
—	エネルギーセンター棟 2階中央監視室	(可搬型防災無線)	室内への放送
—	病棟 防災センター	(可搬型防災無線)	室内への放送

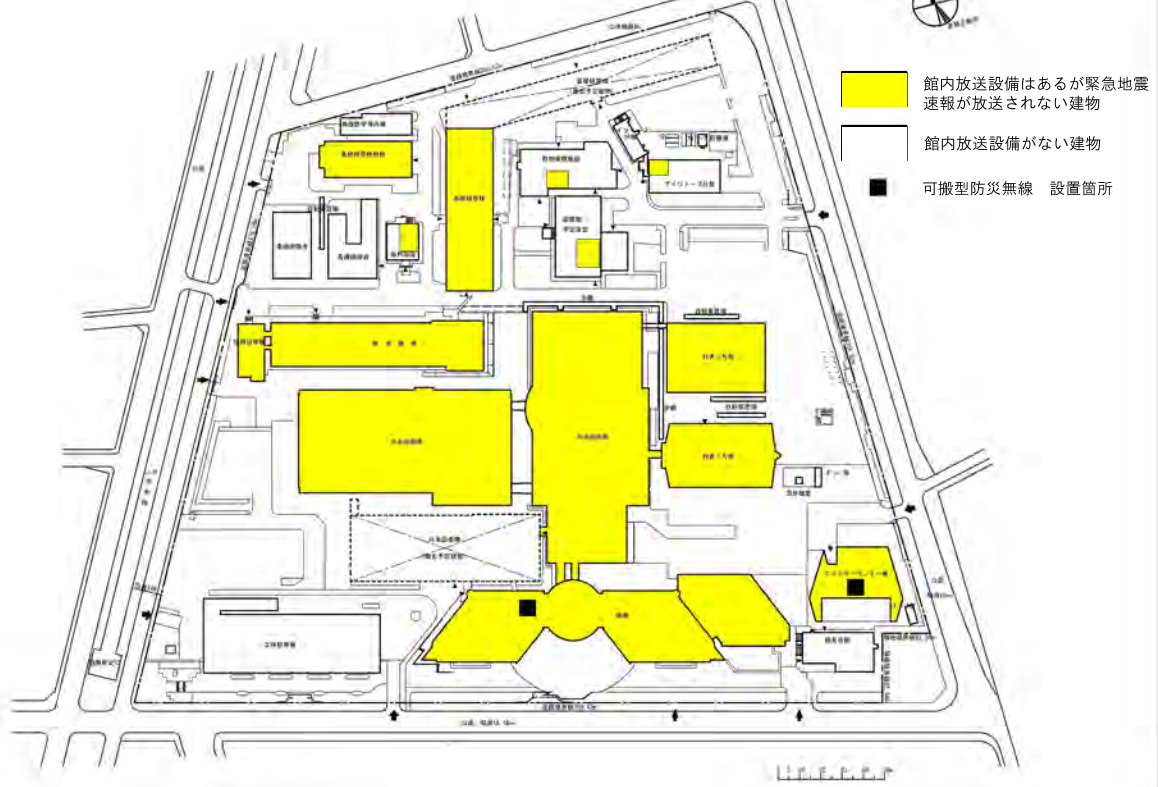
大幸地区

受信端末 No	建物等名称	受信端末設置場所	放送範囲
—	保健学科本館	(防災無線接続)	全館放送
—	保健学科東館		全館放送
—	保健学科南館		全館放送
—	保健学科別館		全館放送
—	体育館		全館放送

その他

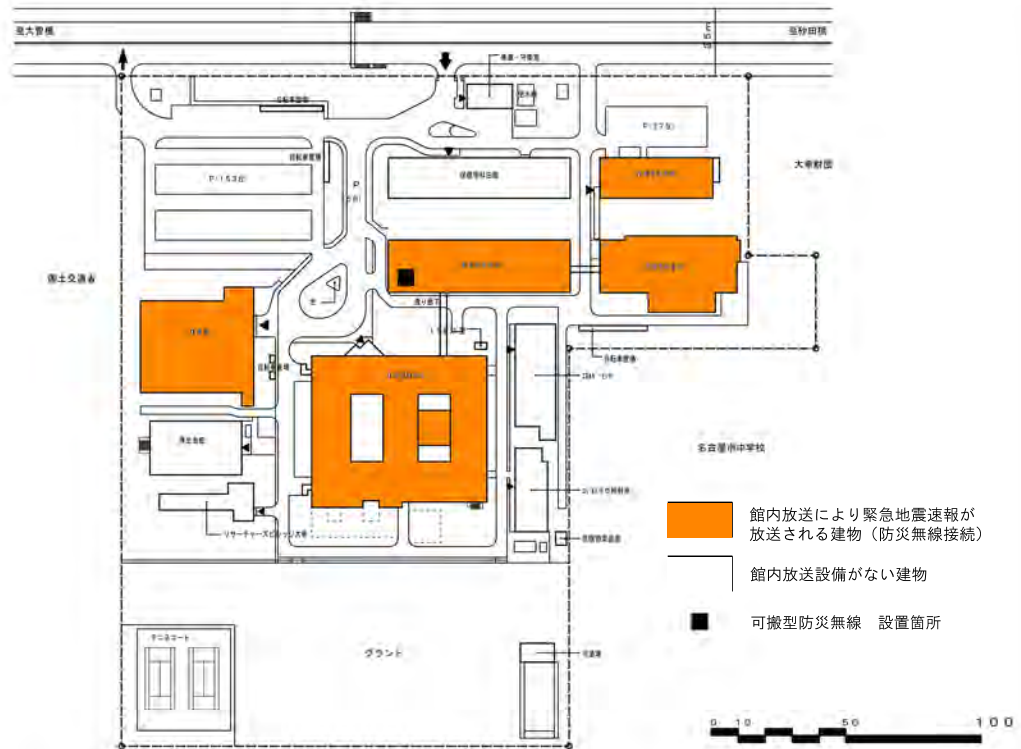
受信端末 No	建物等名称	受信端末設置場所	放送範囲
—	国際嚶鳴館 1階事務室 (山手)	(可搬型防災無線)	室内への放送
—	留学生会館 1階事務室 (陶生町)	(可搬型防災無線)	室内への放送

緊急地震速報受信端末および放送設備配置図 鶴舞地区 (H23. 03. 31)



(平面図09. 08. 01現在)

緊急地震速報受信端末および放送設備配置図 大幸地区 (H23. 03. 31)



(平面図09. 08. 01現在)

緊急地震速報受信端末および放送設備配置図 東山地区 (H23.03.31)



(平面図09.09.24現在)

注：緊急地震速報は、この図に記載されていない防災無線の屋外スピーカー（設置場所などの詳細は「名古屋大学防災無線マニュアル」を参照）からも放送される。

1. 趣旨

名古屋大学緊急地震速報システム（以下、「本システム」という。）は、気象庁による緊急地震速報を受信し、本学の各建物、部屋等に瞬時に周知するシステムである（参考資料「[名古屋大学緊急地震速報システム（ポンチ絵へのリンク）](#)」）。これにより、地震による強い揺れが起きる前に、身構える、危険物から離れるなど、身の安全を確保できるため、被害の予防、軽減に役立つと期待される。

なお、本システムの管理運用に関する詳細は「[名古屋大学緊急地震速報システム管理運用要項（リンク）](#)」および「[名古屋大学緊急地震速報システムの管理運用に関する申し合わせ（リンク）](#)」による。

2. システムの概要

本システムは、気象庁から緊急地震速報を受信し、学内に再配信する「受信サーバ」と、研究室・実験室・教室等の速報を周知したい場所に設置する「受信端末」により構成され、これらは学内 LAN（NICE）により接続されている。

受信端末のうち 1 つは、名古屋大学防災無線に接続されており、東山、鶴舞、大幸の各キャンパスに設置された屋外スピーカー18 機と、防災無線と連動している一部の館内放送により周知を行うことができる体制となっている。

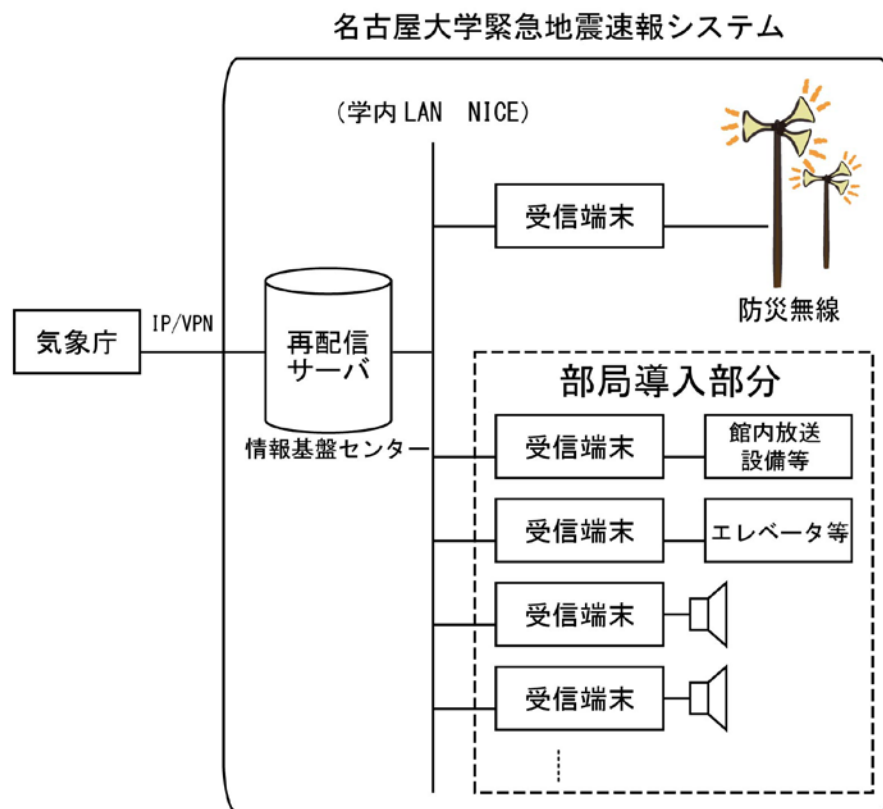


図 1. 名古屋大学緊急地震速報システムの構成図

3. 受信端末について

受信端末は付属の小型スピーカーにより緊急地震速報のチャイム音および警告アナウンスを鳴らすことができる（図2）。また受信端末は、館内放送設備との接続による館内放送や、エレベーター等との接続による各設備・機器の制御が可能である。

受信端末は比較的安定した壁に取り付ける（図3）。なお受信端末は、非常電源（専用充電電池パック）を備えているため、停電時にも数時間の動作が可能である。

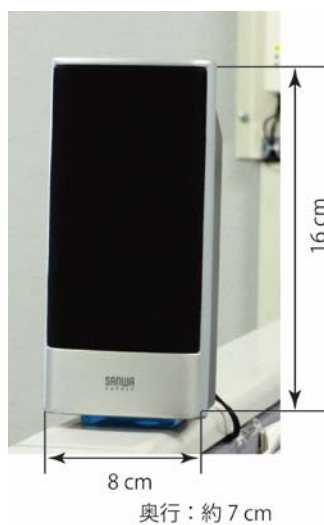


図2. 小型スピーカーの外観と寸法



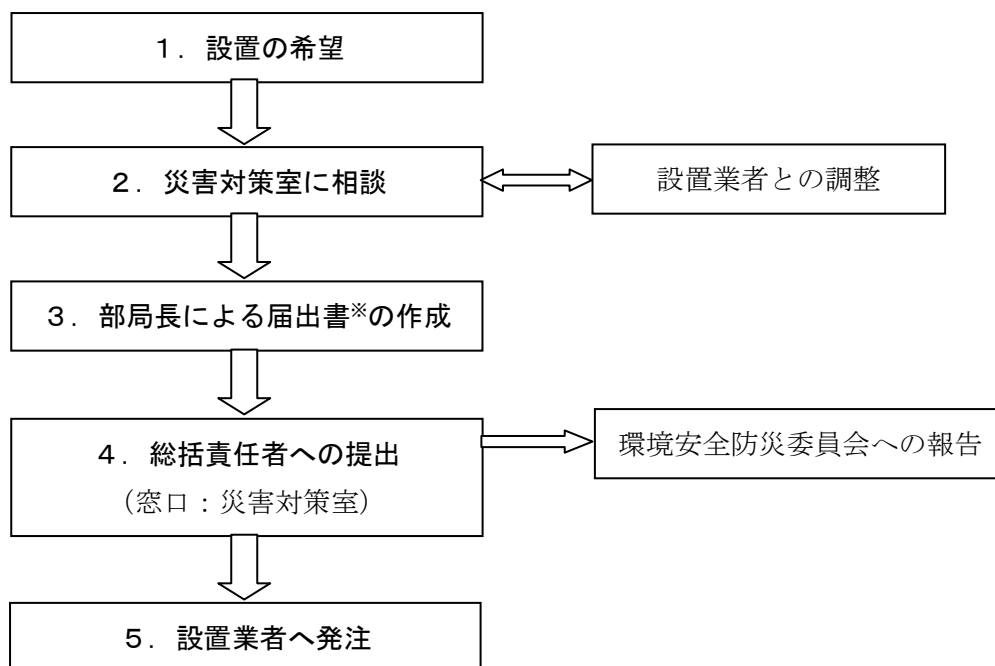
図3. 受信端末の外観と寸法

4. 現体制の限界と注意点

構内には防災無線のスピーカーによる音声が聞き取りづらい場所もあるため、チャイム音が聞こえたら窓を開ける等、内容を聞き取りやすくするための対応をしていただきたい。

また、このような場所においては、受信端末の設置および館内放送設備への接続等を検討していただきたい。（部局における受信端末の設置については「[部局独自で受信端末を設置する際の流れ（リンク）](#)」を参照のこと。）

部局独自で受信端末を設置する際の流れ（推奨）（Web 掲載用資料）



※「名古屋大学緊急地震速報システム管理運用要項」による。

「帰宅する・しない」状況に応じた判断を

災害時は、建物倒壊、道路の寸断などでいつも通りには歩けません。こうした状況での徒歩の基準は、平均毎時2.5km。自宅までの距離を把握しておきましょう。自宅から10km以上離れた場所にいる場合は「帰宅困難者」とみなされることもあります。このような場合、帰らないという判断も大切です。

それでも
帰宅する

- 自宅までの距離を知っていますか？
- がれき、ガラス等が散乱する道を歩いても安全な靴ですか？

帰宅シミュレーションに 今すぐ記入を

原則、幹線道路を歩く。細い街路は危険がいっぱい。車は使用しない。正確な情報収集に努め、なるべく夜間は行動しない。コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、郵便局等は「徒歩帰宅支援ステーション」。トイレ、飲料水、情報提供などの支援が受けられることもある。



● 事前に記入しておきましょう。

■ 自宅までの距離は？

■ 主な通過点

名大 → →
→ → → 自宅

■ 危険そうな場所は？

■ 沿道で休憩できる公共施設・学校は、コンビニは？

あえて
帰宅
しない

災害発生時、交通機関の主要駅や道路は大混雑が予想されます。すぐに帰宅せず「安全な場所にとどまる」のも選択肢の一つです。

大学に
とどまる
場合

名古屋大学では災害時、キャンパス内のブロックごとに自衛消防隊が組織され随時指示が出ます。屋内放送等の指示に従ってください。

学外で
帰宅困難に
なった場合

広域避難所(指定された大規模な公園・広場など)や、帰宅困難者の支援施設へ。

- 名大ポータルに緊急メールアドレスを登録
- 携帯電話「災害用伝言板」の登録と体験
- 自宅、自室の安全確保(家具固定など)
- 教室、実験室、研究室の危険箇所チェック



今すぐ記入を

氏名

生年月日

性別

血液型

住所

電話

学籍番号

所属/学年

名大ID

指導教員電話番号

研究室電話番号

事務室電話番号

家族の連絡先
(氏名・携帯・仕事先など)

その他の連絡先*
(氏名・連絡先)

家族との最終
待ち合わせ場所

memo

*遠方の親戚・知人は安否確認の中継になり得ます。

いつも持っていていよう

大震災！行動 マニュアル

その時を想像して、今、備えよう。

2014年度版



緊急地震速報が鳴ったら！

強い揺れまでの時間は、
数秒から数10秒。

走り出さない、あわてない。
冷静に、安全な場所を見極めよう。

名古屋大学

あわてない。自分の身を守る。

名古屋大学の建物は
ほぼ耐震基準を満たし倒壊の危険はありません。

落ち着いて。教職員の指示に従い避難
ブロックごとに自衛消防隊が組織されています。

安全が確保されたら、安否連絡

事前準備があればあわてず連絡がとれます。

帰宅は、正確な情報を確認してから。

大学は帰宅困難者に対応します。
無理して帰らず状況を見るのも選択肢に。

名古屋大学災害対策室の最新情報をチェック
<http://www.seis.nagoya-u.ac.jp/taisaku/>



今すぐ準備を

- 必須アイテムを即かばんに
携帯ラジオ 携帯用LEDライト 筆記具
携帯充電器など
- 通学ルートでの緊急避難場所の確認

地震発生！ 大きな揺れは1～2分 身の安全確保を最優先に



大学内で

離れる

大型家具・大形実験器具
飛び散る危険性のある
ガラス類
実習中の危険物

安全な場所にしゃがむ。

想像以上の暗闇です。



学外で

離れる

塀、電柱、自販機
店舗のショーケース
大型商品

太い柱に寄り添う。
階段の踊り場等でしゃがむ。
頭を保護して落下物に注意

携帯ライトを持っていますか？
信号が消えます。周囲の車に注意

停電発生

揺れがおさまったら 落ち着いて、声をかけ合って、的確に状況を判断

- 1 部屋の様子を確認
- 2 火が出ていたら
大声で周りに知らせる
▶安全な範囲で協力し合いながら初期消火
- 3 けが人がいたら
▶安全な範囲で協力し合いながら応急手当。
指示にもとづいて救護センターへ搬送。
- 4 教員(学外の場合は誘導係員等)の指示でより安全な場所に避難
部局、建物で避難経路が決まっている場合はそれに従う。
避難する前に、電気・ガスのスイッチを切る。
(自宅等ではブレーカーも切る。)

- 5 避難は **おはしも**
おさない
はしらない
しゃべらない
もどらない
- 6 落下物から頭部を守る
火災の場合は、煙を吸わないようにハンカチで口をふさぎ、姿勢を低くして避難する。
- 7 海の近くでは津波避難を最優先に。
- 8 名大ポータルにアクセスして入力。
<https://portal.nagoya-u.ac.jp/>
救急救命(AD)や応急手当の方法を学んでおけば、とっさの時に助け合える。



直後、余震にも注意。あわてずに安全行動を

防災情報は多様な手段で発信される。 正確な情報を入手し、デマなどに惑わされない冷静さを持とう。

名古屋公式ウェブサイト ▶ <http://www.city.nagoya.jp/>
気象庁・防災気象情報 ▶ <http://www.jma.go.jp/>
NHKラジオ／地元FM局

落ち着いたら、家族・大学へ安否連絡 事前の準備で、すみやかな連絡を可能に



NTT災害用 伝言ダイヤル171

一般・公衆電話 携帯電話から固定電話へ

171のかけ方

☎ 171 をダイヤル

ガイダンスが流れます。

状況を知らせる
(伝言の録音)

状況を確認する
(伝言の再生)

1

市外局番
+
自宅電話番号

2

市外局番
+
自宅or連絡を
取りたい人の電話番号

公衆電話は災害時の優先電話
携帯電話よりつながりやすい。
通話料無料*

*通話後返金タイプの機種も有り。
小銭を持ち歩こう。

●事前に記入しておきましょう。

市外局番	電話番号
<input type="text"/>	<input type="text"/>
市外局番	電話番号
<input type="text"/>	<input type="text"/>

録音時間……1伝言30秒以内
伝言保存期間……2日間(48時間自動消去)



携帯電話 「災害用伝言板」

携帯電話で利用できる掲示板サービス。災害時に連絡をとりたい人のメールアドレスを、事前に指定しておくこと素早くメールが送信される。
携帯各社のトップメニューから「災害用伝言板」を開いて、今すぐアドレス登録を。



体験してみよう

毎月1日と15日、正月三が日、防災週間(8/30～9/5)、防災ボランティア週間(1/15～1/21)に、災害伝言ダイヤル・災害用伝言板が体験できます。
家族、友だちどうして確認を。



大学への連絡

名古屋大学ポータル

<https://portal.nagoya-u.ac.jp/>

に緊急メールアドレスを登録

学内・学外にかかわらず、すみやかに連絡を。大学から、緊急かつ重要なお知らせをする可能性もあります。



名大ポータルに
今すぐ登録!



Deciding whether to return home

You may not be able to walk via your normal route due to collapsed buildings and crumbled roads. If necessary, you may have to make the decision not to go home if you live more than 10 km away.

Check the distance between the university and your home.

Stations to support people walking home: During disasters, you can get help at convenience stores or gas stations if you need a restroom or drinking water.

Going home

- Do you know the distance between the university and your home?
- Do you wear shoes safe enough to walk roads scattered with wreckage and glass?
- As a rule, walk the main roads and pay close attention to fallen objects. Never use cars.

Deciding not to go home

When disaster strikes, it is very likely that main stations and roads will be severely congested. Another option is to stay in a safe place instead of immediately going home.

If you stay on campus

Nagoya University has a volunteer fire team for each block of campus that will issue instructions when needed. Follow any instructions announced by the school.

If you are off campus and it is difficult to go home

Go to an open-area evacuation site such as a designated large park or open space or designated shelters (such as an elementary school, junior high school, high school, or welfare center).

Carefully assess the situation and come to Nagoya University if possible. The university will work to get food and information during disasters. If you don't know where to go, try to come to campus.

*Evacuation sites: safe places when large disaster occurs, offering restrooms, rest, and information. Notify the person in charge of the site if you are not a Japanese speaker.

- Register on the Nagoya University portal site
- Check for alerts from the emergency earthquake warning system
- Sign up for the Disaster Emergency Message Dial and try it

Enter your personal information right now.

Name: _____

Age/date of birth: _____

Nationality: _____

Passport Number: _____

Embassy Tel: _____

Email: _____

Consular office Tel: _____

Email: _____

Student ID: _____

Nagoya University ID: _____

Telephone number(s) for faculty in charge: _____

Sex: _____ Blood type: _____

Allergies: _____

Language Spoken: _____

Address: _____

Phone number: _____

Family's cellphone number: _____

Additional notes: _____

Map out the way home right now.

● Enter your information here

■ Distance between Nagoya University and your home

■ Major landmarks:

Nagoya University →

→ →

→ → Home

* Emergency earthquake warning: Issued when seismic waves are observed at two or more seismograph stations and the predicted maximum seismic intensity is 5 or stronger.

* A seismic intensity of 5 means that many people will be concerned by the shaking and feel that they need to hold on to something.

Carry At All Times

What to do in a major earthquake!

Foresee the disaster and prepare now
2014 version



When an emergency earthquake warning is issued

You have between several seconds and a few dozen seconds before the strong quake strikes.

↓

DO NOT START RUNNING. DO NOT PANIC.
Calm down and look for a safe place.



When an emergency earthquake warning is issued on campus

Do not panic. Protect yourself

Almost all Nagoya University buildings are earthquake resistant and are in no danger of collapsing.

Calm down. Follow instructions of teacher to evacuate.

Nagoya University has a volunteer fire team for each block of campus.

As soon as you are safe, report your status to others.

If you are prepared, you will be able to communicate calmly.

Go home once you get accurate information on the situation.

Nagoya University will help those who have trouble going home. Assess the situation and come to the university if you think you will not be able to get home.

Disaster Management Office Nagoya University
<http://www.seis.nagoya-u.ac.jp/taisaku/>

You never know when an earthquake will strike.

Prepare NOW.

When an earthquake strikes!
Intense shaking will last only 1-2 minutes
Keeping yourself safe should be your first priority



On campus

Stay away from

Large furniture and large laboratory equipment
 Glass objects that may shatter
 Dangerous objects in use



Off campus

Stay away from

Fences, telephone poles, and vending machines
 Shop showcases, large items

Crouch down in a safe place.

Blackouts are darker than you think!

Power failure

Flatten yourself against a thick pillar.
 Crouch down in a space you can fit in, such as, a staircase landing.
 Protect your head from falling objects

Do you have flashlight with you?

Traffic lights will stop functioning.
 Be careful of cars.

When the shaking stops
Stay Calm, support others, and accurately assess the situation.

1 Assess the situation in the room.

2 If there is a fire, notify others in a loud voice.
▶ Work together to start containing it as long as you can stay safe.

3 If anyone is injured, work together to provide first aid.
▶ Take the injured person to the First-aid Center according to the instructions provided.

4 Shut off light and power/gas lines.

5 Follow instructions of teachers (if off campus, persons responsible for evacuation) and evacuate to a safer place.

6 Do not use elevators.
 If you are in an elevator, press every button and get off the elevator immediately after the door opens.

7 Protect your head and watch out for falling objects.

8 If there is smoke or fumes, stay low and evacuate.

9 If you are in a coastal area, getting away from possible tsunami should be your first priority.

A series of aftershocks will follow.
Stay calm and take the necessary actions.

Stay rational. Do not get caught up in false information or internet rumors.
Getting accurate information is critical.

NHK radio R2 (909 KHz) English, Chinese, Korean, and Portuguese
 FM broadcast stations

☎110 Emergency call to police ☎119 Fire, ambulance, emergency rescue

How to communicate when disaster strikes



NTT Disaster Emergency Message Dial (171)

Ways to let your family and friends in Japan (outside the affected area) know you are safe
 (landline/payphone/cellphone to fixed-line phone)

How to use Dial 171

Dial **1 7 1**
 guidance

↓
 Report your situation (recording)

1

Area code + Home telephone number

↓
 Confirm somebody's situation (play)

2

Area code + Your home telephone number

Can record messages up to 30 seconds per message which are saved for 2 days (automatically deleted after 48 hours)
 Public phones are given priority during disasters.
 Toll free (money-back system is used for some models)

● Write numbers in advance.

Area code Phone number

—

Area code Phone number

—



Disaster message board service for cellphones

Message board service available for cellphones

NTTdocomo
<http://dengon.docomo.ne.jp/Etop.cgi>
 au
<http://dengon.ezweb.ne.jp/E/service.do>
 SoftBank
<http://dengon.Softbank.ne.jp/pc-e1.jp>
 Willcom
<http://dengon.willcom-inc.com/dengon/Top.do> (link to English page)



Sign up for these services and test them.

You can try the cellphone message board services with your friends on the 1st and 15th of every month, January 1st through 3rd, Disaster Prevention Week (Aug. 30th through Sept. 5th), and Disaster Prevention Volunteering Week (Jan. 15th through Jan. 21st)



Report to the university

Register your email address on the Nagoya University portal site

<https://portal.nagoya-u.ac.jp/>

The university may post emergency and other important notices.



Sign up through the Nagoya University portal site now!

After the disaster, access the Nagoya University portal site to report your status.



東海地震の警戒宣言

東海地震を予知するための観測データに異常が見つかったと、その程度に応じて気象庁は「東海地震に関する情報」を発表します。異常がわずかな時は「調査情報」を発表し、さらに異常なデータが増えると「注意情報」を発表します。これは黄色信号に当たり、様々な対応が開始されます。さらに専門家による地震防災対策強化地域判定会が「東海地震の発生の可能性が高い」と判断した場合は、内閣総理大臣が「警戒宣言」を発令します。

警戒宣言が発令されると、地震対策強化地域（静岡、愛知など1都7県263市町村）では地震に対して様々な準備行動が開始され、日常生活に大きな制約があります。具体的には交通機関、学校、各種施設などで通常の活動を停止して対応が予定されています。名古屋大学では、注意情報発表で対応を開始します。この場合、講義等をすべて中止し、研究室や実験室などの災害防止措置を行った後に、非常要員以外はすみやかに帰宅します。

緊急地震速報

緊急地震速報は、震源の近くで地震の発生をキャッチして、少し離れたところに地震の揺れが伝わる前に警報を出すしくみです。NHKのテレビ放送や一部の携帯電話、専用端末などを通じて広く一般に伝えられます。名古屋大学内では、屋外放送スピーカーや多くの建物の館内放送を通じて緊急放送されます。警報が出てから大きく揺れるまでの時間は数秒から数10秒程度と短く、場合によっては警報が出る前に強い揺れが始まってしまうこともあります。そのため、この情報を受けたときは、慌てず mains 身の安全を守る行動をとりましょう。例えば、丈夫な机の下に隠れたり、ブロック塀の近くから離れるといった対応が有効です。日ごろから、どのように身を守るべきか考えておくと、いざというときに落ち着いて行動できます。詳しい情報は気象庁ホームページなどで入手することができます。

非常時の連絡方法を確認しよう

地震災害のとき、家族、友人、大学と連絡をとる方法はたいへん重要です。一般の電話や携帯電話（音声）は非常につながりにくくなります。その場合、災害伝言ダイヤル171や携帯電話の災害伝言板サービスなどを活用しましょう。これらは災害時のみ利用できますが、普段でも体験できる日があります。大学への安否連絡には、名大ポータルを使いましょう。

●災害用伝言ダイヤル 171

171番に電話をかけて、音声ガイダンスに従い「被災地内の電話番号（市外局番を含む）」を暗証番号にすると、安否等の伝言を1伝言あたり30秒、計10伝言まで預かってくれるサービスです。

災害時のみ利用できますが、防災週間（防災の日（9月1日）を含む1週間）および防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）、毎月1日、15日などに体験することができます。

<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/index.html> (NTT 西日本)

●災害用ブロードバンド伝言板 web171

ブロードバンドの特性を生かして、音声や画像も登録できます。

<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/index.html> (NTT 西日本)

●携帯電話の災害用伝言板サービス

携帯電話のデータ通信では、災害時になると「災害用伝言板」がトップメニューに出てきて、その伝言板を通して安否確認の連絡ができます。詳細は各社の資料で調べてください。安否連絡先の事前登録システムもあります。

●名古屋大学ポータル (mynu.jp)

名古屋大学ポータル（名大ポータル、<https://mynu.jp/>）は、授業登録などだけでなく、さまざまな情報伝達に利用されます。災害時には、自分の状況や連絡先を速やかに大学に知らせるために使用します。また、大学から緊急かつ重要なお知らせをする可能性がありますので、必ずメールアドレスを登録しておいて下さい。具体的な使用方法は、名大ポータルにアクセスすればわかります。また安否情報入力訓練も行いますので、日ごろから扱い方になれておいてください。携帯電話からもアクセスできます。



緊急時の学内連絡先

各キャンパス内では下4ヶ所で内線から通じます
○緊急時（終日）、救急車を要請した後も下記に連絡してください。

「学内110番（本部守衛室）」内線110、119または789-4917

○学部等教務学生掛等（平日昼のみ）

●東山キャンパス			
・学務部学務企画課	789-2164	・多元数理科学研究科	789-5756
	789-5755	・国際言語文化研究科	789-4881
・文学部	789-2206	・環境学研究所	789-4272
・教育学部	789-2606	・教養教育院事務室	789-4725
・法学部	789-2317	・災害対策室	788-6038
・経済学部	789-4823	・保健管理室	789-3970
・情報文化学部	789-4721	●鶴舞キャンパス	
・理学部	789-2808	・医学部医学科	744-2430
	789-5756	●大幸キャンパス	
・工学部	789-3599	・医学部保健学科	719-1511
・農学部	789-4010	名古屋第二赤十字病院	832-1211代
・国際開発研究科	789-4957	名古屋大学医学部附属病院	741-2111代
・情報科学研究科	789-4721		

名古屋大学地震防災訓練

平成26年10月28日（火）に全学地震防災訓練を実施します。教職員や学生など全員参加で行われます。講義を中断して地震時の対応行動の訓練を行います。

平成26年度版 学生のための 名古屋大学地震防災ガイド

地震防災はなぜ必要か？

東海地域では近い将来に東海地震・東南海地震などによる大災害の発生が予測されています。名古屋大学で学ぶに当たって、地震から命を守り、災害に適切に対応するために、すまいの選択や室内の安全確保、非常用品の準備などが必須です。また大学内には実験機器・薬品や重量物など地震時に危険なものも多数あります。地震災害を人ごとと考えず、ぜひ事前の備えをしていきましょう。



東海地域の大地震

①愛知県沖の太平洋の海底では、3つの大地震が90～150年くらいの間隔で、繰返し起こっています。

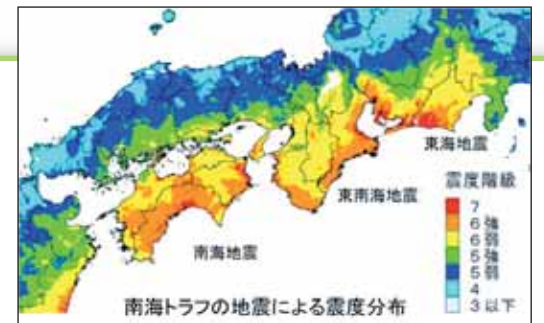
東南海地震が最後に起こったのは1944年、南海地震は1946年です。東海地震は150年以上も起こっていません。次の大地震が近づいていると考えられています。

②3つの地震は、同時に発生するかもしれません。

ひとつの地震が発生するだけでも大きく揺れますが、3つが同時に起こると、マグニチュード8.8～9.0の大地震になり、静岡県から四国・九州まで広い地域で震度6以上の強い揺れになります。揺れは2分以上、長く続きます。そのあいだは、机の下などで頭や体をまもりましょう。

③高さ10m以上の大津波が発生します。

海底で大きな地震が起こると、津波が発生します。3つの地震のあとには、太平洋側の海岸に10m以上の高さの大津波がやってきます。海の近くで地震を感じたら、すぐに海岸から離れて高いところに避難しましょう。



いますぐチェックしましょう!

地震に対する身のまわりの備え

地震による被害を最小限にとどめるためには、日頃から地震に対する備えと心構えが必須です。

◆室内の安全性は確保されていますか？

建物が倒壊しなくても、室内は大きく揺れます。重く背の高い家具は凶器と化します。(2～3ページへ)

◆非常持ち出し品を準備していますか？

広域が同時に被災すると、食料や水の供給が当分の間ストップします。何をどれくらい準備しておくべきでしょうか？(2ページへ)

◆連絡方法を確認していますか？

災害発生直後は電話が繋がらなくなります。家族や友人同士で安否を確認したいとき、どのように連絡すればよいでしょうか？(4ページへ)

◆避難場所や避難経路を確認しましたか？

自宅にとどまることができないとき、避難場所はどこですか？ そこまで安全に行けますか？(2ページへ)

◆地震発生!まず真っ先に何をしますか？

地震は発生時間を選びません。あなたがどこにいても突然発生します。最初に何をしますか？(2ページへ)

名古屋大学安否状況確認システム

災害時には安否情報を大学へ伝えて下さい!

災害時、身の安全が確保できたら、安否状況確認システムにあなたの安否情報を入力して下さい。あなたからの情報は、授業や試験などの大学機能の再開方針を立てる際に重要な情報となります。

名古屋大学ポータルに緊急連絡用メールアドレスを登録して下さい!

災害時や非常事態時には、登録されたアドレスに大学から緊急かつ重要なお知らせをすることがあります。メールアドレスを変更した際には、忘れずに更新することも大切です。



<https://mynu.jp/k/>
名大IDとパスワードが必要です。

大地震が発生したら…

自分の身を守る（最初の数秒）

揺れを感じたとき、または緊急地震速報が鳴ったときは、ただちに危険な家具や器具などから離れて、丈夫な机の下などで身の安全を図ります。特に頭を守るように注意しましょう。可能なら扉を開けて避難経路を確保します。

揺れがおさまったら（2～3分）

落ち着いて火を止め、電気のブレーカーも落とします。周辺の人々の無事を確認し、余震に注意して、建物外に避難します。あわてると、転んだり落下物やガラスなどでけがをするおそれがあります。避難にはエレベーターは使わないこと。閉じ込められるおそれがあります。

避難したら（5～10分）

情報や指示をよく理解し、建物外の安全なところに避難したら、パニックや二次災害を防ぎましょう。大学では、ここで避難者の確認をします。

安全に気をつけて消火や救助の支援（1～数時間）

大災害時は救助もおくれがちになります。自分の安全が確保できる範囲で、消火や救助活動などを手伝いましょう。

家族や友人、大学などとの連絡（1日程度以内）

あらかじめ決めておいた方法（4ページ参照）などにより互いに連絡をします。大学には名大ポータルなどにより、居場所やけがの状態などを伝えましょう。

講義中だったら…

書棚やつり下げテレビなどから離れ、机の下などで身の安全を守ります。実験機器や薬品などを使用している場合はすぐに離れ、揺れがおさまったら可能な範囲で始末をします。教員の指示に従って行動して下さい。

学内の避難

おおぜいで出口や階段に殺到するとたいへん危険です。学内の各建物では、教職員や「自衛消防隊」が誘導しますので、落ち着いて指示に従い避難してください。

通学途中だったら…

歩いているときは、ブロック塀や自動販売機、看板、ビルのガラスなど危険物から離れます。カバン等で頭を守って、公園や広場などの安全な場所へ。

電車や地下鉄、バスなどに乗っていたら…

車内放送を聞き、落ち着いて係員の指示に従います。勝手にドアを開けて外に出ないこと。対向車両などの危険があります。



転倒した書棚に潰されたテーブル



機材が散乱した化学実験室



倒壊した石塀

日頃の備えが大切!

住まいを安全に

アパートなどを借りるときは、安全な地域で耐震性のある建物を選んでください。また家具転倒防止やガラス破損対策をして、大地震時の室内の安全を確保してください。自宅が古い建物の場合は、耐震診断・耐震改修を検討してください。

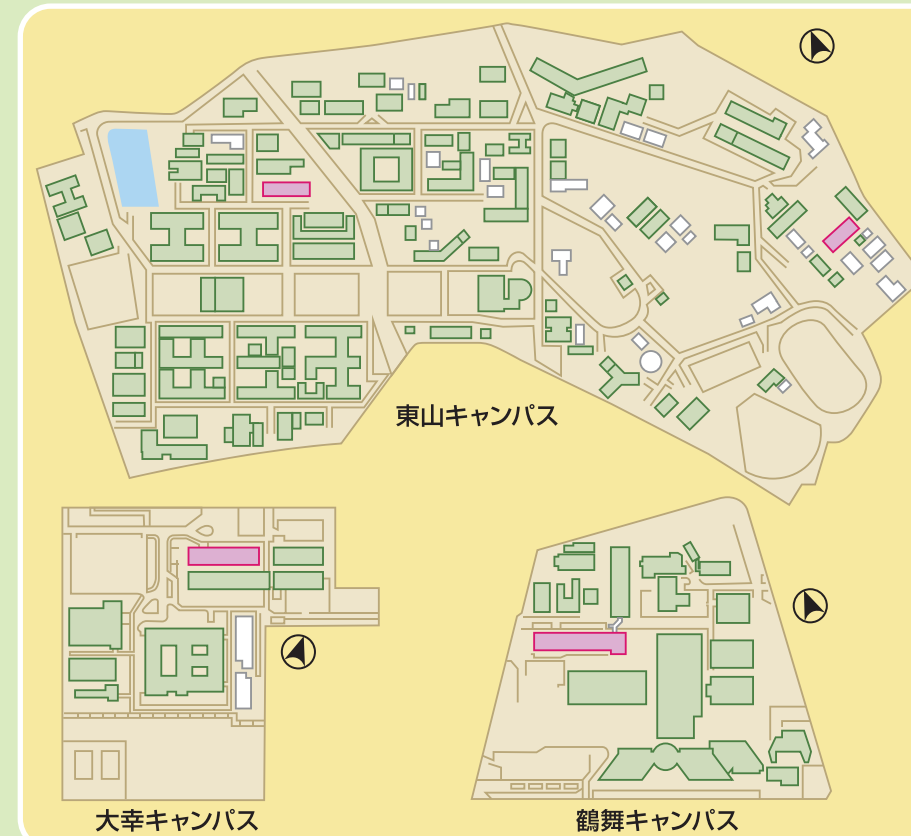
非常持ち出し品を準備

災害時に必要なものはひとりひとり違います。持病の薬やメガネのスペアなど、必要なものをリストアップして準備しておきましょう。また、誰にも共通して必要なものとしては、食料や水（3日以上、できればさらに多く）、現金や保険証などの貴重品、ラジオ、懐中電灯、衣類などがあります。大学や外出先で災害にあうこともありますので、小型のラジオ、ライト、携帯電話の充電器（電池式）、非常食などをかばんに入れておくと役に立ちます。

避難場所と避難経路を確認

自宅や職場近くの避難所と、そこまで安全にたどり着くまでの避難経路を確認しておきましょう。名古屋市の場合、市のホームページに区ごとの「避難所マップ」が公開されています。指定された避難所に限らず、家族で落ち合う安全な場所を決めておくことも重要です。海岸に近い場所では、地震後の津波からの避難に特に注意してください。また、災害時や警戒宣言が発令された場合の帰宅方法をチェックしておきましょう。

名古屋大学キャンパス建物の耐震性



耐震性を備えた建物
(耐震改修をおこなったもの、および工事中を含む)

耐震性が十分でない建物
(耐震改修予定を含む)

耐震診断対象外の
比較的小さい建物

注意:

耐震性が十分でない建物が、ただちに地震時に危険とは限りませんが、大地震が起こったあと、または東海地震の警戒宣言が出された場合は、これらの建物の中にとどまらないようにします。

室内の地震防災対策は確実に!

什器や機材の転倒・落下・破損などの防止

名古屋大学では「家具安全対策ガイドライン」があり、危険な家具は全て固定することになっています。背の高い書棚やロッカーは転倒しないように固定し、パソコンやテレビ、重い書籍や破損しやすい機材は落下防止対策を確実にとりましょう。キャスターのついた機器は、臨時に固定する方法もあります。

実験装置や薬品の危険防止

実験室では、重く壊れやすい実験機材が多く、危険で有毒な薬品やガスなども使用しています。日頃から危険な薬品等の整理・収納を徹底するとともに、地震時の安全のために機器の固定や破損防止、薬品の漏洩防止などの対策や、消火器の設置などをしましょう。大地震の際は、可能な限り装置を安全に停止し、火気の始末等を行います。無理はしないようにします。また、薬品火災などに備えて適切な対応を確認して下さい。

避難場所や経路の確認

各建物の近くの1次避難場所や避難経路が決められています。あらかじめ確認し、スムーズに避難できるようにしましょう。また階段や非情口などに荷物を置かないように注意します。

みんなで確認して備えましょう

非常時には互いに助け合うことが必要です。教職員と学生で非常時の対応を定期的に確認しましょう。研究室などでは、教員との緊急連絡方法の確認や災害時の非常持ち出し品の準備などもしましょう。



転倒すると通路をふさぐ棚（名大の例）



揺れによる化学実験室の火災跡（東北大学）

Before and During an Earthquake Disaster

When a large earthquake occurs

The first 3 seconds

Stay calm, protect yourself from falling objects, extinguish any flames (if possible) and open a door to provide a safe exit. Blindly rushing outside may result in unnecessary injury.

After 2-3 minutes

After the tremors subside, evacuate from dangerous places. Turn off any heaters and stoves, stop any experiments in your laboratory, and check the safety of family members and others around you. When evacuating, be calm, watch for dangerous objects, and do not use elevators. If in class, follow the instructions of your teacher.

After 5-10 minutes

Once evacuated to a safe place, obtain information to prevent any further danger.

After 1 hour

Assist in putting out fires and rescue people if necessary, after first ensuring your own safety. Be prepared for aftershocks.

1 day

Report your situation to your school/ university/ laboratory. You must find out how to make contact in case of an emergency.

1 week

You may have to live in an Emergency Shelter. Make advance arrangements for emergency food and water.

Outdoors

Stay calm and keep away from falling glass and buildings that are in danger of collapsing. Brick walls are also dangerous. Move to an open area such as a park.

In a bus or train

Follow the instructions of the staff. If you cannot understand the instructions, ask someone close to you for help.



Preparing for earthquakes

Making your house safer

Collapsing buildings and falling furniture result in many fatalities during a large earthquake. Prevent heavy furniture from toppling over or falling down. Furniture should be securely fastened using appropriate means.

Prepare emergency items

Assemble valuable (passport, cash), food and water, a first-aid kit, a radio, clothing, etc. Pack these items together so they are ready to take with you at any time.

Know your evacuation site and escape route

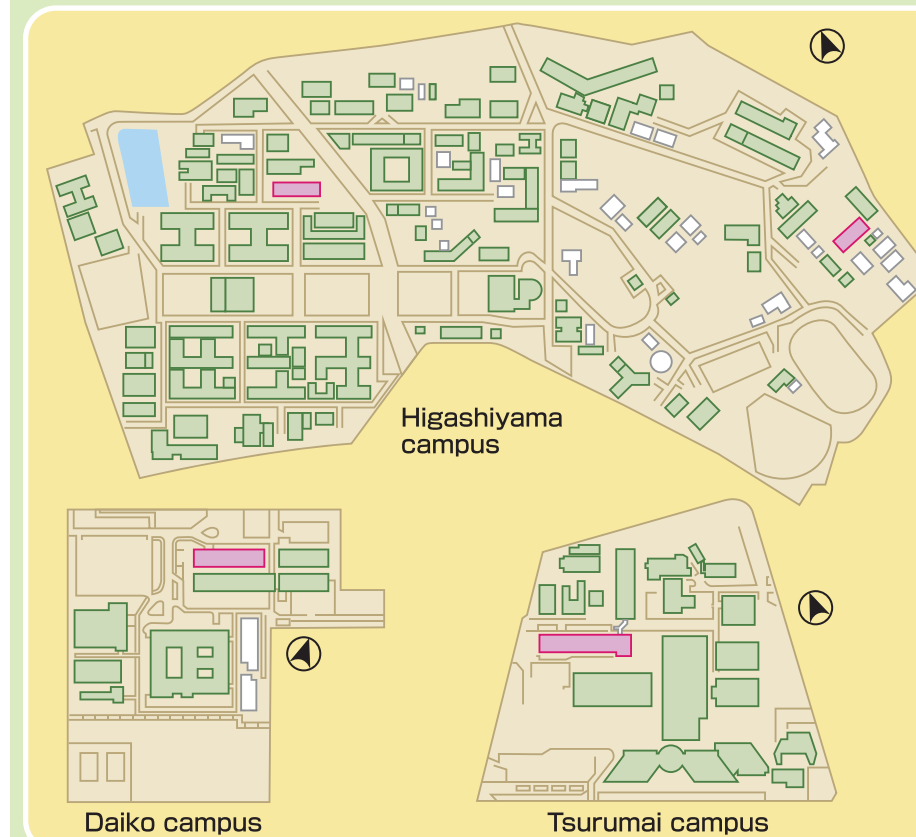
As you may need to use the Emergency Shelter in your community, it is important to know if language support is available.

Keep important contact numbers close at hand

You must know how to report your safety to your school through the portal site (<https://mynu.jp/>). Try to avoid using telephones for voice messages immediately after a large earthquake.

Earthquake Damage Prevention on Campus

Earthquake-resistant buildings on the Nagoya University campus



Green : Earthquake-resistant buildings. International Ohmeikan is also earthquake-resistant.

Red : Buildings that are not earthquake-resistant. Foreign Student House is also included in this category. Most of these buildings will be reinforced in the near future.

White : Low buildings that are considered to be except from the seismic repair regulations.

IMPORTANT: When a strong earthquake occurs, or the "Earthquake Warning" (see page 4) is issued, evacuate outside to a safe place or relocate to an earthquake-resistant building.

Safety in laboratories

Secure dangerous objects

Tall, heavy, or dangerous furniture and equipment (e.g., lockers, bookshelves, TV, PC, experimental facilities, facilities with casters, glass objects) should be secured to prevent movement during an earthquake.

Experiments

Safety measures should be taken for experiment tools, chemicals, and gas. It is important to prevent fires and explosions. Stop any experiments in the case of an earthquake, check that flames are extinguished, check for accident prevention, then evacuate quickly and safely.

Safe evacuation

Do not store goods near exits and passageways. Watch for areas of danger (e.g., damaged buildings and falling objects) on your way to the evacuation site.

Preparedness

Please discuss earthquake safety with your supervising professor and fellow laboratory members.



へ通報すること。

[課外活動中の事故等の場合]

- ・上記に加えて、所属する課外活動団体の部長（顧問教員）及び教育推進部学生交流課（外線052-789-2164・2165）に連絡すること。

[事件・事故後の影響]

重大な事件・事故に巻き込まれると、眠れない、急に事件・事故のことを思い出す（フラッシュバック）、緊張がとれず落ち着かないなどの心理的变化がおこることがあります。これは非常な事態におけるごく自然な反応です。このようなときは、学生相談総合センター（052-789-5805）にご相談ください。

8 地震防災対策について

1. 地震と災害はくりかえします

1995年の阪神・淡路大震災では、建物・都市が大きな被害を受け、古いアパートの倒壊などにより111人もの大学生が犠牲になりました。2011年の東日本大震災では、特に津波で大きな被害となりました。被災地の大学では、長期にわたり教育・研究が難しくなり、また学生も不自由な環境での勉強や生活を強いられることになりました。

東海から四国の沿岸で発生する東海・東南海・南海地震は、近い将来に同時に発生する可能性もあり、広域で激しい揺れや津波の大災害が予想されています。このような自然災害の被害を少しでも減らすために、一人ひとりの準備がとても大切です。名古屋大学でも災害対策室を設置し地震対策に力を入れています。ここでは学生の皆さんが心がけるべき地震対策について解説します。

2. 家庭や下宿での地震対策

①家の耐震化

戦後、日本の耐震基準はたびたび見直され、最終的にほぼ満足できるレベルとなったのは昭和56年（1981年）です。これ以前に建てられた木造家屋は、十分な耐震性を持っていないものが多くあります。これらの住宅すべてに耐震補強をすることが最も確実な地震対策ですが、なかなか思うように進みません。しかし少なくとも自分の住んでいる家の耐震性の良否を知っておくことは重要です。自宅や下宿の耐震性に関心を持ってください。

②家具や本棚の固定

家が倒れなかったとしても、地震で大きく揺れます。そのようなときに固定していない家具や本棚は確実に倒れます。自室に本がぎっしり詰まった背の高い本棚が置いてあり、その前で寝ている人も多いかもしれません。そのような本棚が固定されていなかったら大変なことになると思います。就寝中の人間は無防備です。平成7（1995）年の阪神・淡路大震災では地震が早朝に発生したため、多くの人が家の中で亡くなりました。そのようなことがないように本棚や重い家具は壁にしっかりと固定しましょう。

③3日分の水と食料を

地震後、ある程度時間が経てば救援体制ができます。しかし、地震直後は期待できません。最低限の備蓄として3日分の水（一人9リットル）と食料を日頃から用意しておきましょう。またヘルメットや、手回し充電型の懐中電灯でラジオ・サイレン・携帯電話充電機能が付いているものを用意しておくと、いざというときに役立ちます。

3. 地震が発生した場合の対応

(1) 強い揺れを感じたら

- まず自分の身を守ります。丈夫なテーブルや机の下に隠れ、落下物から身を守ります。教室では天井やテレビなどが落下する可能性があります。図書室では書棚が倒れる可能性があります。通学途中ではブロック塀や自販機の倒壊や落下物から身を守ります。
- 脱出口の確保をします。鉄の扉は地震によるひずみで開かなくなる可能性があります。
- 火の始末をします。実験室では薬品などで火災が発生する可能性があります。ただし、やけど等の危険もあるので無理はしないようにします。
- 緊急地震速報がなった場合には、強い揺れまで数秒～数10秒の時間がある可能性があります。実験中の場合、本棚に囲まれた研究室にいる場合、階段を上っている場合、エレベーターの中にいる場合などいろいろな場合を想定して、どのような対応が出来るか考えておきましょう。

(2) 強い揺れがおさまったら

- 周囲の安全を確認します。周囲の人が無事かどうかを確認し、けが人は協力して救助します。火災が発生していたら協力して初期消火に努めます。いずれも自分自身の安全が確保できる範囲内で行います。なお、地震時には多数の被害が発生するので、消防車や救急車は来ません。
- 余震に注意して、教職員の指示に基づき建物から避難します。名古屋大学の建物は耐震性があるので一回の地震で倒壊するようなことはありません。お・は・し・も（押さない、走らない、しゃべらない、戻らない）に留意して、あわてず整然と避難しましょう。建物で避難経路を決めている場合はそれにしたがって避難してください。自衛消防隊から指示がある場合はその指示に従ってください。

(3) 家族や友人との連絡

災害時の電話は通じにくくなります。災害時に効果的な安否連絡方法として、携帯電話メール、携帯電話の災害用掲示板、災害用伝言ダイヤル171、の3つがあります。災害時において電話による通話は、回線の輻輳を起して社会的な混乱を招きますから、控えなくてははいけません。こうした観点から、災害直後に皆さんのご家族から大学へ電話による安否確認の問い合わせがあっても、本学は原則として対応しません。

上記の3つの方法を活用して、ご家族と安否の確認ができるよう、あらかじめ十分相談しておいてください。

①携帯電話メール

携帯電話メールは、平成16（2004）年新潟県中越地震で大活躍しました。これは現在多くの携帯電話で音声とデータ（メールなど）をわけて処理していて、災害時でも負荷の小さなメールのデータには制限をかけないからです。すぐに相手に届く保証はありませんが、ある程度時間が経てば届くようなシステムになっています。

②災害用伝言板

災害時に携帯電話でインターネット接続すると「災害用伝言板」がトップメニューになります。その伝言板を通して安否確認のやり取りをすることもできます。詳細は各携帯電話会社のホームページを見てください。予め安否情報の通知先を登録しておけるシステムもあるので便利です。

③災害用伝言ダイヤル171

災害用伝言ダイヤル171は、固定電話・公衆電話・携帯電話・PHSでもかけることができます（携帯電話・PHSは一部の通信事業者を除く）。音声ガイダンスに従って「被災地内の電話番号（市外局番を含む）」を暗証番号にすると、安否等の伝言を1伝言あたり30秒、計10伝言まで預かってくれるサービスで、震度6弱以上の地震発生時もしくは地震・噴火等の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合にサービスが開始されます。毎月1日、防災週間（防災の日（9月1日）を含む1週間）および防災ボランティア週間（1月15日～1月21日）などの時に体験することができます。

(4) 名古屋大学安否確認システムの運用

本学では、平成26年度から新たな安否確認システムを運用しています。このシステムでは構成員の携帯電話などのメールアドレスを予め登録しておいて、大地震など大きな災害が発生して構成員の安否確認が必要となった時に、構成員にURL付のメールを発信し、構成員は受信したURLから名古屋大学の安否確認サイトに入り、安否の状況を入力することになっています。

メールアドレスの登録は、全員に毎年1回義務づけられている名古屋大学「情報セキュリティ自己点検」の時にやることになっています。また、携帯電話等にセキュリティフィルターを設定されている場合は、「anpi@adm.nagoya-u.ac.jp」から届くURL付のメールが届くように設定してください。

災害時に自らの安否を大学に知らせることは学生、教職員の義務ですので、必ずアドレス登録と受信設定をしていただくようお願いします。

(5) ボランティア活動

災害復旧・復興時には、学生はボランティアとしての役割も期待されています。自分の身の回りに被害がなければ参加を考えてみてください。

愛知県など多くの自治体では災害時にボランティア受け入れ窓口を設置しますので連絡してみましょう。

4. 東海地震が予知された場合の対応

東海地震の注意情報で対応行動を開始します

東海地震を予知するために国は第一級の観測体制をしいています。もちろん予知の確率は100%ではありません。しかし東海地震が予知された場合の対応は決めておく必要があります。東海地震発生が予知された場合、警

警戒宣言が発令されます。気象庁の観測データに異常が発見されてから警戒宣言発令までの流れを下の図に示します。



東海地震の観測データに異常が検出されたとき、気象庁は緊急性の程度によって次のような情報を発表します。「調査情報」は異常の程度が小さい場合や異常が東海地震につながらないとみられる場合、及び異常がないときでも定期的に発表されます。この段階では特に対応は必要ありません。「注意情報」は、観測された異常が東海地震の前兆現象の可能性が高くなった場合に発表されます。名古屋大学では、注意情報発表時から対応を開始し、すべての研究・講義・実験を中止します。そして安全措置を講じた後、災害対策要員以外は学生を含め全員帰宅します。帰宅後は政府や自治体の呼びかけや自治体の防災計画に沿って行動してください。「警戒宣言」が発せられると、各種交通機関の運行や耐震性のない病院・店舗の営業が停止されます。崖崩れや津波の危険がある場所からは避難してください。それ以外の人は耐震性のある屋内、または安全を確保できる屋外で待機します。注意情報や警戒宣言後に地震に関するデータの異常が収まり、地震の発生につながらないと判断された場合には警戒宣言の解除や安心情報が発表されます。

5. 名古屋大学地震防災訓練

毎年10月に全学地震防災訓練を実施しています。総長をはじめ、教職員や学生など全員参加で行われます。講義を中断して地震時の対応行動の訓練を行いましょう。また防災講習会や救急救命講習会などもあります。積極的に参加し、災害時の行動や準備内容の確認をしましょう。

6. 減災館（東山キャンパス案内図 [C2](#)）

名古屋大学と地域の防災のための「減災館」が平成26年3月に完成しました。減災連携研究センター、災害対策室などが入居し、平常時は防災・減災に関する研究、教育、地域連携の場として、大規模災害発生時には名古屋大学と地域の災害対応の拠点として使用されます。

建物は東山キャンパス初の免震建物で、大地震の揺れを小さく抑え、安全な対応ができるようになっています（名古屋大学全体では鶴舞の大学病院外来診療棟・中央診療棟も免震です）。大学の災害対策本部室は2階にあり、自治体と接続する衛星通信設備や、災害時に機能する自家発電・太陽光発電の装置も備えられています。

1・2階は普段から学内や市民に公開され、防災に関する最新の研究成果や知識をわかりやすく展示しており、揺れの体験や子供向け防災教育コーナーなどもあります。災害・防災に関する多数の書籍や映像資料を備えており、調査・研究や学習に活用できます。また、一般向けの防災・減災講演会なども定期的に開催されます。ぜひ、気軽に利用してください。詳しい案内などは、減災連携研究センターおよび災害対策室のホームページなどをご覧ください。

○減災まなび舎（げんさいまなびや）

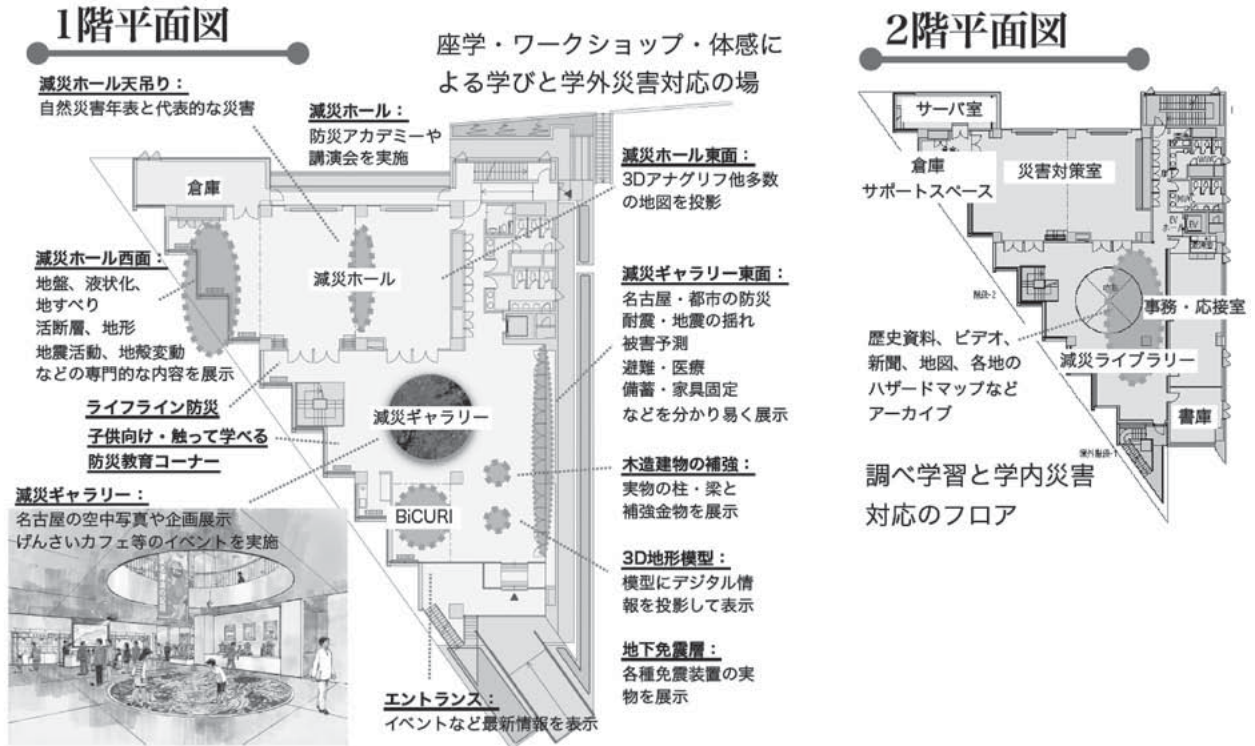
災害対策室では、毎月1回、水曜日の午後1時から2時まで「減災まなび舎」という名前で、学生にもわかりやすく興味深い防災の講演会を減災館1階の減災ホールで開催しています。詳しくは災害対策室のホームページやポスターに載せますので是非お出で下さい。

減災連携研究センターホームページ <http://www.gensai.nagoya-u.ac.jp/>

電話 052-789-3468, FAX 052-789-5023

災害対策室 ホームページ <http://www.seis.nagoya-u.ac.jp/taisaku/>

電話 052-788-6038, FAX 052-788-6039



9 その他

1 本学における個人情報の取扱いについて

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号。以下「法」という。）の施行に伴い、名古屋大学個人情報保護規程（以下「規程」という。）が制定されました。

教育推進部が保有する学生に係る個人情報の取扱いについては、平成17年度から法および規程に基づき取り扱われています。

具体的には、個人情報（氏名・住所・電話番号等の学生本人等に係るデータ）取得時には利用目的を明示します。また、明示した利用目的以外の目的のために利用することはありません。

2 インターネットによる学内情報の検索について

名古屋大学ホームページ学内専用ページ（<http://www.nagoya-u.ac.jp/internal/>）から、学生生活に関する情報が得られます。（なお、利用は学内のコンピュータからのアクセスに限定されます。）

防災備蓄品一覧+保管場所

H26年11月末現在

ブロック名				本 本部・豊橋B	文系B	理学B	工学B	生命農学B	研究所B	学校B	病院B	大幸B	
部局名				本部・事務局	文系	理学	工学	生命農学	研究所	附属学校	附属病院	大幸	
図面番号											鶴舞	大幸	
建物(部屋)名称				中 本 本 間 部 部 処 理 4 庫 施 号 庫 設 館 設	階 文 系 系 綜 綜 合 合 館 館 6 6	装 測 理 置 室 学 室 天 部 施 然 A 設 抽 館 出 北	械 E 室 S 綜 綜 合 合 館 館 機	農 農 学 学 部 部 卓 卓 球 球 室 室	レ 医 階 共 フ 学 P 研 ノ 本 S 2 ブ 館 号 庫 環 館 庫 境 1	倉 附 庫 属 学 学 校 校 防 防 災 災	ト 地 中 (階 央) 2 診 階 療 ビ 棟 ジ 一 ビ 一	車 庫 ・ 守 衛 室	B 計
分類	品名			課 環 総 境 安 務 支 全 課 援 支 課	文 系 経 理 課	長 事 務 部 管 理 掛	管 理 掛 長 設 施 ・	長 事 務 部 管 理 掛	長 経 理 課 管 理 掛	学 校 教 育 学 部 附 属 課 (一)	幹 事 務 部 施 設 主 持	計 事 務 統 括 課 長 会	
食料品	ペットボトル (水)	2L入	(本)	5,100	660	660	660	660	660	660	660	660	10,380
食料品	ペットボトル (水)	0.5L入	(本)	828	396	396	396	396	396	396	396	396	3,996
食料品	アルファ米 五目ごはん他		(食)	1,700	660	650	660	660	660	660	660	660	6,970
食料品	カンパン	コクヨ DR-FDK1 北陸製菓	(缶)	1,080	480	468	480	480	480	480	480	480	4,908
食器	紙コップ		(個)	0	1260	704	29	558	0	0	0	0	2,551
食器	紙皿		(枚)	0	204	20	5	108	0	0	0	0	337
食器	割り箸		(組)	0	206	0	5	100	0	0	0	0	311
食器	サランラップ 30cmx20m		(本)	0	9	0	2	3	0	0	0	0	14
資機材	フリース毛布	コクヨ DR-NPB13	(個)	350	250	250	250	250	500	300	250	250	2,650
資機材	エマージェンシーブランケット	コクヨ DR-RSAB1	(個)	350	250	250	250	250	500	300	250	250	2,650
資機材	ヘルメットFRP	コクヨ DR-FM1	(個)	120	120	120	120	120	120	300	120	120	1,260
資機材	サージカルマスク50	コクヨ DR-WAN9100	(個)	6	3	3	3	3	6	3	3	3	33
資機材	ベスト	ユニット 831-72大学名入	(個)	120	120	120	120	120	240	300	120	120	1,380
資機材	救急用品タイプ 少人数	コクヨ DRK-QS1D	(個)	20	10	10	10	10	20	10	10	10	110
資機材	階段避難車	コーケンメディアカル KOM454JS	(個)	1	1	1	1	1	2	1	1	1	10
資機材	レスキューキャビネット	コクヨ DRK-RC10W	(個)	3	3	3	3	3	6	3	3	3	30
資機材	防災用救助笛(ツインウェーブ)	コクヨ DRK-WS1D	(個)	0	1	20	1	1	2	1	1	1	28
資機材	組立式ベッド (アルミGIベッド)	小川キャンパル モデル1972	(個)	14	6	6	6	6	12	6	40	10	106
資機材	テント 横幕 (四方)あり3.55m×5.34m	本多テント商会3.55m*5.34m BT80	(個)	2	1	1	1	1	2	1	6	2	17
資機材	ポータブルトイレ	20L SE-70115	(個)	8	2	2	2	2	4	2	5	5	32
資機材	ポータブルトイレ用テント	コクヨ DR-UTDX1	(個)	8	2	2	2	2	4	2	5	5	32
資機材	トイレダスト回収バック	コクヨ DRK-NTB1	(個)	8	1	1	1	1	2	1	1	1	17
資機材	ダストキャリー	コクヨ DRK-NTS1	(個)	3	1	1	1	1	2	1	1	1	12
資機材	車椅子 介助ブレーキ付き	カワムラサイクル KA102B-40	(個)	1	1	1	1	1	2	1	1	1	10
資機材	防災用マット	日立化成 MDS40 BE	(個)	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18
資機材	水電池 単3 100本入り	NWP-100	(セット)	4	2	2	2	2	4	2	2	2	22
資機材	土嚢 (水ピタ 50枚入り)	#722 水ピタ 50枚入り	(個)	2	1	1	1	1	2	1	1	1	11
資機材	高輝度LED懐中電灯	SR-120DT防水	(個)	16	10	10	10	9	20	10	10	10	105
資機材	ブルーシート 10m×10m(厚手10枚入り)	10m*10m 厚手 10枚入り	(セット)	6	1	1	1	0	2	1	1	1	14
資機材	LED照明器具	日動工業(株) CL-30LW-CH	(個)	7	2	2	2	2	4	2	5	5	31
資機材	小型液晶TV	三菱電機 LCD-22ML10	(個)	8	2	2	2	2	4	2	5	5	32
資機材	小型液晶TV用屋内アンテナ	マスプロ topten TT2B	(個)	8	2	2	2	2	4	2	5	5	32
資機材	コードリール 30m	ハタヤ CE-30防雨型30m	(個)	12	6	6	6	6	12	6	6	6	66
資機材	カセットガス (オレンジ) 3本組み	コクヨ DR-CB250OR	(個)	144	60	60	57	39	120	60	150	150	840
資機材	ガソリン発電機 2.4KVA	HONDA EU24i-JNA1	(個)	2	2	2	2	2	4	2	1	1	18
資機材	AC電源ソーラー発電併用蓄電池	株式会社シーズンテック JENEPIT	(個)	2	1	1	1	1	2	1	1	1	11
資機材	バルーン投光器	株式会社ライトボーイ LB103BH-2	(個)	1	1	1	1	1	2	1	0	0	8
資機材	投光器用ガソリン発電機 1.6KVA	HONDA EU16i	(個)	1	1	1	1	1	2	1	0	0	8
資機材	カセットコンロ	イワタニ CB-AH-35	(個)	16	9	0	0	12	0	0	0	0	37
資機材	発電機 (カセットボンベ仕様)	HONDA AEU9iGB	(個)	7	2	2	2	2	4	2	5	5	31
資機材	ポリタンク	コクヨ DR-REPT2	(個)	20	10	10	10	10	20	10	10	10	110
資機材	トイレダスト回収バック	コクヨ DRK-NTB1	(個)	40	20	18	20	20	40	20	20	20	218
資機材	ダストキャリー	コクヨ DRK-NTS1	(個)	4	2	1	2	2	4	2	2	2	21
資機材	ポータブルトイレ用テント	コクヨ DR-UTDX1	(個)	10	5	4	5	5	10	5	5	5	54
資機材	トイレ便座	コクヨ DS-SB1	(個)	9	5	4	5	5	10	5	5	5	53
資機材	トイレ便座用ネット	コクヨ DR-SBN1	(個)	0	5	4	5	5	10	5	5	5	44
資機材	非常用トイレ袋 (1セット100回分)	コクヨ DRK-NT2N	(個)	0	20	16	20	20	40	20	20	20	176
資機材	防滴型メガホンサイレン付	TOA ER-1106S	(個)	0	14	17	32	4	24	1	1	1	94
資機材	ワイヤレスアンプ	TOA WA-1712	(個)	2	1	1	1	1	2	1	1	1	11
資機材	ニッカド電池	TOA NCD-0925	(個)	0	1	0	1	0	2	1	1	1	7
資機材	デジタルワイヤレスマイク(ハンド型)	TOA WM-1220	(個)	0	1	0	1	1	2	1	1	1	8

防災備蓄品一覧+保管場所

H26年11月末現在

ブロック名		本部・豊橋B		文系B	理学B	工学B	生命農学B	研究所B	学校B	病院B	大幸B		
部局名		本部・事務局		文系	理学	工学	生命農学	研究所	附属学校	附属病院	大幸		
図面番号										鶴舞	大幸		
建物(部屋)名称		中本本 間部部 処4車 理号庫 施設		階文系 系総合 館6	装側理 置室学 室天部 然A 抽出北	械ES 室総合 館機	農学 部卓 球室	レ医階共 フ学P研 ↓本S'2 倉庫環'号 庫裏境1	倉附 庫属 学学 校校 防防 災災	ト地中 (階)央 2階診 ビ療 ビ棟 ビ(車庫・ 守衛室	B計	
分類	品名	課環総 境安課 全支援		文系 系経 理課	長事 務部 管理 掛	管経 理課 施設 長	長事 務部 管理 掛	長経 理課 管理 掛	学教文 校育系 (学)部 部附 属課 属(幹事 務部 施設 主	計事 掛務 長統 括課 会		
資機材	デジタルワイヤレスマイク(タ化ン型)	TOA WM-1320	(個)	0	1	0	1	1	2	1	1	1	8
資機材	蓄電池	ソーラー発電システム SL-12H	(個)	0	1	1	1	1	2	1	1	1	9
資機材	ヘルメットFRP ネーム入	コクヨ DR-FM1	(個)	0	100	0	300	0	100	0	0	0	500
資機材	メットライト	コクヨ DR-OSH13H (オーム電機)	(個)	22	40	40	40	40	80	40	40	40	382
食料品	大型カンパン 60食	コクヨ DR-FDKS60 (三立製菓)	(食)	30	30	0	0	30	60	30	30	30	240
食料品	保存用ビスケット 60食	コクヨ DR-FDBS60 (三立製菓)	(食)	30	30	0	140	30	60	30	30	30	380
資機材	自動体外式除細動器	日本光電 AED-2150	(個)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
資機材	エマンジェンシーブランケット	コクヨ DR-RSAB1	(個)	400	0	0	0	0	0	0	0	0	400
食料品	カンパン 128食	北陸製菓 (64食入/箱)	(食)	2,560	640	1280	640	640	1280	640	640	640	8,960
資機材	FK工具セット	FUNAYAMA 7142957	(セット)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
資機材	非常用ローソク	FUNAYAMA 7243103	(セット)	20	10	10	10	10	20	10	10	10	110
資機材	ガソリン携行缶	消防法適用品20L GC20	(セット)	2	2	2	2	2	4	2	1	1	18
資機材	ブルーシート	アイリスオオヤマ B30-3645	(枚)	50	0	0	0	0	0	0	0	0	50
食料品	即席みそ汁 (20食パック10袋入)	おむすびころりん本舗	(食)	600	600	600	600	600	1200	600	600	600	6,000
食料品	水だけあれば餅 (きなこ50袋入)	コロラ科学研究所	(食)	100	50	50	50	50	100	50	50	50	550
食料品	バランスパワークッキー (80個入)	ハマダ コンフェクト	(食)	160	160	160	160	160	320	160	160	160	1,600
資機材	トランシーバー(固定型)	固定型 (減災館)	(台)	1									1
資機材	トランシーバー	VXD-591	(台)	4	1	1	1	1	1	1			10
資機材	トランシーバー	VX-450U	(台)	8	4	4	4	4	4	4	4	4	40

防災備蓄医薬品

[防災備蓄医薬品]

メーカー名	名称	規格	包装数	包装単位	数量
アステラス	ガスター錠20mg	20MG	1400	T	1
ファイザー	ハルシオン0.125mg錠	0.125MG	1000	T	1
塩野義	PL配合顆粒	SP1G	1000	包	2
第一三共	ロキソニン錠60mg	60MG	3150	T	1
昭和	カロナール錠200	200MG	1000	T	1
田辺三菱製薬株式会社	デパス錠0.5mg	0.5MG	2100	T	1
ヤンセンファーマ	ロペミンカプセル1mg	1MG	100	cp	1
第一三共	クラビット錠500mg	500MG	500	T	1
シェーリングプラウ	ゲンタシン軟膏0.1%	0.1% 10G	10	本	2
科 研	アドフィードパップ40mg	10*14CM 67イ	50	包	2
アストラゼネカ株式会社	キシロカイン注ポリアンプ1%	1% 5ML	10	A	2
健栄製薬	ステリクロンW液0.05	0.05% 500ML	500	ml	2
テルモ	テルモ生食	500ML	20	袋	3
株式会社大塚製薬	注射用蒸留水(広口開栓)	500ML	20	B	5
サラヤ	サニサーラW	500ML	500	ml	5

[防災備蓄医療材料]

品名	規格	数量	包装単位	交換年数
サニコットDesin 100枚入	14566032	24 箱		1年毎
NC処置キットI(ネオケア)へ変更(H24.8.23)	028-600370-00	100 セット		1年毎
オーキューバンエコ Mサイズ 21x72mm パッド13x22mm	OQEM	600 枚		2年毎
滅菌小折ガーゼTS3号-20(20枚入り)	18022	30 パック		2年毎
スワブスティック Mサイズ 60入	335-110818	180 本		2年毎
優肌絆GS 12mm×9m	3281	12 巻		2年毎
優肌絆GS 25mm×9m	3282	24 巻		2年毎
シリンジ 20ml	SS-20ESZ	100 本		4年毎
テルモ注射針 21G×1.1/2SB	NN-2138S	100 本		4年毎
テルフュージョン輸液セット DEHPフリー ロック付	TI-U750P	50 個		4年毎
スーパークャス5 22G S5×1"V(F)	HP2140	50 本		4年毎
ネスコスチャー滅菌針付ナイロン製縫合糸 16mmP針片針 5-0号 黒色45c	HP1605NB45	12 本		4年毎
ネスコスチャー滅菌針付ナイロン製縫合糸 25mm逆角針片針 3-0号 黒色7	HR2503NB75	12 本		4年毎
サンコーフログレスパウダーフリー 7.5	169-001-35	20 組		4年毎
滅菌ウェルタイ TS 3号-1	40506	12 巻		4年毎
オオサキクロスガーゼ6号 30cmX30cm 4折	23801	600 枚		8年毎
ソフラクライム包帯 5裂 5.4cm×9m 5巻入	20005	2 本		8年毎
三角巾 大 105cm×105cm×150cm	00031	30 枚		8年毎
オオサキソフトシーネ S 20mm×80mm×630mm	60018	5 個		8年毎
オオサキソフトシーネ M 20×90×720mm サイズM	60017	5 本		8年毎
オオサキプラスチックグローブ パウダーフリー S	70000	100 枚		8年毎
オオサキプラスチックグローブ パウダーフリー M	70001	100 枚		8年毎
NSハンドケアプラスチックグローブ L	19163	100 枚		8年毎
ティスポシート 100cm×150cm	SS-315	60 枚		8年毎

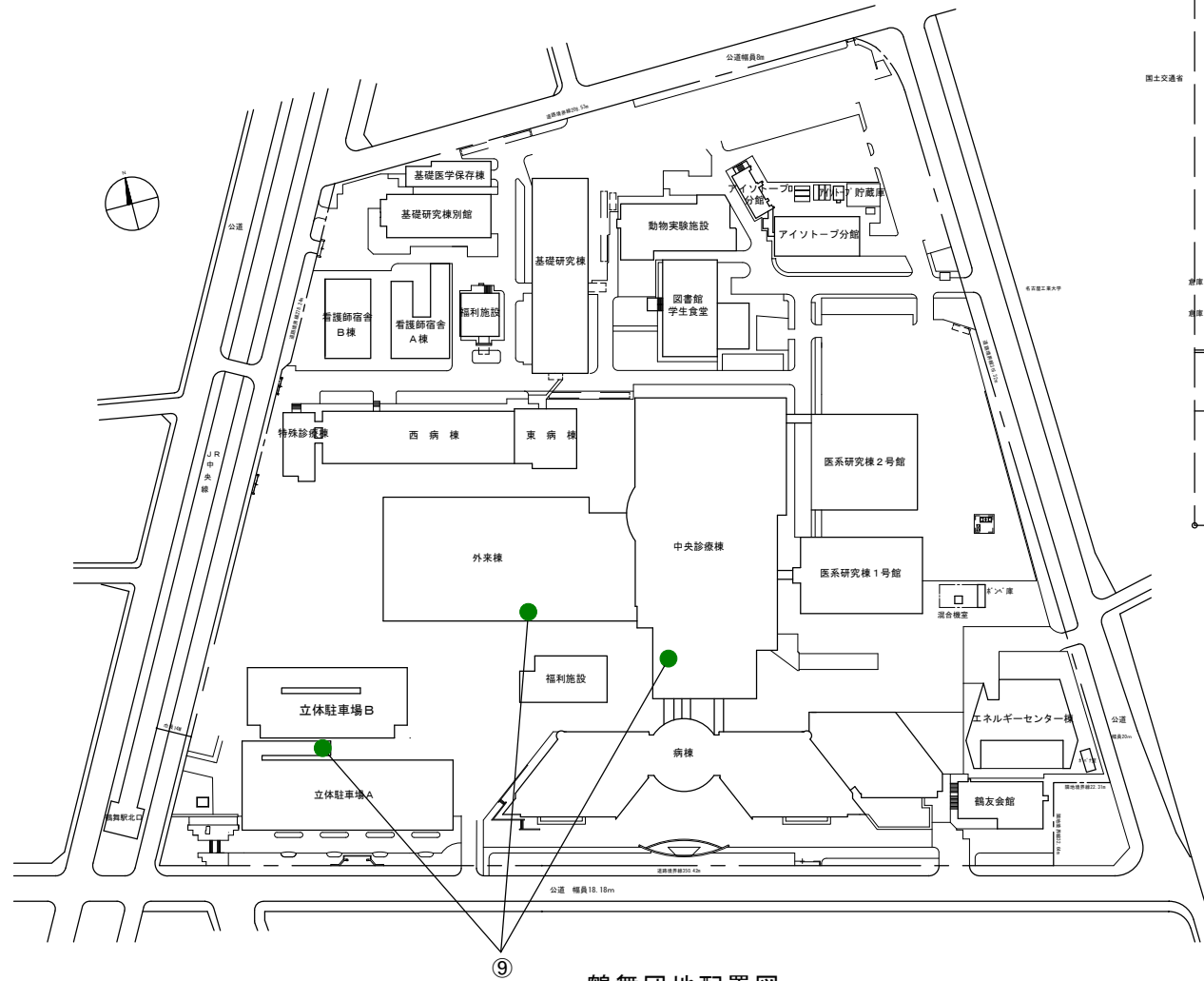
東山団地防災備蓄品倉庫配置図



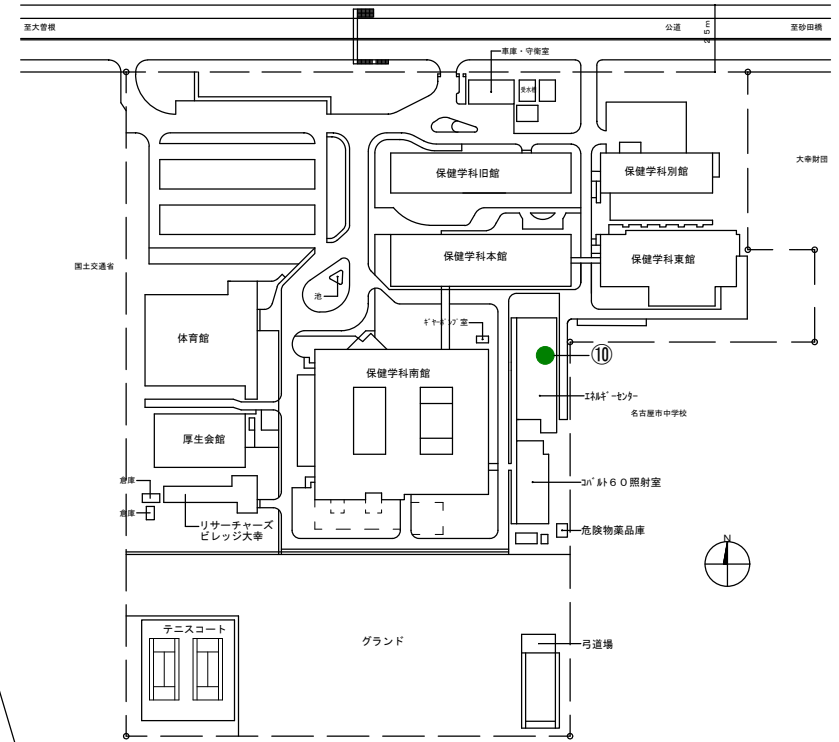
凡例	項目	
●	防災備蓄品倉庫	
①	災害対策本部 豊田講堂・事務局ブロック	⑥ 研究所ブロック
②	文系ブロック	⑦ 附属学校ブロック
③	理学ブロック	
④	工学ブロック	
⑤	生命農学ブロック	

鶴舞・大幸団地防災備蓄品倉庫配置図

凡例	項目
●	防災備蓄品倉庫
⑨	医学部附属病院ブロック
⑩	大幸ブロック

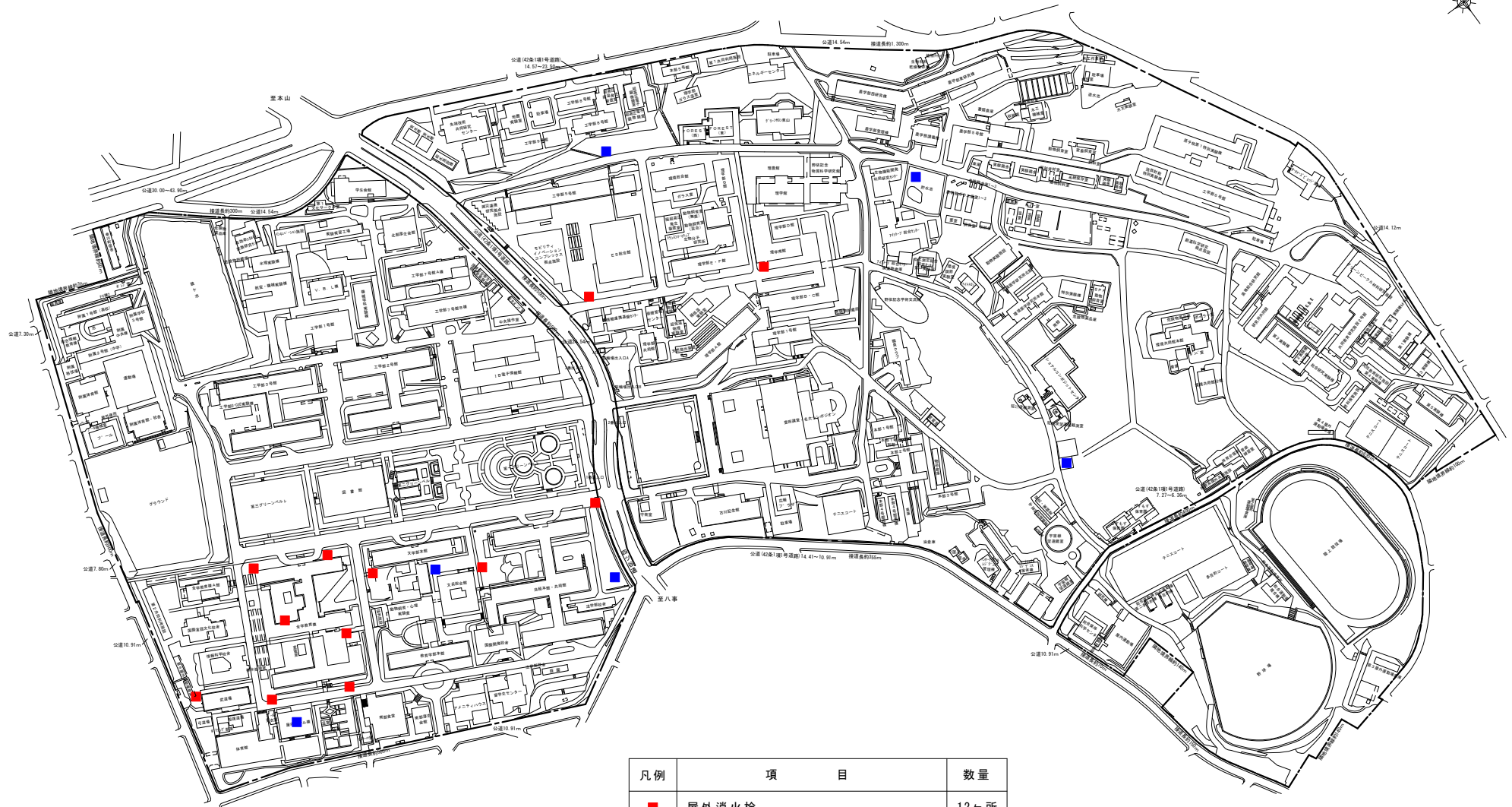


鶴舞団地配置図



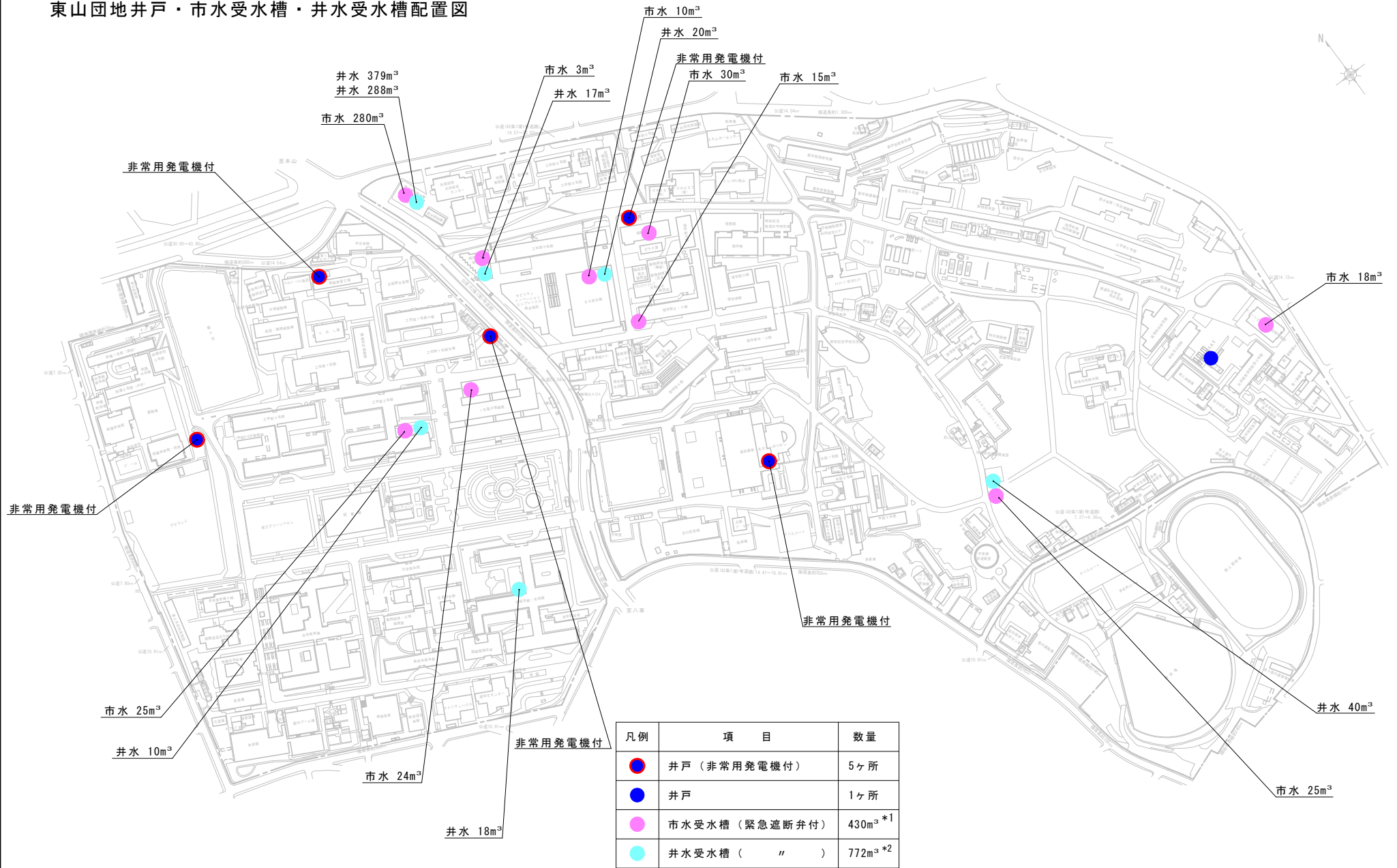
大幸団地配置図

東山団地屋外消火栓・防火水槽・防火水利配置図



凡例	項目	数量
■	屋外消火栓	12ヶ所
■	防火水槽・防火水利	6ヶ所

東山団地井戸・市水受水槽・井水受水槽配置図



*1 災害時、1人が1日に必要な飲料水を4L (官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 平成8年度版) とすると、3.5万人の飲料水を3日間供給可能
 *2 災害時、1人が1日に必要な雑用水を30L (官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 平成8年度版) とすると、0.5万人の飲料水を3日間供給可能

東山団地エレベーター配置図

【三菱電機製】		【三菱電機製】		【日立製作所製】		【日立製作所製】		【東芝製】	
M - 1	本部1号館	M - 29	国際開発校舎	H - 1	理学部C館	H - 20	理・農館（北館）	T - 1	生物機能開発利用研究センター
M - 2~3	豊田講堂・名大ソホーション	M - 30	国際言語文化校舎	H - 2~3, 21	理学部E館		【フジテック製】	T - 2	アイトーフ 総合センター
M - 4	研究所共同館	M - 31	情報基盤センター	H - 4	理学部G館	F - 3	工学部6号館	T - 3	体育館
M - 5~6	共同教育研究施設2号館	M - 33	赤崎記念館	H - 5~6	理学館	F - 4~5	工学部8号館	T - 4	インターナショナルレジデンス宿泊棟
M - 7~9	図書館	M - 34	総合研究実験棟	H - 7~8	野依記念物質科学研究館	F - 6	工学部9号館	T - 5~6	工学部5号館
M - 10	文学部本館	M - 35	古川記念館	H - 9	多元数理科学棟	F - 7	環境医学研究所本館	T - 7	全学教育棟（南館）
M - 11	教育学部本館	M - 36~37	E S 総合館	H - 10~11	野依記念学術交流館	F - 8	環境医学研究所北館		【ダイコ製】
M - 12	法学部本館	M - 38~39	動物実験施設	H - 12	環境総合館	F - 9	全学教育棟	D - 1	国際棟
M - 17~18	工学部1号館	M - 40	本部3号館	H - 13	環境共用館	F - 10	全学教育棟 A 館	D - 2	高等総合館
M - 19~20	工学部2号館	M - 41~42	N I C (M I C)	H - 14	農学部A館（西）	F - 12	理学部A館	D - 3	航空機械実験棟
M - 21	工学部3号館	M - 43	附属学校3号館	H - 15	農学部A館（東）	F - 13	理学部共用館	D - 4	経済学部本館
M - 22~26	IB電子情報館(M22は非常用)	M - 44~45	I T b M (W P I)	H - 16~17	農学部B館	F - 14~15	南部食堂		【ソノテラエレベーター製】
M - 27	農学部講義棟	M - 46	減災館	H - 18	FOREST (西)	F - 16	グリーンビル・金属材料研究施設	S - 1	V. B. L 棟
M - 28	文系総合館			H - 19	理・農館（南館）	F - 17	理学部B館	S - 2	情報科学研究科棟

【日本エレベーター製造製】	
N - 1	附属高等学校
N - 2	工学部3号館
【日本オーテスエレベーター製】	
O - 1	附属中央棟



別紙（三菱電機（株）製）

部局名	本部					未来社会創造機構		附属学校	年代測定総合 研究センター	文系事務部				
設置場所	1号館	3号館	豊田講堂	名大シボジ	インタナショナル レジデンス妙見	NIC (MIC)		3号館	古川記念館	文学部本館	教育学部本館	動物飼育・心理 実験棟	法学部本館	文系総合館
通番号	1	2	3	4	5	92	93	6	7	8	9	10	11	12
団地	東山	東山	東山	東山	妙見町	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山
団地番号	(001)	(001)	(001)	(001)	(102)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)
棟番号	(325)	(190)	(169)	(169)	(001)	(513)	(513)	(225)	(168)	(001)	(011)	(011)	(006)	(520)
項目種別	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター
設置年月	S59.9	H26.3	H19.12	H4.1	H23.8	H27.3	H27.3	H26.4	H20.5	H14.10	H15.3	H15.3	H15.11	H14.4
リニューアル年月	H19.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
台数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
契約業務種別	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	部分	完全	完全
操作方法	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	油圧バックラッシュ	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御
積載能力	荷重 (kg)	600	750	600	600	600	750	1,200	750	750	750	750	750	1,000
	人数 (人)	9	11	9	9	9	11	18	11	11	11	11	11	15
速度 (m/min)	60	45	60	45	60	60	60	45	45	45	45	45	45	90
運転方式用途	交流	交流	交流	油圧	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流
用途	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	人荷用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用
停止階数	5	3	4	3	5	8	8	4	3	4	3	3	3	7
※付加装置	地震時管制運転装置	②	②	②	①	②	②	②	②	①	②	②	②	②
	火災時管制運転装置	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-
	自家発電管制運転装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	停電時自動着床装置	-	①	①	②	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	非常電源運転装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	遠隔監視システム	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	オートナウンス装置	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	車椅子仕様	○	○	○	-	○	○	×	○	○	○	○	○	○
群管理方式	-	-	-	-	-	①	①	-	-	-	-	-	-	-
報告書提出先	施設管理部 施設管理課 機械エネルギー管理掛					社会連携課 未来社会創造機構		文系事務部 総務G (附属学校)	文系事務部 経理課 経理G (用度施設)					
遠隔点検	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法定検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遮煙ドア	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-
備考						H28.4.1より 業務開始予定	H28.4.1より 業務開始予定					業務対象外		

※付加設備 【地震時管制運転装置】 【停電時自動着床装置】 【群管理方式】

- ① 普通級
- ② 普通級 (P波検知付)
- ① ｺｰﾌﾞ式用
- ② 油圧式用
- ① 普通
- ② 高級

別紙（三菱電機（株）製）

部局名	文系事務部		理学部・理学研究科	工学部・工学研究科											
設置場所	国際開発校舎	国際言語文化校舎	A館	1号館 (1号機)	1号館 (2号機)	2号館 (北館)	2号館 (南館)	3号館 (南館)	IB電子情報館 (北館・1号機)	IB電子情報館 (北館・2号機)	IB電子情報館 (南館・1号機)	IB電子情報館 (南館・2号機)	IB電子情報館 (東館)	赤崎記念 研究館	
通番号	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
団地	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	
団地番号	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	
棟番号	(380)	(020)	(039)	(402)	(402)	(062)	(062)	(398)	(505)	(505)	(505)	(505)	(505)	(398)	
項目種別	エレベーター	エレベーター	小荷物用	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	
設置年月	H6.12	S58.3	S55.4	H7.3	H7.3	H14.3	H14.11	H20.2	H13.3	H13.3	H15.11	H15.11	H15.11	H18.6	
リニューアル年月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
台数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
契約業務種別	完全	完全	部分	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	
操作方法	インバーター制御	油圧バックアップランジヤ	一段速度歯車式	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	
積載能力	荷重 (kg)	750	750	300	750	1,600	750	750	750	750	1,700	1,500	1,500	750	750
	人数 (人)	11	11	—	11	22	11	11	11	11	25	22	22	11	11
速度 (m/min)	90	45	20	90	45	45	45	60	105	105	45	90	45	60	
運転方式用途	交流	油圧	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	
用途	乗用	乗用	荷物用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	
停止階数	8	4	2	10	10	4	3	5	11	11	6	7	3	6	
※付加装置	地震時管制運転装置	①	①	—	①	①	②	①	②	②	②	②	②	②	②
	火災時管制運転装置	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○
	自家発管制運転装置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	停電時自動着床装置	—	—	—	—	—	—	①	①	①	①	①	①	①	①
	非常電源運転装置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
	遠隔監視システム	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	オートナウンス装置	—	—	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	車椅子仕様	○	○	—	○	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○
群管理方式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
報告書提出先	文系事務部 経理課 経理G（用度施設）		理学部・理学 研究科・多元 数理科学研究	工学部・工学研究科 経理課 施設管理掛											
遠隔点検	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法定検査	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
遮煙ドア	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○	
備考															

※付加設備 【地震時管制運転装置】 【停電時自動着床装置】 【群管理方式】

- | | | |
|--------------|----------|------|
| ① 普通級 | ① ｾｰﾌﾞ式用 | ① 普通 |
| ② 普通級（P波検知付） | ② 油圧式用 | ② 高級 |

別紙（三菱電機（株）製）

部局名	工学部・工学研究科		農学部・生命農学研究科	研究所事務部									環境学研究科	附属図書館	
設置場所	ES総合館 (1号機)	ES総合館 (2号機)	講義棟	共同教育研究 施設1号館	共同教育研究 施設2号館 (1号機)	共同教育研究 施設2号館 (2号機)	総合研究 実験棟	研究所共同館	動物実験施設 (1号機)	動物実験施設 (2号機)	動物実験施設 (3号機)	動物実験施設 (4号機)	減災館	図書館 (1号機)	
通番号	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	
団地	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	
団地番号	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	
棟番号	(512)	(512)	(104)	(201)	(216)	(216)	(500)	(524)	(183)	(183)	(183)	(183)	525	(302)	
項目種別	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	小荷物用	小荷物用	エレベーター	エレベーター	
設置年月	H23.3	H23.3	H23.3	S38.2	S53.9	S47.2	H12.3	H25.3	H25.3	H25.3	H25.3	H25.3	H26.2	H26.3	
リニューアル年月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
台数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
契約業務種別	完全	完全	完全	部分	部分	部分	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	
操作方法	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御	二段速度歯車式	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御	
積載能力	荷重 (kg)	1,000	1,000	750	1,000	1,000	750	3,200	1,000	750	450	500	500	750	750
	人数 (人)	15	15	11	-	15	11	47	15	11	6	-	-	11	11
速度 (m/min)	90	90	45	30	90	45	60	105	45	45	23	23	60	60	
運転方式用途	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	
用途	乗用	乗用	乗用	荷物用	乗用	乗用	人荷物	乗用	乗用	乗用	乗用	荷物用	荷物用	乗用	乗用
停止階数	7	7	2	4	8	6	7	8	3	2	2	2	6	6	
※付加装置	地震時管制運転装置	②	②	②	-	②	②	①	②	②	②	-	-	②	②
	火災時管制運転装置	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○
	自家発管制運転装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	停電時自動着床装置	①	①	①	-	-	-	①	①	①	①	-	-	①	①
	非常電源運転装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	遠隔監視システム	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○
	オートナウンス装置	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○
	車椅子仕様	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○
群管理方式	①	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
報告書提出先	工学部・工学研究科 経理課 施設管理掛		農学部・生命農学研究科 管理掛	研究所事務部 経理課 管理掛									環境学研究科	情報管理課 会計掛	
遠隔点検	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
法定検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
遮煙ドア	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	
備考				業務対象外											

※付加設備 【地震時管制運転装置】 【停電時自動着床装置】 【群管理方式】

- ① 普通級
- ② 普通級（P波検知付）
- ① n-p 式用
- ② 油圧式用
- ① 普通
- ② 高級

別紙（三菱電機（株）製）

部局名	附属図書館		情報連携基盤センター	トランスフォーメティブ生命分子研究所		医学部・医学系研究科									
設置場所	図書館（2号機）	図書館（3号機）	本館	ITbM (WPI)		校舎2号館（1号機）	校舎2号館（2号機）	図書館学生食堂	基礎研究棟	医系研究棟3号館（1号機）	医系研究棟3号館（2号機）	医系研究棟3号館（3号機）	動物実験施設（1号機）	動物実験施設（2号機）	
通番号	41	42	43	90	91	44	45	89	46	86	87	88	47	48	
団地	東山	東山	東山	東山	東山	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	
団地番号	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	
棟番号	(302)	(302)	(300)	(526)	(526)	(105)	(105)	(050)	(001)	(105)	(105)	(105)	(075)	(075)	
項目種別	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	
設置年月	H26.3	H26.3	S46.6	H27.3	H27.3	H20.4	H20.4	H25.7	H15.12	H26.6	H26.6	H26.6	S61.3	S61.3	
リニューアル年月	—	—	H19.12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
台数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
契約業務種別	完全	完全	部分	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	
操作方法	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	帰還制御方式	帰還制御方式	
積載能力	荷重 (kg)	750	750	750	750	850	750	1,300	450	1,350	1,000	1,000	2,200	750	600
	人数 (人)	11	11	11	11	13	11	15	6	20	15	15	33	11	—
速度 (m/min)	60	60	60	60	60	90	90	60	45	105	105	60	60	30	
運転方式用途	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	
用途	乗用	乗用	乗用	乗用	人荷用	乗用	人荷用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	人荷用	人荷用	荷物用
停止階数	6	6	6	6	6	7	7	5	5	11	11	11	6	8	
※付加装置	地震時管制運転装置	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	①	①	
	火災時管制運転装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	
	自家発管制運転装置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	停電時自動着床装置	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	—	—
	非常電源運転装置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	遠隔監視システム	—	—	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—
	オートナウンス装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
	車椅子仕様	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	—	—
群管理方式	—	—	—	①	①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
報告書提出先	情報管理課 会計掛		情報推進部 情報推進課 会計掛	トランスフォーメティブ生命分子研究所 ITbM		医学部・医学系研究科 経理課 機械掛									
遠隔点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
法定検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
遮煙ドア	○	○	—	○	○	①	①	—	—	○	○	○	—	—	
備考				H28.4.1より 業務開始予定	H28.4.1より 業務開始予定										

※付加設備 【地震時管制運転装置】 【停電時自動着床装置】 【群管理方式】

- ① 普通級
- ② 普通級（P波検知付）
- ① ｺｰﾌﾞ式用
- ② 油圧式用
- ① 普通
- ② 高級

別紙（三菱電機（株）製）

部局名	医学部・医学系研究科													
設置場所	動物実験施設 (3号機)	看護師宿舎 (旧館)	看護師宿舎 (新館)	病棟 (1号機)	病棟 (2号機)	病棟 (3号機)	病棟 (4号機)	病棟 (5号機)	病棟 (6号機)	病棟 (7号機)	病棟 (8号機)	病棟 (9号機)	病棟 (10号機)	病棟 (11号機)
通番号	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
団地	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞
団地番号	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)
棟番号	(075)	(078)	(079)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
項目種別	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター
設置年月	S61.3	H6.3	H21.3	H8.4	H8.4	H8.4	H8.4	H11.2	H11.2	H11.2	H11.2	H8.4	H8.4	H8.4
リニューアル年月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
台数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
契約業務種別	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全
操作方法	帰還制御方式	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御
積載能力	荷重 (kg)	450	600	750	1,150	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,150	900
	人数 (人)	-	9	11	17	15	15	15	15	15	15	15	17	-
速度 (m/min)	30	90	60	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105
運転方式用途	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流
用途	荷物用	乗用	乗用	乗用・非常用	乗用	乗用	乗用	乗用	寝台用	寝台用	寝台用	寝台用	乗用・非常用	荷物用
停止階数	5	10	6	16	16	16	16	15	15	15	15	16	13	13
※付加装置	地震時管制運転装置	①	①	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②
	火災時管制運転装置	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○
	自家発管制運転装置	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○
	停電時自動着床装置	-	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	非常電源運転装置	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-
	遠隔監視システム	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	オートナウンス装置	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	車椅子仕様	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-
群管理方式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
報告書提出先	医学部・医学系研究科 経理課 機械掛													
遠隔点検	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○
法定検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遮煙ドア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備考														

※付加設備

【地震時管制運転装置】	【停電時自動着床装置】	【群管理方式】
① 普通級	① ｎ-ﾌﾞ式用	① 普通
② 普通級 (P波検知付)	② 油圧式用	② 高級

別紙（三菱電機(株)製）

部局名		医学部・医学系研究科													
設置場所	病棟 (1 2号機)	病棟 (1 3号機)	中央診療棟 (1号機)	中央診療棟 (2号機)	中央診療棟 (3号機)	中央診療棟 (4号機)	中央診療棟 (5号機)	中央診療棟 (6号機)	中央診療棟 (7号機)	中央診療棟 (8号機)	中央診療棟 (9号機)	中央診療棟 (10号機)	中央診療棟 (11号機)	中央診療棟 (12号機)	
通番号	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	
団地	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	
団地番号	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	
棟番号	(100)	(100)	(105)	(105)	(105)	(105)	(105)	(105)	(105)	(105)	(105)	(105)	(105)	(105)	
項目種別	エレベーター	小荷物用	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	
設置年月	H11.2	H8.3	H17.6	H17.6	H17.6	H17.6	H17.6	H17.6	H17.6	H17.6	H17.6	H17.6	H17.6	H17.6	
リニューアル年月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
台数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
契約業務種別	完全	部分	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	
操作方法	インバーター制御	一段速度歯車式	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	
積載能力	荷重 (kg)	1,150	50	750	750	750	750	1,000	1,000	1,150	2,200	1,000	2,200	1,500	1,000
	人数 (人)	17	-	11	11	11	11	15	15	17	33	15	33	23	15
速度 (m/min)	105	30	90	90	90	105	105	105	90	90	90	90	105	90	
運転方式用途	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	
用途	乗用・非常用	配膳用	寝台用	寝台用	寝台用	乗用	寝台用	寝台用	人荷用・非常用	人荷用・非常用	寝台用	人荷用・非常用	寝台用	人荷用	
停止階数	15	2	7	7	7	9	9	9	9	7	7	7	8	3	
※付加装置	地震時管制運転装置	②	-	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	
	火災時管制運転装置	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自家発管制運転装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	停電時自動着床装置	①	-	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	
	非常電源運転装置	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	-	
	遠隔監視システム	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	オートナウンス装置	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	車椅子仕様	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
群管理方式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
報告書提出先	医学部・医学系研究科 経理課 機械掛														
遠隔点検	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
法定検査	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
遮煙ドア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
備考															

※付加設備

【地震時管制運転装置】	【停電時自動着床装置】	【群管理方式】
① 普通級	① ｾｰﾌﾞ式用	① 普通
② 普通級 (P波検知付)	② 油圧式用	② 高級

別紙（三菱電機（株）製）

部局名	医学部・医学系研究科									
設置場所	中央診療棟 (1 3号機)	外来診療棟 (1号機)	外来診療棟 (2号機)	外来診療棟 (3号機)	外来診療棟 (4号機)	外来診療棟 (ES1)	外来診療棟 (ES2)	外来診療棟 (ES3)	外来診療棟 (ES4)	
通番号	77	78	79	80	81	82	83	84	85	
団地	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	
団地番号	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	
棟番号	(105)	(106)	(106)	(106)	(106)	(106)	(106)	(106)	(106)	
項目種別	小荷物用	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エスカレーター	エスカレーター	エスカレーター	エスカレーター	
設置年月	H17.6	H21.2	H21.2	H21.2	H21.2	H21.2	H21.2	H21.2	H21.2	
リニューアル年月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
台数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
契約業務種別	完全	完全	完全	完全	完全	部分	部分	部分	部分	
操作方法	一段速度歯車式	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	
積載能力	荷重 (kg)	100	1,000	1,000	950	1,000	800W	800W	800W	800W
	人数 (人)	-	15	15	14	15	-	-	-	-
速度 (m/min)	45	60	60	60	60	30	30	30	30	
運転方式用途	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	
用途	荷物用	寝台用	寝台用	人荷用	寝台用	乗用	乗用	乗用	乗用	
停止階数	2	4	4	4	4	-	-	-	-	
※付加装置	地震時管制運転装置	-	②	②	②	②	-	-	-	-
	火災時管制運転装置	-	○	○	○	○	-	-	-	-
	自家発管制運転装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	停電時自動着床装置	-	①	①	①	①	-	-	-	-
	非常電源運転装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	遠隔監視システム	-	○	○	○	○	-	-	-	-
	オートナウンス装置	-	○	○	○	○	-	-	-	-
	車椅子仕様	-	○	○	○	○	-	-	-	-
群管理方式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
報告書提出先	医学部・医学系研究科 経理課 機械掛									
遠隔点検	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
法定検査	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
遮煙ドア	-	①	①	①	①	-	-	-	-	
備考										

※付加設備 【地震時管制運転装置】 【停電時自動着床装置】 【群管理方式】

- | | | |
|---------------|----------|------|
| ① 普通級 | ① n-7 式用 | ① 普通 |
| ② 普通級 (P波検知付) | ② 油圧式用 | ② 高級 |

別紙（株）日立製作所製

部局名	本部			理学部・理学研究科									
	設置場所	野依記念学術 交流館（1号機）	野依記念学術 交流館（2号機）	フロンテ	多元数理科学棟	C館	E館 （1号機）	E館 （2号機）	E館 （3号機）	G館	理学館 （1号機）	理学館 （2号機）	野依記念物質科学 研究館（1号機）
通番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
団地	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山
団地番号	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)
棟番号	(506)	(506)	(365)	(450)	(036)	(039)	(039)	(039)	(336)	(508)	(508)	(507)	(507)
項目種別	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター
設置年月日	H15.12.26	H15.12.26	H18.3.20	H9.3.28	H20.4	H21.4	H21.4	H21.4	H1.9.26	H15.12.26	H15.12.26	H15.12.26	H15.12.26
台数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
契約業務種別	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全
操作方法	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御
積載能力	荷重 (kg)	1,000	600	750	750	750	750	750	600	750	750	1,150	750
	人数 (人)	15	9	11	11	11	11	11	9	11	11	17	11
速度 (m/min)	45	45	45	60	60	60	60	60	60	90	90	60	60
運転方式用途	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流
用途	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用
停止階数	3	2	2	5	5	5	6	6	5	8	8	8	8
※付加装置	地震時管制運転装置	①	①	①	①	②	②	②	②	①	①	①	①
	火災時管制運転装置	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○
	自家発管制運転装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	停電時自動着床装置	①	①	①	①	①	①	①	①	-	①	①	①
	非常電源運転装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	遠隔監視システム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	オートアウンス装置	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○
	車椅子仕様	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
群管理方式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	①	①	①
報告書提出先	施設管理部 施設管理課 機械エネルギー管理掛			理学部・理学研究科・多元数理科学研究科 管理掛									
遠隔点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法定検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遮煙ドア	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-
備考													

※付加設備

【地震時管制運転装置】

【停電時自動着床装置】

【群管理方式】

① 普通級

① ロープ式用

① 普通

② 普通級（P波検知付）

② 油圧式用

② 高級

別紙（株）日立製作所製

部局名		理学部・理学研究科		農学部・生命農学研究科				環境学研究科		医学部・医学系研究科
設置場所		理・農館 (北館)	理・農館 (南館)	A館(西)	A館(東)	B館(西)	B館(東)	環境総合館	環境共用館	基礎研究棟 別館
通番号		14	15	16	17	18	19	20	21	22
団地		東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	鶴舞
団地番号		(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(003)
棟番号		(508)	(511)	(101)	(102)	(133)	(133)	(509)	(051)	(003)
項目種別		エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター
設置年月日		H23.7	H23.3	S62.12.10	H21.4	S45.3.28	H12.2.30	H15.7	H20.4	H15.2.28
台数		1	1	1	1	1	1	1	1	1
契約業務種別		完全	完全	完全	完全	部分	完全	完全	完全	完全
操作方法		インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御
積載能力	荷重 (kg)	750	900	600	750	750	750	900	750	1,300
	人数 (人)	11	13	9	11	11	11	13	11	20
速度 (m/min)		60	60	45	60	45	45	90	60	60
運転方式用途		交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流
用途		乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	人荷用	乗用	乗用
停止階数		7	6	6	7	5	5	7	5	5
※付加装置	地震時管制運転装置	②	②	①	②	①	①	①	②	①
	火災時管制運転装置	○	○	-	○	-	-	-	○	-
	自家発管制運転装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	停電時自動着床装置	①	①	-	①	①	②	①	①	①
	非常電源運転装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	遠隔監視システム	○	○	-	○	-	-	○	○	○
	オートナウス装置	○	○	-	○	○	○	○	○	○
	車椅子仕様	○	○	-	○	-	○	○	○	○
群管理方式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
報告書提出先	理学部・理学研究科・多元数理科学研究科 管理掛			農学部・生命農学研究科 管理掛				環境学研究科・地球水循環研究センター 用度掛		医学部・医学系研究科 経理課 機械掛
遠隔点検	○	○	○	○	-	-	○	○	○	
法定検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
遮煙ドア	○	○	-	-	-	-	○	-	-	
備考										

※付加設備

【地震時管制運転装置】

【停電時自動着床装置】

【群管理方式】

① 普通級

① 普通

② 普通級 (P検知付)

② 高級

別紙（日本オチス・エレベーター（株）製）

部局名	本部	附属学校	医学部・医学系研究科					旧東病棟
			アイトップ総合センター分館	校舎1号館（1号機）	校舎1号館（2号機）	校舎1号館（3号機）		
設置場所	国際喫煙館	附属学校中央棟						
通番号	1	2	3	4	5	6	7	
団地	山手	東山	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	鶴舞	
団地番号	(002)	(001)	(003)	(003)	(003)	(003)	(003)	
棟番号	(001)	(222)	(048)	(110)	(110)	(110)	(013)	
項目種別	エレベーター	エレベーター	小荷物用	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	
設置年月日	H14.7	H17.3	S58.6	H13.6	H13.6	H13.6	S46.1	
台数	1	1	1	1	1	1	1	
契約業務種別	完全	完全	完全	完全	完全	完全	部分	
操作方法	インバーター制御	インバーター制御	単速度歯車式	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	二段速度歯車式	
積載能力	荷重 (kg)	600	750	300	750	1,200	1,150	1,000
	人数 (人)	9	11	-	11	18	17	15
速度 (m/min)	60	45	20	105	105	105	45	
運転方式用途	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	
用途	乗用	乗用	荷物用	乗用	人荷物	人荷物・非常用	寝台用	
停止階数	9	3	4	14	14	15	7	
※付加装置	地震時管制運転装置	①	-	②	②	②	=	
	火災時管制運転装置	-	○	-	○	○	-	
	自家発管制運転装置	-	-	-	-	-	-	
	停電時自動着床装置	①	①	-	①	①	①	
	非常電源運転装置	-	-	-	-	-	○	
	遠隔監視システム	○	-	-	○	○	○	
	オートナリス装置	○	○	-	○	○	-	
	車椅子仕様	-	○	-	○	○	-	
群管理方式	-	-	-	-	-	-		
報告書提出先	施設管理課 機械エネルギー管理 掛	文系事務部 総務G (附属学校)	医学部・医学系研究科 経理課 機械掛					
遠隔点検	-	-	-	-	-	-	-	
法定検査	○	○	-	○	○	○	○	
遮煙ドア	-	-	-	-	-	-	-	
備考							業務対象外	

※付加設備

【地震時管制運転装置】

【停電時自動着床装置】

① 普通級

① ロープ式用

② 普通級（P波検知付）

② 油圧式用

別紙 ((株)フシテック製)

部局名 設置場所	本部		理学部・理学研究科			工学部・工学研究科				研究所事務部		
	南部食堂 (1号機)	南部食堂 (2号機)	A館	B館	共用館	6号館	8号館 (北棟)	8号館 (南棟)	9号館	高効率エネルギー 変換研究センター	グリーンビル材料 研究施設	
通番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
団地	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	
団地番号	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	
棟番号	(156)	(156)	(032)	(145)	(096)	(084)	(092)	(092)	(094)	(314)	(521)	
項目種別	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	小荷物用	エレベーター	
設置年月日	H22.3	H22.3	H22.3	H19.3	H22.3	H24.9	S63.11	H22.3	H5.11	S57.3	H23.3	
台数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
契約業務種別	完全	完全	完全	完全	完全	完全	部分	完全	部分	部分	完全	
操作方法	インバート制御	インバート制御	インバート制御	インバート制御	インバート制御	インバート制御	帰還制御式	インバート制御	インバート制御	一段速度歯車式	インバート制御	
積載能力	荷重 (kg)	750	450	750	450	750	750	750	750	750	300	1,000
	人数 (人)	11	6	11	11	11	11	11	11	11	-	15
速度 (m/min)	45	45	45	60	45	60	60	45	60	25	45	
運転方式	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	
用途	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	荷物	
停止階数	3	2	4	5	5	4	4	6	6	3	5	
※付加装置	地震時管制運転装置	②	②	②	②	②	①	②	①	-	②	
	火災時管制運転装置	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	
	自家発電管制運転装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	停電時自動着床装置	①	①	①	①	①	-	①	-	-	①	
	非常電源運転装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	遠隔監視システム	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	
	オートナリス装置	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	
	車椅子仕様	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	
群管理方式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
報告書提出先	施設管理部 施設管理課 機械エネルギー管理掛		理学部・理学研究科・多元数理科学研究科 管理掛			工学部・工学研究科 経理課 施設管理掛				研究所事務部 経理課 管理掛		
遠隔点検	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	
法定検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
遮煙ドア	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	
備考												

※付加設備

【地震時管制運転装置】

【停電時自動着床装置】

- ① 普通級
- ② 普通級 (P波検知付)

- ① ロープ式用
- ② 油圧式用

別紙（(株)フシテック製）

部局名	研究所事務部		情報文化学部・ 情報科学研究科	教養教育院
設置場所	環境医学研究所 本館	環境医学研究所 北館	全学教育棟 (北館)	全学教育棟A館
通番号	12	13	14	15
団地	東山	東山	東山	東山
団地番号	(001)	(001)	(001)	(001)
棟番号	(191)	(345)	(141)	(141)
項目種別	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター
設置年月日	H22.3	H6.3	H21.3	H21.3
台数	1	1	1	1
契約業務種別	完全	部分	完全	完全
操作方法	インバータ制御	油圧間接式	インバータ制御	インバータ制御
積載能力	荷重 (kg)	750	600	750
	人数 (人)	11	9	11
速度 (m/min)	45	45	60	45
運転方式	交流	油圧	交流	交流
用途	乗用	乗用	乗用	乗用
停止階数	4	3	4	3
※付加 装置	地震時管制運転装置	②	①	②
	火災時管制運転装置	○	-	○
	自家発管制運転装置	-	-	-
	停電時自動着床装置	①	-	①
	非常電源運転装置	-	-	-
	遠隔監視システム	○	-	○
	オートナリス装置	○	-	○
	車椅子仕様	○	○	○
群管理方式	-	-	-	
報告書提出先	研究所事務部	経理課 管理掛	情報文化学部・ 情報科学研究科 会計掛	教養教育院 全学教育教務掛
遠隔点検	○	-	○	○
法定検査	○	○	○	○
遮煙ドア	○	-	○	○
備考				

※付加設備

【地震時管制運転装置】

- ① 普通級
- ② 普通級 (P波検知付)

【停電時自動着床装置】

- ① ｾｰﾌﾞ式用
- ② 油圧式用

別紙（日本エレベーター(株)製）

部局名	工学部・工学研究科		医学部・医学系研究科					
	設置場所	1号館 (高校棟)	保健学科旧館	保健学科別館	保健学科南館 (1号機)	保健学科南館 (2号機)	保健学科東館	保健学科本館
通番号	1	2	3	4	5	6	7	8
団地	東山	東山	大幸	大幸	大幸	大幸	大幸	大幸
団地番号	(001)	(001)	(038)	(038)	(038)	(038)	(038)	(038)
棟番号	(061)	(221)	(002)	(023)	(012)	(012)	(026)	(027)
項目種別	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター
設置年月日	H18.1	H17.10	S60.3	S60.5	H13.9	H13.9	H18.3	H21.3
台数	1	1	1	1	1	1	1	1
契約業務種別	完全	完全	部分	部分	部分	部分	完全	完全
操作方法	インバータ制御方式	インバータ制御方式	掃選制御歯車式	掃選制御歯車式	インバータ制御方式	インバータ制御方式	インバータ制御方式	インバータ制御方式
積載能力	荷重 (kg)	750	750	750	1,000	450	750	750
積載能力	人数 (人)	11	11	11	15	6	11	11
速度 (m/min)		45	45	60	45	45	45	60
運転方式用途		交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流
用途		乗用	乗用	荷物用	寝台用	乗用	乗用	乗用
停止階数		4	4	4	3	2	4	5
※付加装置	地震時管制運転装置	①	①	①	①	①	①	②
	火災時管制運転装置	○	—	—	—	—	○	○
	自家発管制運転装置	—	—	—	—	—	—	—
	停電時自動着床装置	①	①	—	—	①	①	①
	非常電源運転装置	—	—	—	—	—	—	—
	遠隔監視システム	○	○	—	—	—	○	○
	オートナリス装置	○	○	—	—	○	○	○
	車椅子仕様	○	○	○	○	○	○	○
群管理方式	—	—	—	—	—	—	—	
報告書提出先	工学部・工学研究科経理課 施設管理掛	文系事務部 総務G (附属学校)	医学部・医学系研究科 経営企画課 会計掛 (大幸地区事務室)					
遠隔点検	○	○	—	—	—	—	○	○
法定検査	○	○	○	○	○	○	○	○
遮煙ドア	○	○	—	—	—	—	○	○
備考	業務対象外							

※付加設備

【地震時管制運転装置】

【停電時自動着床装置】

- ① 普通級
- ② 普通級 (P波検知付)

- ① ロープ式用
- ② 油圧式用

別紙 (ｸﾞｲｺｰ(株)製)

部局名	本部	高等研究院	文系事務部	工学部・ 工学研究科	
設置場所	国際棟	高等総合館	経済学部本館	航空・機械実験棟	
通番号	1	2	3	4	
団地	東山	東山	東山	東山	
団地番号	(001)	(001)	(001)	(001)	
棟番号	(515)	(503)	(006)	(400)	
項目種別	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	
設置年月日	H13.2	H16.2	H17.1	H5.7	
台数	1	1	1	1	
契約業務種別	完全	完全	完全	完全	
操作方法	油圧間接式	インバータ制御	インバータ制御	油圧間接式	
積載能力	荷重 (kg)	750	2,000	750	1,100
	人数 (人)	11	30	11	16
速度 (m/min)	60	60	45	45	
運転方式用途	油圧	交流	交流	油圧	
用途	乗用	人荷用	乗用	人荷用	
停止階数	4	7	4	3	
※付加装置	地震時管制運転装置	①	①	①	
	火災時管制運転装置	—	○	—	
	自家発管制運転装置	—	—	—	
	停電時自動着床装置	②	①	①	—
	非常電源運転装置	—	—	—	—
	遠隔監視システム	—	—	—	—
	オートアナウンス装置	○	○	○	—
	車椅子仕様	—	○	○	—
群管理方式	—	—	—	—	
報告書提出先	施設管理部施設管理課機械エネルギー管理掛		文系事務部 経理課 経理G(用度施設)	工学部・ 工学研究科経理課 施設管理掛	
遠隔点検	—	—	—	—	
法定検査	○	○	○	○	
遮煙ドア	—	—	○	—	
備考					

※付加設備

【地震時管制運転装置】

【停電時自動着床装置】

① 普通級

① ロープ式用

② 普通級 (P波検知付)

② 油圧式用

別紙（東芝エレベーター(株)製）

部局名 設置場所	工学部・工学研究科		農学部・生命農学研究科	情報文化学部・情報科学研究科	アイトープ 総合センター		総合保健 体育科学センター	本部	
	工学部 5号館 (1号機)	工学部 5号館 (2号機)	生物機能開発 利用研究センター	全学教育棟 (南館)	本館	本館	体育館	インターナショナル・ レジデンス東山	インターナショナル・ レジデンス山手サウス
通番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
団地	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	東山	山手
団地番号	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(001)	(002)
棟番号	(080)	(080)	(430)	(041)	(041)	(041)	(152)	(304)	(004)
項目種別	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター	小荷物用	エレベーター	エレベーター	エレベーター
設置年月日	H21.3	H21.3	H7.3	H19.3	H24.3	S52.3	H23.3	H24.3	H24.3
台数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
契約業務種別	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全
操作方法	インバータ制御方式	インバータ制御方式	インバータ制御方式	インバータ制御方式	インバータ制御方式	一段速度制御	インバータ制御方式	インバータ制御方式	インバータ制御方式
積載能力	荷重 (kg)	750	750	750	750	200	600	750	750
	人数 (人)	11	11	11	11	-	9	11	11
速度 (m/min)	60	60	60	45	45	30	45	60	60
運転方式用途	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流	交流
用途	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用	荷物用	乗用	乗用	乗用
停止階数	6	6	5	4	5	5	2	8	7
※付加 装置	地震時管制運転装置	②	②	①	②	-	②	②	②
	火災時管制運転装置	○	○	-	○	-	○	○	○
	自家発電管制運転装置	-	-	-	-	-	-	-	-
	停電時自動着床装置	①	①	-	①	-	①	①	①
	非常電源運転装置	-	-	-	-	-	-	-	-
	遠隔監視システム	○	○	○	○	○	-	○	○
	オートナリス装置	-	○	○	○	○	-	○	○
	車椅子仕様	-	○	○	○	○	-	○	○
群管理方式	-	-	-	-	-	-	-	-	
報告書提出先	工学部・工学研究科経理課	施設管理掛	農学部・生命農学研究科 管理掛	情報文化学部・情報科学研究科 会計掛	理学部・理学研究科・多元数理科学研究科 専門職員 (アイトープ 総合センター担当)		総合保健 体育科学センター 事務掛	施設管理部	施設管理課 機械エネルギー管理掛
遠隔点検	○	○	○	○	○	-	○	○	○
法定検査	○	○	○	○	○	-	○	○	○
遮煙ドア	○	○	-	○	○	-	○	○	○
備考									

※付加設備

【地震時管制運転装置】

- ① 普通級
- ② 普通級 (P波検知付)

【停電時自動着床装置】

- ① ロープ式用
- ② 油圧式用

別紙 (シフトエレベーター(株)製)

部局名	工学部・工学研究科	情報化学部・情報科学研究科	
設置場所	ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー	情報科学校舎	
通番号	1	2	
団地	東山	東山	
団地番号	(001)	(001)	
棟番号	(395)	(385)	
項目種別	エレベーター	エレベーター	
設置年月日	H8.7.8	H9.6.8	
台数	1	1	
契約業務種別	完全	完全	
操作方法	インバータ制御方式	インバータ制御方式	
積載能力	荷重 (kg)	1,000	750
	人数 (人)	15	11
速度 (m/min)	60	90	
運転方式用途	交流	交流	
用途	乗用	乗用	
停止階数	4	8	
※付加装置	地震時管制運転装置	①	①
	火災時管制運転装置	-	-
	自家発管制運転装置	-	-
	停電時自動着床装置	-	①
	非常電源運転装置	-	-
	遠隔監視システム	-	-
	オートアウンス装置	○	-
車椅子仕様	○	○	
群管理方式	-	-	
報告書提出先	工学部・工学研究科 経理課 施設管理掛	情報化学部・情報科学研究科 会計掛	
遠隔点検	-	-	
法定検査	○	○	
遮煙ドア	-	-	
備考			

※付加設備

【地震時管制運転装置】

【停電時自動着床装置】

① 普通級

① ロープ式用

② 普通級 (P波検知付)

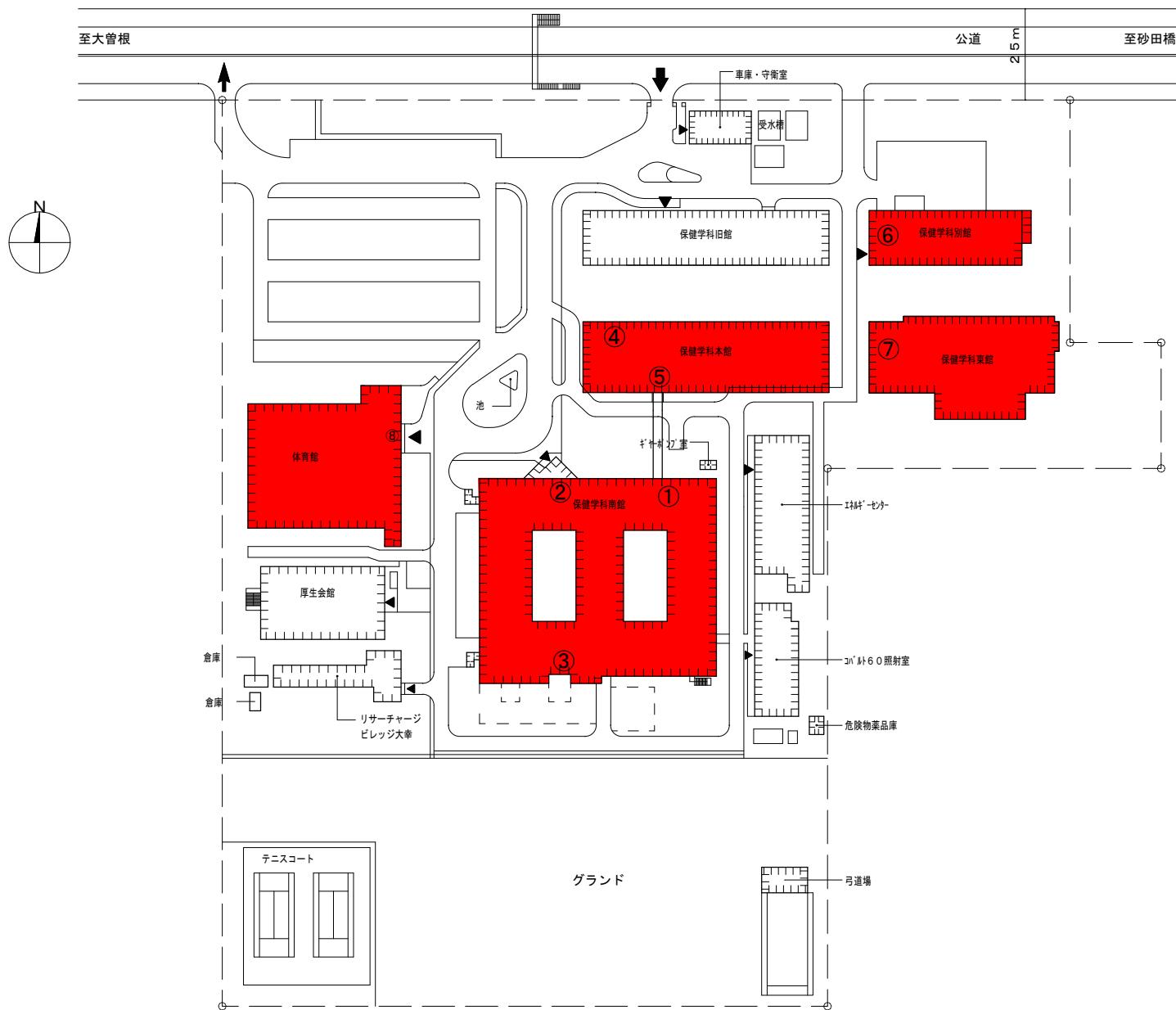
② 油圧式用

東山団地 A E D (自動体外式除細動器) 配置図

番号	設置場所	番号	設置場所	番号	設置場所	番号	設置場所	番号	設置場所
①	保健管理室	⑬	新体育館(山の上) 1階玄関	⑳	1 B 電子情報館中棟 1階リフレッシュロビー	㉑	研究所共同館 1階玄関	㉕	豊田講堂 1階
②	本部守衛室(総合案内所)	⑭	運動場(山の上グラウンド) 管理棟 事務室	㉑	附属図書館(2階)正面玄関ホール	㉒	環境共用館本館 1階玄関ホール	㉖	野依記念学術交流館 1階玄関
③	広報プラザ	⑮	フォレスト(東) 1階ホール	㉒	第1体育館(屋内プール横) 玄関ホール	㉓	こすもす保育園事務室	㉗	太陽地球環境研究所 研究・実験室 2階玄関
④	博物館 2階事務室	⑯	理学部 C 館 1階守衛室前	㉓	国際言語文化校舎 1階玄関ホール	㉔	工学部 3号館南棟 2階玄関ホール	㉘	野依記念物質科学研究館 1階
⑤	本部事務局 2号館 1階玄関	⑰	全学教育棟 1階保健室前	㉔	文学部本館 1階玄関ホール	㉕	工学部 2号館南棟 2階玄関ホール	㉙	理学部 A 館 1階玄関
⑥	工学部 9号館 1階玄関ホール	⑱	文系総合館 1階玄関ホール	㉕	教育学部本館 1階玄関ホール	㉖	IB電子情報館北棟 1階玄関ホール	㉚	高等総合研究館 1階玄関ロビー
⑦	農学部管理棟 1階守衛室	⑲	教育学部附属学校 2号館 1階ホール	㉖	国際開発校舎 1階玄関ホール	㉗	E S 総合館 1階玄関ホール	㉛	減災館 2階災害対策室 事務室廊下壁
⑧	環境医学研究所本館 1階玄関ホール	⑳	情報化学部 1階警務員室	㉗	法学部本館 1階玄関ホール	㉘	理学部共用館 4階	㉜	理学部 B 館玄関
⑨	共同教育研究施設 2号館 1階玄関	㉑	工学部 1号館 2階玄関ホール	㉘	経済学部本館 1階玄関ホール	㉙	留学生センター 4階 (ハイアツジャグスベース)	㉝	理学部 G 館玄関
⑩	総合保健体育科学センター 1階ホール	㉒	工学部 7号館 B 棟 2階玄関 (学生総合支援課前)	㉙	環境総合館 3階ホール	㉚	高等総合研究館 4階 (ハイアツジャグスベース)	㉞	理学部 1階エントランス
⑪	総合保健体育科学センター 1階事務室(持出用)					㉛	留學生センター棟 1階ロビー	㉟	多元数理科学棟 (理学 1号館) 玄関
⑫						㉜	体育合宿所	㊱	理学部 E 館玄関
								㊲	理学南館玄関
								㊳	理農館玄関

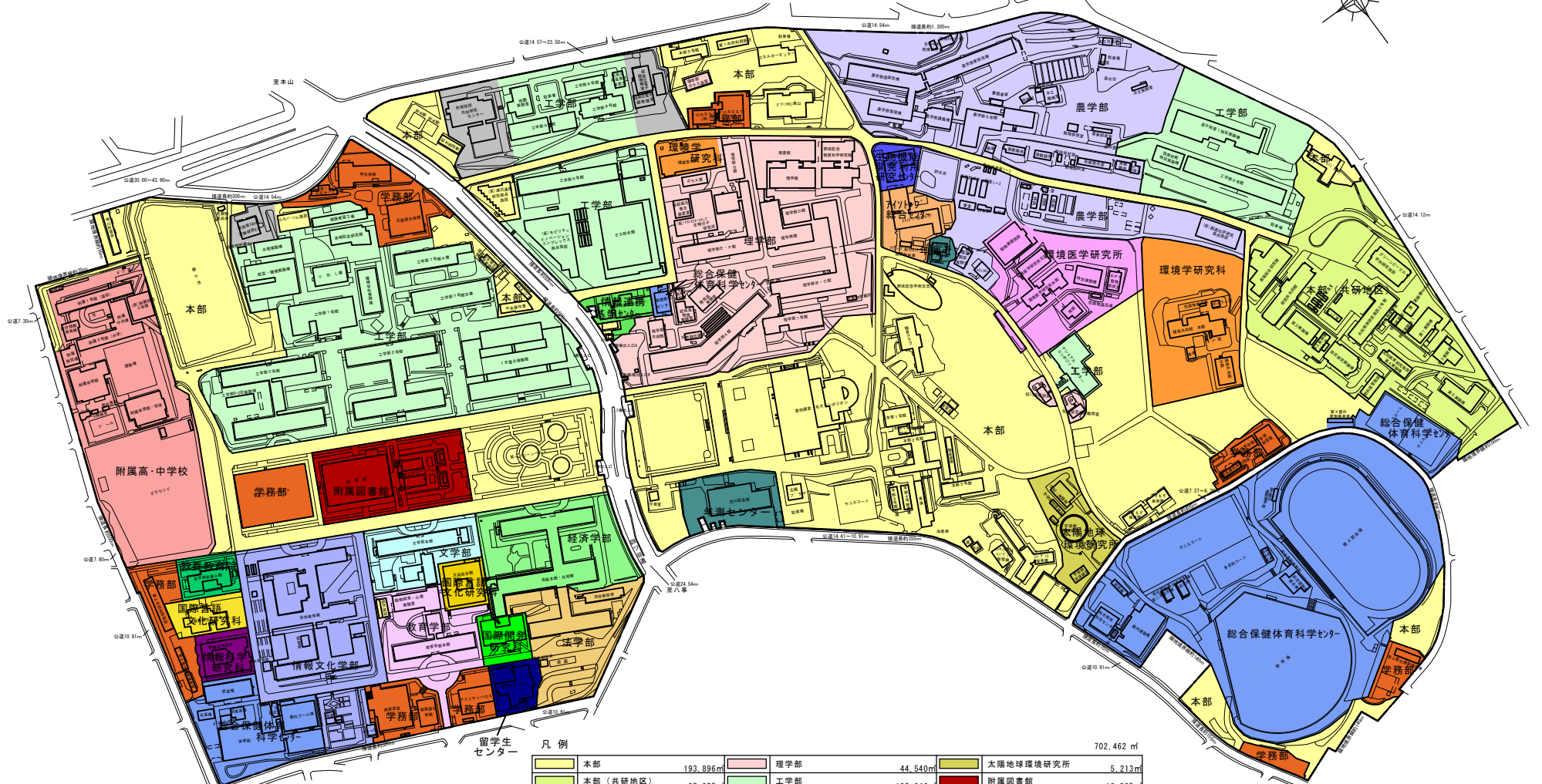
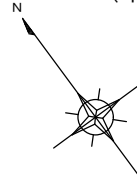


大幸団地 A E D (自動体外式除細動器) 配置図



番号	設置場所
①	保健学科南館 2階ホール (北)
②	保健学科南館 1階ホール (北)
③	保健学科南館 1階廊下 (南)
④	保健学科本館 1階ホール
⑤	保健学科本館 5階ホール
⑥	保健学科別館 1階ホール
⑦	保健学科東館 4階ホール
⑧	体育館玄関ホール

名古屋大学東山団地監守区域(土地)配置図

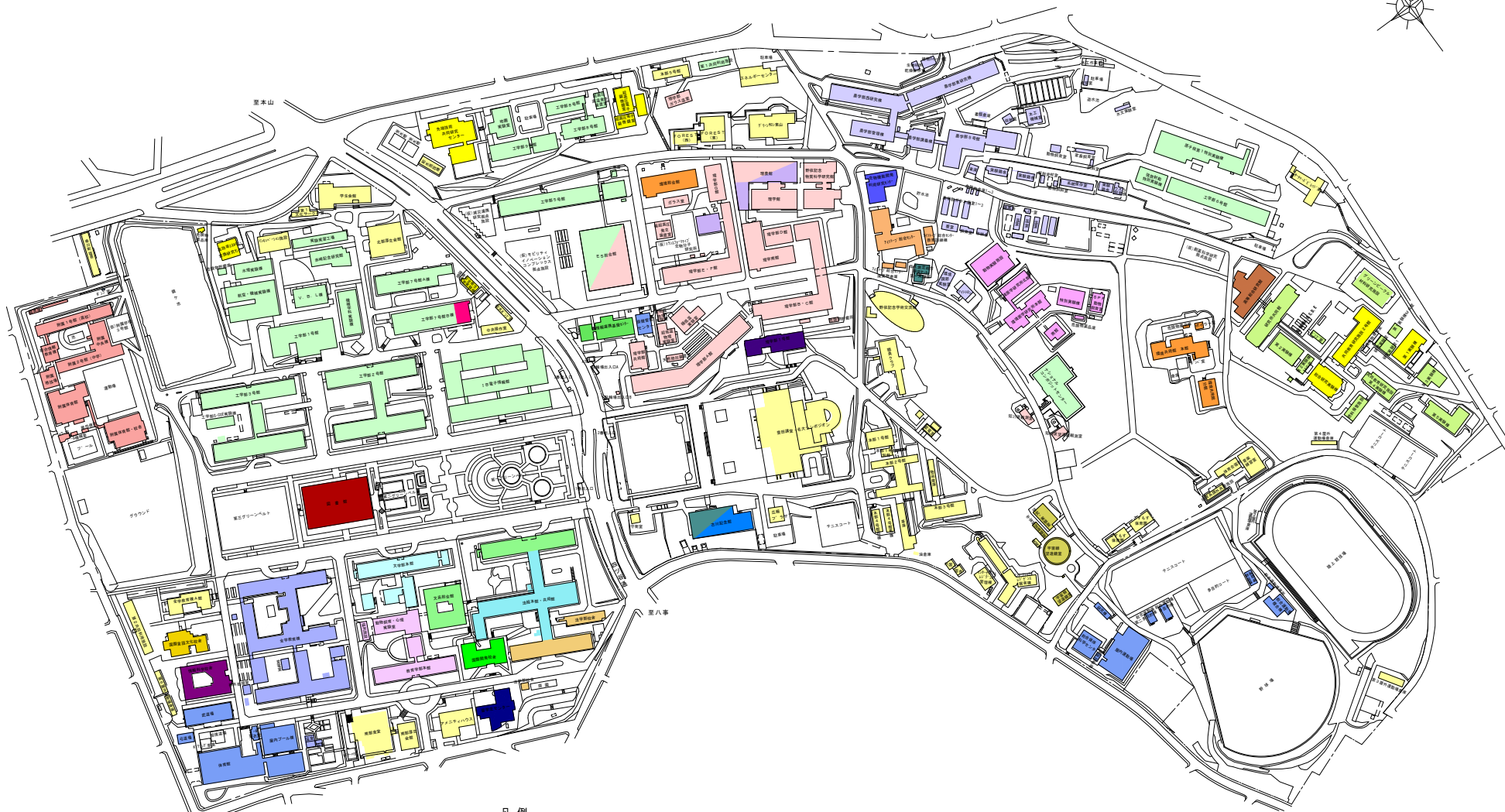
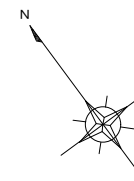


凡例

本部	193,896㎡	理学部	44,540㎡	太陽地球環境研究所	5,213㎡
本部(共研地区)	35,255㎡	工学部	102,946㎡	附属図書館	10,335㎡
学務部	27,375㎡	農学部	57,464㎡	情報連携基盤センター	1,873㎡
教養教育院	2,304㎡	総合保健体育科学センター	77,062㎡	アイトブ総合センター	3,751㎡
文学部	5,981㎡	国際開発研究科	2,215㎡	留学生センター	2,244㎡
教育学部	8,348㎡	国際言語文化研究科	4,532㎡	年代測定総合研究センター	5,557㎡
附属高・中学校	29,453㎡	環境学研究所(環境総合館)	2,164㎡	生物機能開発利用研究センター	1,735㎡
法学部	9,532㎡	環境学研究所(地球水循環)	13,586㎡	エコトピア科学研究所	9,686㎡
経済学部	12,367㎡	情報科学研究科	2,393㎡		
情報文化学部	21,484㎡	環境医学研究所	11,414㎡		

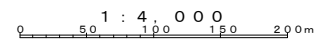
702,462㎡

名古屋大学東山団地監守区域(建物)配置図



凡例

事務局	工学部	地球水循環研究センター	研究所(太陽地球環境)
文系(文学部)	農学部	文系(国際言語文化研究科)	文系(国際開発研究科)
文系(教育学部)	情報文化学部	アクトフ総合センター	生物機能開発利用研究センター
附属高・中学校	研究所(環境医学研究所)	化学測定機器センター	情報科学研究科
文系(法学部)	共同教育研究施設	情報メディア教育センター	多元数理科学研究科
文系(経済学部)	附属図書館	遺伝子実験施設	留学生センター
文系(法・経共用館)	情報連携基盤センター	研究所(エコトピア)	環境学研究科
理学部	総合保健体育科学センター	年代測定総合研究センター	高等研究院
			博物館



名古屋大学家具安全対策ガイドライン

(平成24年2月7日環境安全衛生推進本部会議制定)

第1 趣旨

このガイドラインは、名古屋大学（以下「本学」という。）における地震発生時に室内の安全性を確保するため、家具の適切な固定等による安全対策を進める目的で、必要な事項を定めるものである。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、家具の固定対策がされていたにもかかわらず、家具の転倒、破損等が生じて、大きな被害を出した例が多数あった。これらの原因のひとつとして、これまでは固定対策の有無のみに注目しがちであり、家具の固定等に関する客観的な基準がなく、専門業者に作業を依頼しても十分に有効な固定がなされない場合があること等が考えられる。また、固定対策を講じる場合の有効性が不明確であることにより、実施が進まないこともありうる。

本学では、このような状況を踏まえて、学内のすべての部屋について地震発生時でも安全性が保たれる室内環境を創出するため、このガイドラインを定めることとしたものである。

このガイドラインでは、地震発生時の室内安全性を確保するために本学の構成員が果たすべき役割、安全な室内空間を創出しそれを持続するための措置、合理性が高い家具固定技術基準等を定めるものとする。

第2 地震に対する室内安全性を確保するための構成員等の役割

- (1) 本学の研究室、実験室、事務室、学生室、教室等すべての部屋の管理者は、家具の固定状況を確認し、不十分な場合はこのガイドラインに基づく対策を速やかに行うよう努めなければならない。
- (2) 本学の事務局及び部局の事務部において家具固定等を扱う職員は、このガイドライン及び家具固定に関する基礎知識を身に付け、合理的な家具固定が進むよう努めなければならない。
- (3) 本学において家具の購入、家具の固定及び家具の移動を発注する場合は、このガイドラインに基づく安全対策がなされるよう発注図書にガイドラインを明記しなければならない。
- (4) 災害対策室は、このガイドラインが本学内においてもれなく活用されるよう配慮するとともに、家具固定の基礎知識の普及に努める。
- (5) 本学のすべての構成員は、大学内の部屋を使用する際、危険物の適正収納、整理整頓等の地震時における室内被害軽減の備えに日々心がけるよう努める。

第3 室内安全性を持続させるための点検等

消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防災管理点検の担当者は、防災管理点検時に対象建物内の家具がこのガイドラインに基づいて固定されているかどうかについてすべての家具が点検されるよう、点検の発注仕様書にこのガイドラインを位置付けなければならない。

第4 表示マークの制定

- (1) 災害対策室は、第3の点検が容易にできるように、このガイドラインに基づく家具固定がなされた家具に張り付ける表示マークを作成し、関係部局に配布する。
- (2) 各部局の職員、家具固定を発注した担当者その他のこのガイドラインに基づく固定が実施された

ことを確認した者は、その家具のあらかじめ指定された見やすい場所に表示マークを張り付けることとする。

第5 家具固定技術基準

(1) 強度等が証明できる家具固定の実施

壁、床等に家具固定を行う場合は、その強度（例：使用するビス、アンカー等の引き抜き強度）を確認できる方法によるものとする。

(2) 壁の種類及び下地の確認

家具を壁に固定する場合は、その壁の種類を確認し、強度が確認できる固定方法とする。壁の種類、構造等により次の方法による固定を基本とする。

- 鉄筋コンクリート壁：メカニカルアンカーを基本とし、メカニカルアンカーの引き抜き強度は、製造メーカーの実験値に安全率を考慮したものとする。
- 鉄骨下地ボード壁：鉄骨下地に対してビス又は鉄骨下地に固定可能な固定器具で固定する。その引き抜き強度は、ビスによる場合は既存の実験データ等によるものとし、固定器具による場合は製造メーカーの実験値に安全率を考慮したものとする。
- GL工法（鉄筋コンクリート壁に断熱材やボードが接着剤で貼り付けられているものをいう。）：鉄筋コンクリート壁まで穴をあけ、コンクリートまでの厚さを確認した上で対応可能なメカニカルアンカーで固定する。その強度は、製造メーカーの実験値に安全率を考慮したものとする。
- パーテーション：パーテーションの柱に固定することとし、ビス又は固定可能な固定器具を用い、その強度は鉄骨下地ボード壁と同様とする。また、パーテーションが他の壁に比較して強度が弱いことを考慮して、床止めと併用する等の対策をとる。
- その他の壁：あらかじめ固定金具による強度を確認して固定するように努める。

(3) 強度の力学的検討

家具の固定に関しては、固定金具の引き抜き強度の算定により行う。

(4) 外力の想定

家具固定の力学的検討に関しては、重力の他に水平に1G*の地震力が働くものとして検討する。

※ここに示した外力の想定は、建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター発行2005年版）に基づき、局部震度法による建築設備機器の設計用標準震度に準拠して定めたものである。

(5) 部材の安全率

ビスや固定器具の強度に関しては、施工のばらつき等を考慮して、製造メーカーの実験値に対して安全率2とする。したがって、その強度計算をする場合は、実験値又は製造メーカーの実験値等に1/2を乗じて得た値を採用する。

(6) 力学的検討の範囲

家具固定に関する力学的検討は、荷重が100 kgを超える家具又は高さが120 cmを超える家具について行うこととし、それ以外のものに関しては、経験的な方法を活用してもよいものとする。

(7) 荷重の算定

家具の荷重の算定に関しては、実態に即して行うこととするが、荷重が変動する可能性がある場合は基本的に最大の荷重を想定する。例えば、一般の本棚の場合は所定の大きさの本が完全に詰め込まれたことを想定して算定し、書籍より重いものを収納する場合は実態に合わせた荷重を想定する。

実態の値が算定し難い場合は、次の値を参考に案分して定めてもよいものとする。

- ① 高さ 250 cmの本棚 幅 90 cm当たり 380 kg
- ② 高さ 210 cmのキャビネット・スチールロッカー等 幅 90 cm当たり 240 kg
- ③ 高さ 240 cmのキャビネット・スチールロッカー等 幅 90 cm当たり 300 kg

(8) 重い家具の上下固定

- ① 想定荷重が 200 kgを超える家具は、壁と床の両方へ固定する。
- ② 想定荷重が 200 kgを超える家具がOA フロアーに設置される場合等の強固な床に固定することが困難な場合は、壁の上下で固定することも検討する。
- ③ 想定荷重が 200 kgを超えない場合は、壁のみの固定でも可とする。

(9) 本棚の本の落下防止対策等

このガイドラインに基づいて固定されている本棚に関しては、本の落下防止についても検討する。ガラス扉等による危険がある場合は、破損防止策を検討する。

(10) テーブルの上のパソコン、プリンター等の対策

テーブル上のパソコン、プリンター等の機器は落下すると危険な場合が多くあること及び地震後の速やかな復旧のため、固定するように努める。この場合において、接着工法、ゲルマットによる固定、ベルトによる固定等経験的な方法を検討する。

(11) 実験機器、精密機器等の固定

実験機器、精密機械、薬品等の危険物の保管庫、大型の移動書庫等の特殊機器・家具、使用目的上固定ができない家具等の固定・安全対策は、このガイドラインではなく、実態に応じて別の基準によるものとする。

(12) 動的解析等による対策を行う場合

制振機器による対策等の動的な解析による対策及び実大振動実験等により検証された対策は、このガイドラインによらなくてもよいものとする。

(13) 既存の工事に対する対応

このガイドラインが制定される前に実施された家具固定工事に関しては、「(8)重い家具の上下固定」に示す基準は適用せず、固定されている状況を調査し「(4)外力の想定」に対して転倒しないだけの強度がある場合は、このガイドラインに適合しているものと見なす。

(14) ガイドラインに基づくマニュアル

災害対策室は、このガイドラインの家具固定技術基準をわかりやすく解説したマニュアルを作成する。

第6 ガイドラインの見直し

環境安全衛生推進本部は、このガイドラインの運用状況、技術開発状況等に基づき、必要な場合にはこのガイドラインの見直しを行うものとする。

名古屋大学家具安全対策ガイドラインに基づくマニュアル

平成 24年 2月7日作成 災害対策室

名古屋大学家具安全対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を進めるための参考とするため、ガイドラインに基づいて実施したモデル工事を基に解説する。

1 壁付きの本棚、スチールロッカー

①写真



②解説

研究室では一般的に存在するタイプで、ガイドラインでは壁固定と床固定の併用を定めている。壁固定については、壁の種類によって固定方法を検討する必要がある。床固定についても、モデル工事の場合はコンクリートの床であったためL字金物をメカニカルアンカーで固定する方式としたが、OAフロアの場合は壁の下の方で固定する等の方式も検討することとする。

③耐力の算定

天井までの本棚を例に上部固定における壁からの引き抜き耐力についてガイドラインに基づき算定する。

本棚の荷重については幅 90 cmあたり基準の 380 kgを採用する。

固定方式については、上部について壁に固定し、下部は床から固定する。

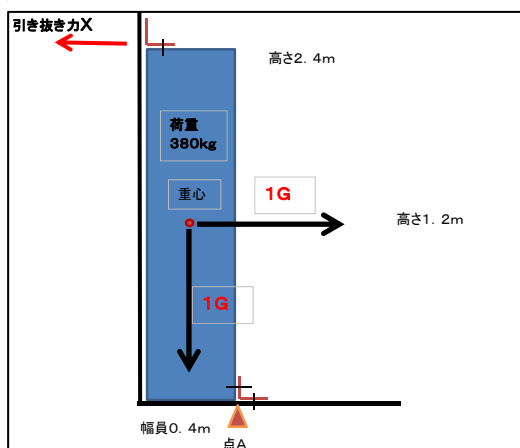
構造検討については、壁からの引き抜き強度を計算することとする。

負荷の固定については、金物に対して地震力はせん断力として働くこととなるが、せん断力に対する検討は個別には行わないこととする。(金物自体はせん断力に対しては十分耐力を持っていると判断されるため。)

図 1 から点Aにおけるモーメントを求めると

右回り(地震力)は、 $380 \text{ kg f} \times 1.2\text{m} = 456 \text{ kg f} \cdot \text{m}$

図 1



左回り(耐力)は、 $380 \text{ kg f} \times 0.2\text{m} + X \text{ kg f} \times 2.4\text{m}$

左回りが大きければよいので

$380 \text{ kg f} \times 0.2\text{m} + X \text{ kg f} \times 2.4\text{m} \geq 380 \text{ kg f} \times 1.2\text{m} = 456 \text{ kg f} \cdot \text{m}$

$X \text{ kg f} \geq 158.33 \text{ kg f}$

そこで、壁側の固定材料を幅員 90 cmあたり 160 kg f 以上の引き抜き耐力を確保できるものとする必要がある。

④壁下地の検討

壁に固定金物を設置する場合、あらかじめ壁の種類を確認しておく必要がある。

壁の種類としてはガイドラインで分類しているように、鉄筋コンクリートの壁、軽量鉄骨下地にボードを張り付けた壁、コンクリートに断熱材やボードを直接張り付けた壁 (GL工法)、パーテーションなどが考えられる。

家具固定を実施する場合は必ず電子的なものや針による手動のもの 2 種類の下地探査機を装備し、確実な下地探査を行って、工事することとする。

GL工法の壁は、コンクリート造建築物で外壁に接する壁で多く存在するが、下地探査機でも容易に判別ができる。

また、画枠が設置されている場合、画枠を壁に固定した場合は画枠に固定してもよいこととする。また同じようにいったん壁に家具固定用の付鴨居を設定して固定することも可とする。それらの場合は、画枠や付鴨居の壁に対する強度と、画枠又は付鴨居への強度の両方を確認することとする。

⑤モデル工事による固定強度の検討

モデル事業による下地別固定方法

番号 壁種類	概略図	写真1	写真2	説明と耐力の確認
1 GL工法				GL工法の壁に、コンクリートに到達するφ10.5の穴をあけ、内部コーン打ち込み式の雌ねじアンカーに長ねじ(8mm)を現場に合わせた長さで切って使用した。 メーカーカタログによる引き抜き耐力は1,100kgfであるので、2分の1の550kgfを採用
2 軽量鉄骨下地				軽量鉄骨下地に4.2mmのビス2本で固定。0.8mmの鋼板に4.2mmのビスの引き抜き強度が173kgfであるという試験結果があるためその2分の1とし、2本で173kgfを採用
3 軽量鉄骨下地				軽量鉄骨下地にITハンガー6mmで固定。メーカーカタログの鋼板における耐力が360kgfであるため、2分の1の180kgfを採用

2 壁付きでないスチールロッカー等

①写真



②解説

モデル工事では写真のように非常に危険な例が見られた。部屋の中央にスチールロッカーが置かれている。2段に積まれており、その上下も固定されていないし、上下で少しずれて置かれている。突っ張り棒はほとんど効かないと考えられるので、小さな地震でも転送

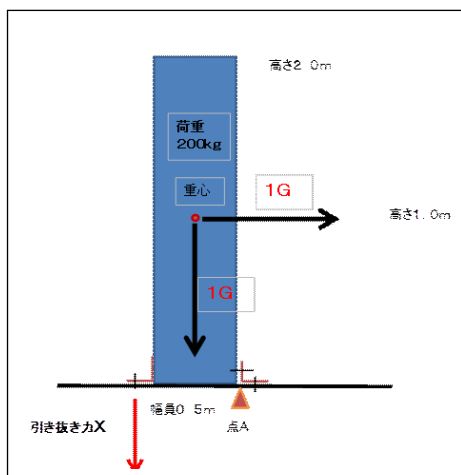
する危険性があると思われる。この場合の固定方法としては床に L 型金物で 4 カ所固定する。床との固定はメカニカルアンカーを使用する。また、ロッカーの側面 4 カ所を帯金物で上下のロッカーを固定する。

③耐力計算

床からの引き抜き耐力についてガイドラインに基づき算定する。

L 型金物とロッカーとの家庭と帯金物での固定については、固定ビスがせん断力として働くため特に構造計算はしなくてもよい。

図 2



点Aでモーメントを考えると

右回りの地震力は

$$200 \text{ kg f} \times 1.0\text{m} = 200 \text{ kg f} \cdot \text{m}$$

L 型金物のメカニカルアンカーの引き抜き力を X とすると

$$2 \times X \text{ kg f} \times 0.5\text{m} + 200 \text{ kg f} \times 0.25\text{m} \geq 200 \text{ kg f}$$

$$X \text{ kg f} \geq 150 \text{ kg f}$$

この場合 150 kg f 以上の引き抜き耐力のあるアンカーを採用する。

④金物の選定

コンクリート床へのメカニカルアンカーを採用した。

モデル事業による下地別固定方法

番号 壁種類	概略図	写真1	写真2	説明と耐力の確認
4 コンクリート床				コンクリートの床に厚手のL型金物をメカニカルアンカーM8で固定。メーカーカタログによる引き抜き耐力は670kgfであるため、2分の1の335kgfを採用

⑤工事写真



⑥OAフロアの場合の対応

OAフロアの場合で壁付きでない家具は、危険性が非常に高いので、特に注意を要する。家具の撤去等も踏まえて総合的に対応することとし、OAフロア下のコンクリート床から固定することやOAフロアメーカーの推奨家具固定などを総合的に検討して対策を定める必要がある。

参考

鉄骨下地にビス固定した場合の引き抜き強度

5-2. 鋼板に対する引抜き保持力 [n=10]

項目	材質	SWCH18A (鉄)					SUS410				
		呼び径	3	3.5	3.8	4.2	4.8	3	3.5	4.2	
		ねじ径	φ3.0	φ3.5	φ3.8	φ4.2	φ4.8	φ3.0	φ3.5	φ4.2	
引抜き保持力 	鋼板厚	0.5 t	N (kgf)	700 (71)	800 (82)	900 (92)	1000 (102)	700 (71)	700 (71)	800 (82)	
		0.8 t	N (kgf)	1400 (143)	1500 (153)	1500 (153)	1700 (173)	1800 (184)	1300 (133)	1200 (122)	1500 (153)
		1.0 t	N (kgf)	1800 (183)	1700 (173)	1800 (184)	2000 (204)	2100 (214)	1600 (163)	1400 (143)	1700 (173)
		1.2 t	N (kgf)	2200 (224)	2300 (235)	2400 (245)	2600 (265)	2800 (286)	2000 (204)	2000 (204)	2300 (235)

国立大学法人名古屋大学と名古屋大学消費生活協同組合との間における災害時の相互協力に関する協定

国立大学法人名古屋大学（以下「甲」という。）と名古屋大学消費生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地震、風水害、大火災その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、大学としての責任を負う立場で、相互に協力して大学構成員並びに大学に避難してきた地域住民の安全・安定を図るものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、以下に掲げる事項が必要になった場合、乙に、協力要請することができる。

- 一 飲料及び食糧の提供
- 二 食堂等施設の災害対策への利用
- 三 器具・運搬車両の提供
- 四 災害対策に必要な労務の提供

（協力の期間）

第3条 乙の、前条に規定する協力の期間は7日を限度とする。ただし、甲と乙協議の上、協力の期間を延長することができる。

（緊急連絡網の構築）

第4条 甲及び乙は、災害時における相互協力を円滑に行うため、災害時緊急連絡網を構築するものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は、乙に災害に関しての、情報を提供するものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、甲からの協力要請事項に対し、協同組合の理念に基づき全国の大学生協ネットワークの協力を得ながら、積極的に応えるものとする。

（甲の要請手続き）

第7条 甲から乙への要請手続きは、第4条に規定する災害時緊急連絡網により、文書又は電話等で要請するものとする。ただし、文書をもって要請できなかった場合は、その後速やかに文書を乙へ送付するものとする。

（乙の受託手続き）

第8条 乙は、甲からの要請に協力するとき、又は、協力したときは文書又は電話等で受託の報告をするものとする。ただし、文書をもって受託の報告ができなかった場合は、その後速やかに文書を甲へ送付するものとする。

(費用の負担)

第9条 第2条各号に掲げる飲料及び食糧の提供等に係る費用の負担については、甲・乙協議の上、決定する。

(災害対策物資の管理)

第10条 乙は、第2条に規定する飲料及び食糧等を乙の食堂等において管理するものとする。

(在庫状況の報告)

第11条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、飲料及び食糧等の在庫状況について報告を求めることができる。

(防災訓練等への参加)

第12条 乙は、甲の開催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

2 甲は、防災訓練等の実施に当たっては、事前に乙に文書で案内するものとする。

(協議)

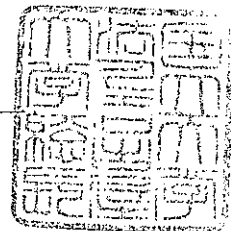
第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は随時協議を行うものとする。

(改正、疑義等の解決)

第14条 この協定の改正又は廃止等、若しくは本協定の運用等に関する疑義等については、双方の意見を交換し、決定、解決するものとする。

平成17年4月1日

甲 国立大学法人名古屋大学
総長 平野 眞



乙 名古屋大学消費生活協同組合
理事長 福家 俊朗



名古屋大学医学部附属病院と財団法人共済団との間における災害時の相互協力に関する協定

名古屋大学医学部附属病院（以下「甲」という。）と財団法人共済団（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地震、風水害、大火災その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、病院としての責任を負う立場で、相互に協力して大学構成員並びに病院に医療救助を求めてきた地域住民の安全・安定を図るとともに、病院機能を十分に活かすための支援を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、以下に掲げる事項が必要になった場合、乙に、協力要請することができる。

- 一 飲料及び食糧の提供
- 二 食堂等施設の災害対策への利用
- 三 器具・運搬車両の提供
- 四 災害対策に必要な労務の提供

（協力の期間）

第3条 乙の前条に規定する協力の期間は7日を限度とする。ただし、甲と乙協議の上、協力の期間を延長することができる。

（緊急連絡網の構築）

第4条 甲及び乙は、災害時における相互協力を円滑に行うため、災害時緊急連絡網を構築するものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は、乙に災害に関しての、情報を提供するものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、甲からの協力要請事項に対して、乙の設立理念に基づき、積極的に応えるものとする。

（甲の要請手続き）

第7条 甲から乙への要請手続きは、第4条に規定する災害時緊急連絡網により、文書又は電話等で要請するものとする。ただし、文書をもって要請できなかった場合は、その後速やかに文書を乙へ送付するものとする。

（乙の受諾手続き）

第8条 乙は、甲からの要請に協力するとき、又は、協力したときは文書又は電話等

で受諾の報告をするものとする。ただし、文書をもって受諾の報告ができなかった場合は、その後速やかに文書を甲へ送付するものとする。

(費用の負担)

第9条 第2条各号に掲げる飲料及び食糧の提供等に係る費用の負担については、甲と乙の協議により決定する。

(災害対策物資の管理)

第10条 乙は、第2条に規定する飲料及び食糧等を乙の食堂等において管理するものとする。

(在庫状況の報告)

第11条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、飲料及び食糧等の在庫状況について報告を求めることができる。

(防災訓練等への参加)

第12条 乙は、甲の開催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

2 甲は、防災訓練等の実施に当たっては、事前に乙に文書で案内するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は随時協議を行うものとする。

(改正、疑義等の解決)

第14条 この協定の改正又は廃止、若しくは本協定の運用等に関する疑義等については、双方の意見を交換し、解決するものとする。

平成17年10月24日

甲 名古屋大学医学部附属病院
病院長 井口昭久

乙 財団法人 共済団
理事長 今井



国立大学法人名古屋大学と株式会社ファミリーマートとの間における災害時の相互協力に関する協定

国立大学法人名古屋大学（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地震、風水害、大火災その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、大学としての責任を負う立場で、相互に協力して大学構成員並びに大学に避難してきた地域住民の安全・安定を図るものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、以下に掲げる事項が必要になった場合、乙に、協力要請することができる。

- 一 飲料及び食糧の提供
- 二 災害対策に必要な労務の提供

（協力の期間）

第3条 乙の、前条に規定する協力の期間は7日を限度とする。ただし、甲と乙協議の上、協力の期間を延長することができる。

（緊急連絡網の構築）

第4条 甲及び乙は、災害時における相互協力を円滑に行うため、災害時緊急連絡網を構築するものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は、乙に災害に関しての、情報を提供するものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、甲からの協力要請事項に対し、積極的に応えるものとする。

（甲の要請手続き）

第7条 甲から乙への要請手続きは、第4条に規定する災害時緊急連絡網により、文書又は電話等で要請するものとする。ただし、文書をもつて要請できなかった場合は、その後速やかに文書を乙へ送付するものとする。

（乙の受託手続き）

第8条 乙は、甲からの要請に協力するとき、又は、協力したときは文書又は電話等で受託の報告をするものとする。ただし、文書をもつて受託の報告ができなかった場合は、その後速やかに文書を甲へ送付するものとする。

（費用の負担）

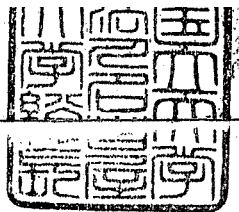
第9条 第2条各号に掲げる飲料及び食糧の提供等に係る費用の負担については、甲・乙協議の上、決定する。

（災害対策物資の管理）

第10条 乙は、第2条に規定する飲料及び食糧を乙の店舗において管理するものとする。

（在庫状況の報告）

第11条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、飲料及び食糧等の在庫状況について報告を求めることができる。



(防災訓練等への参加)

第12条 乙は、甲の開催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

2 甲は、防災訓練等の実施に当たっては、事前に乙に文書で案内するものとする。

(協議)

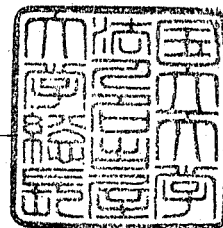
第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は随時協議を行うものとする。

(改正、疑義等の解決)

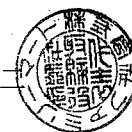
第14条 この協定の改正又は廃止等、若しくは本協定の運用等に関する疑義等については、双方の意見を交換し、決定、解決するものとする。

平成18年7月20日

甲 愛知県名古屋市千種区不老町
国立大学法人名古屋大学
総長 平野 眞



乙 東京都豊島区東池袋四丁目26番10号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 上田 準



緊急災害時における飲料提供に関する協定書

国立大学法人名古屋大学（以下「甲」という。）と株式会社ヤクルト東海（以下「乙」という。）は、緊急災害時における飲料提供につき、次のとおり協定書を締結する。

記

第1条 目的

本協定書は、甲の施設内において乙がオペレーション業務を実施する乙の災害時対応自動販売機（以下「本自販機」という。）内に在庫として保管してある甲の飲料（以下単に「飲料」という。）を、緊急災害時に当該施設利用者（甲の従事者を含む。以下同じ。）および周辺地域居住者に提供することについて定めることを目的とする。

- 2 本協定書における緊急災害とは、地震、台風、暴風、洪水およびその他の甚大な自然の異変等がライフラインに影響を及ぼし、施設利用者および周辺地域居住者に緊急に飲料水が必要となる状況をいう。

第2条（自動販売機鍵の貸与・管理）

乙は、本協定書の目的に鑑み、本自販機からの飲料の取り出しにかかる鍵（以下「自販機鍵」という。）を甲に貸与するものとする。

- 2 甲は、自販機鍵を自己の責任において保管管理するものとする。
- 3 甲は、自販機鍵の管理責任者を事前に乙に通知するものとし、当該管理責任者が移動・変更する場合も同様とする。

第3条（飲料提供）

甲は、緊急災害が生じた場合には、自己の判断で第2条第1項に規定する自販機鍵を使用して、本自販機より飲料を取り出し、当該飲料を無償にて施設利用者および周辺地域居住者に提供することが出来る。

- 2 前項の飲料提供は、甲の責任者又は甲の責任者が事前に承認した代行責任者の判断により実施されるものとする。
- 3 乙は、本条により提供された当該飲料の代金その他一切の金員を甲に請求しないものとする。

第4条（報告）

甲は、飲料提供を実施した場合には、すみやかに災害状況、飲料の提供本数等を乙に報告するものとする。

第5条（有効期間）

本協定書の有効期間は、本協定書締結の日から1年間とし、期間延長については、期間満了の3ヶ月前までに甲乙協議の上定めるものとする。特別の意思表示がない場合は、更に1年間継続する事とし、以後もこれに準ずる。

第6条 (協議)

本協定書に定めのない事項または本協定書各条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第7条 (自動販売機鍵管理者)

自動販売機鍵管理者は、以下のものとする。

国立大学法人名古屋大学

環境安全支援室長

村井文深

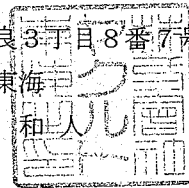
印

本協定書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

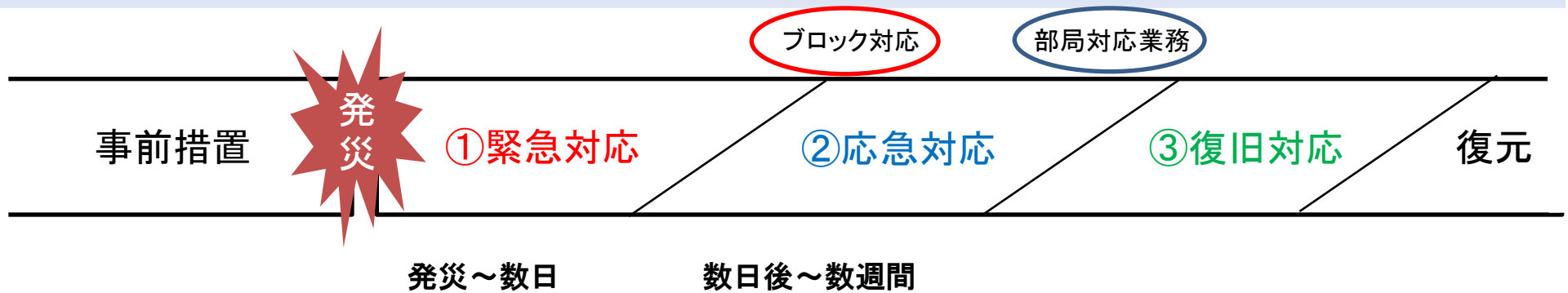
平成20年 4月 1日

甲 名古屋市千種区不老町
国立大学法人名古屋大学
契約担当役
財務担当理事 大峯 巖

乙 岐阜県岐阜市下奈良3丁目8番7号
株式会社ヤクルト東海
代表取締役 星 和



災害対策の時系列的モデル



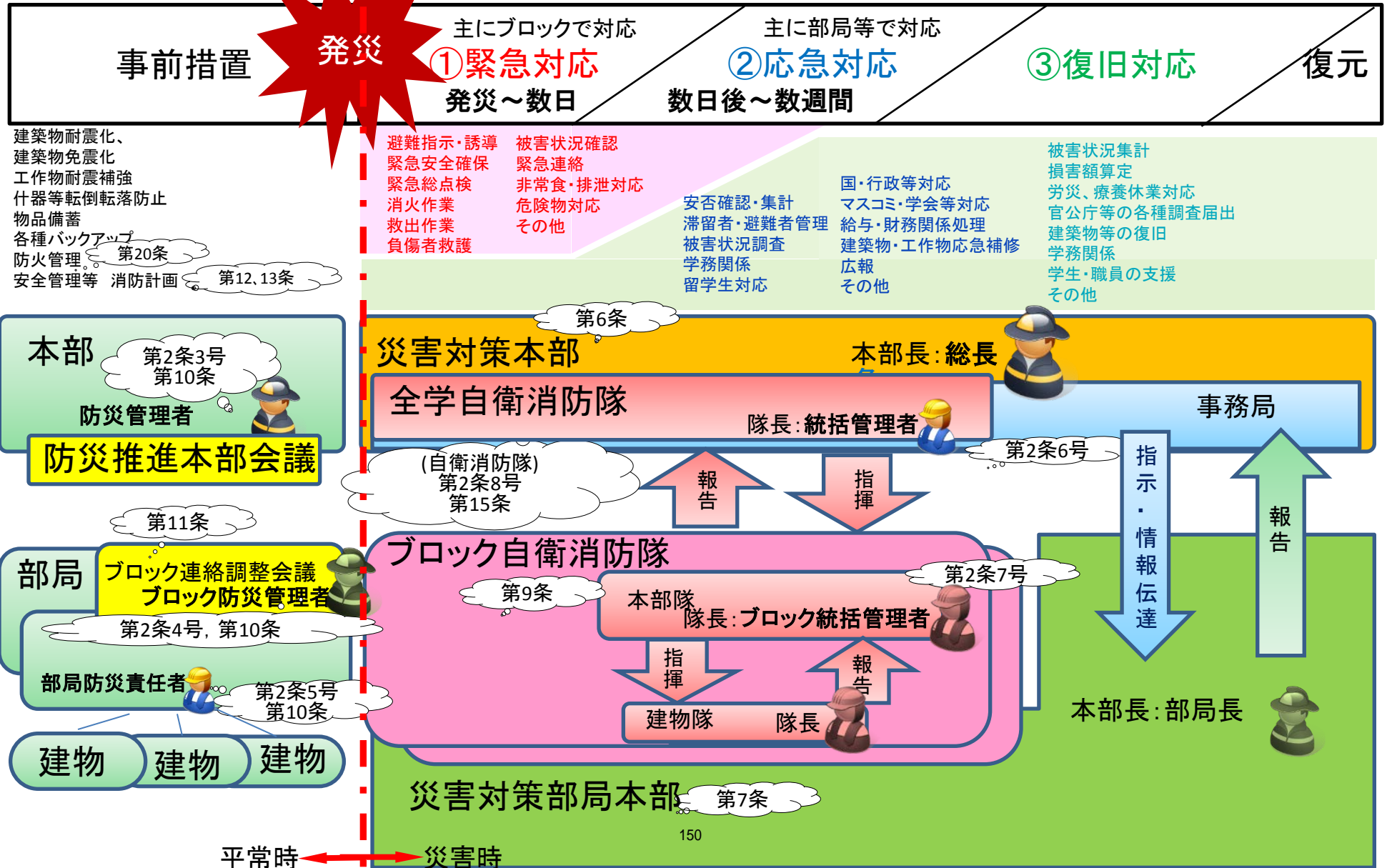
建築物耐震化
建築物免震化
工作物耐震補強
什器等転倒転落防止
物品備蓄
各種バックアップ
防火管理
安全管理等

緊急安全確保
緊急避難
緊急総点検
消火作業
負傷者救護
救出作業
被害取りまとめ
緊急速報
非常食
排泄対応

避難者管理
安否確認(学内外)
留学生対応
学務管理関係
被害調査
外部対応(国等)
マスコミ対応
学会各種行事
給与・財務
工作物等応急修復

被害状況集計
損害額決定
労災等療養休業対応
官公庁等各種調査届出
建築物等修復
学務関係
学生救護対応

「災害対策規程」 非常時対応の時系列モデル



「役職員の参集基準」モデル

**震度6
弱以上** **総員参集**
(登録名簿全員参集)

災害対策本部の設置
全学自衛消防隊の
活動開始

**震度5
弱・強** **限定参集**
(登録名簿の一部参集)

災害対策部局本部の
設置

**火災、
その他** **限定参集**
(緊急連絡網による)

ブロック自衛消防隊
の活動開始

災害対策本部・部局本部・自衛消防隊系統図(案)

発災

①緊急対応

②応急対応

③復旧対応

災害対策本部



本部長(総長)



副本部長



本部員



事務局長(防災管理者)



統括管理者



名古屋大学災害対策本部

支援

運営支援
組織等

災害対策本部事務局

全学自衛消防隊

時系列的に、各ブロック自衛消防隊は、整理されていく。
(災害対策本部の解散宣言後)

指示

報告

部局本部

教育
研究施設
学内
共同

大幸

災害対策
部局本部

病院

災害対策
部局本部

(全27部局)

法学

災害対策
部局本部

教育

災害対策
部局本部

文学

災害対策
部局本部

大幸地区

鶴舞地区

東山地区

豊田講堂・事務棟ブロック

ブロック自衛消防隊

大幸
ブロッ
ック

病院
ブロッ
ック

医学系
ブロッ
ック

属学校
農学、研究所、附
理学、工学、生命

文系
ブロッ
ック

ブロック防災管理者

ブロック統括管理者

ブロック(本部隊)

建物
隊

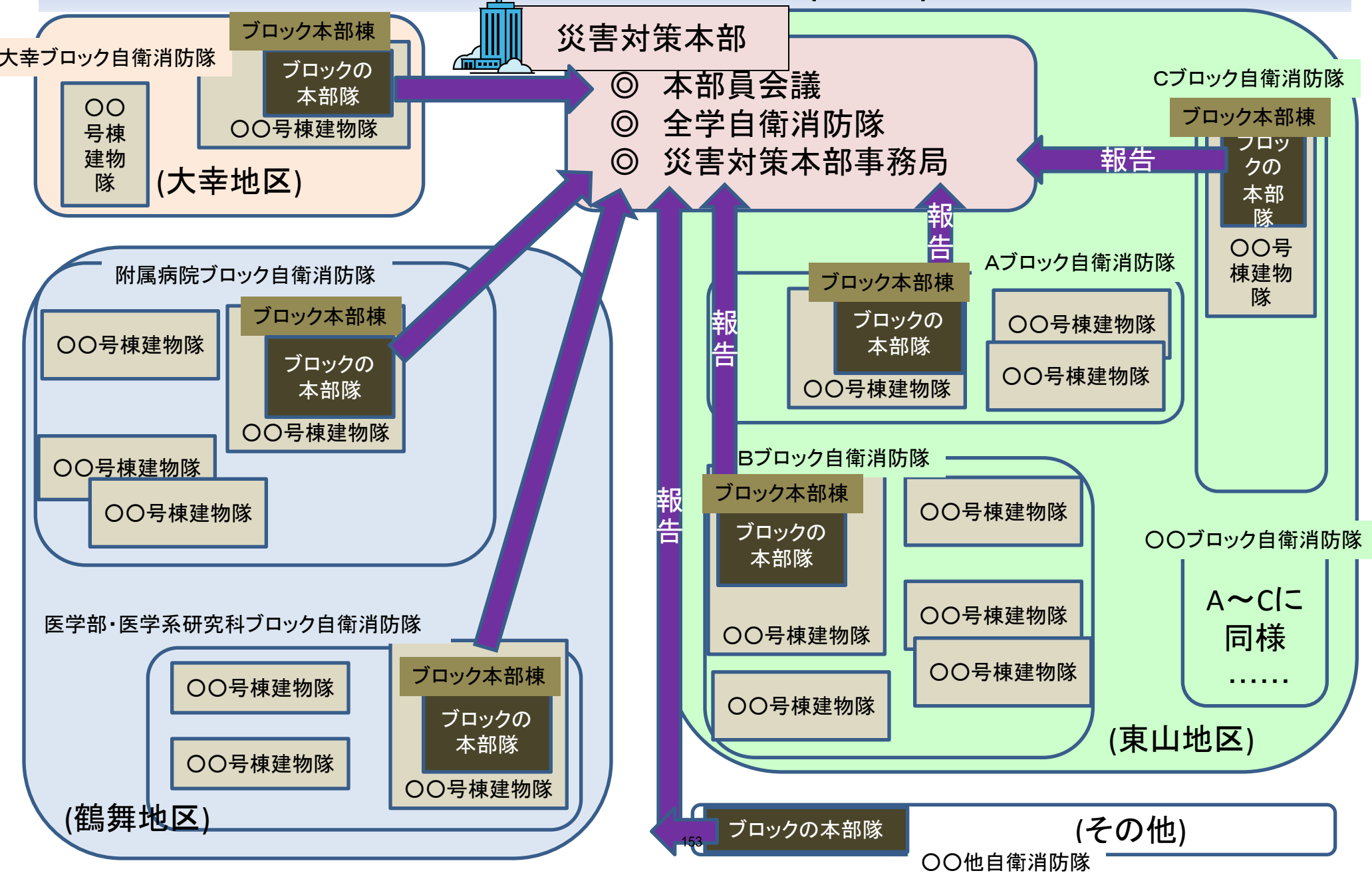
建物
隊

建物
隊

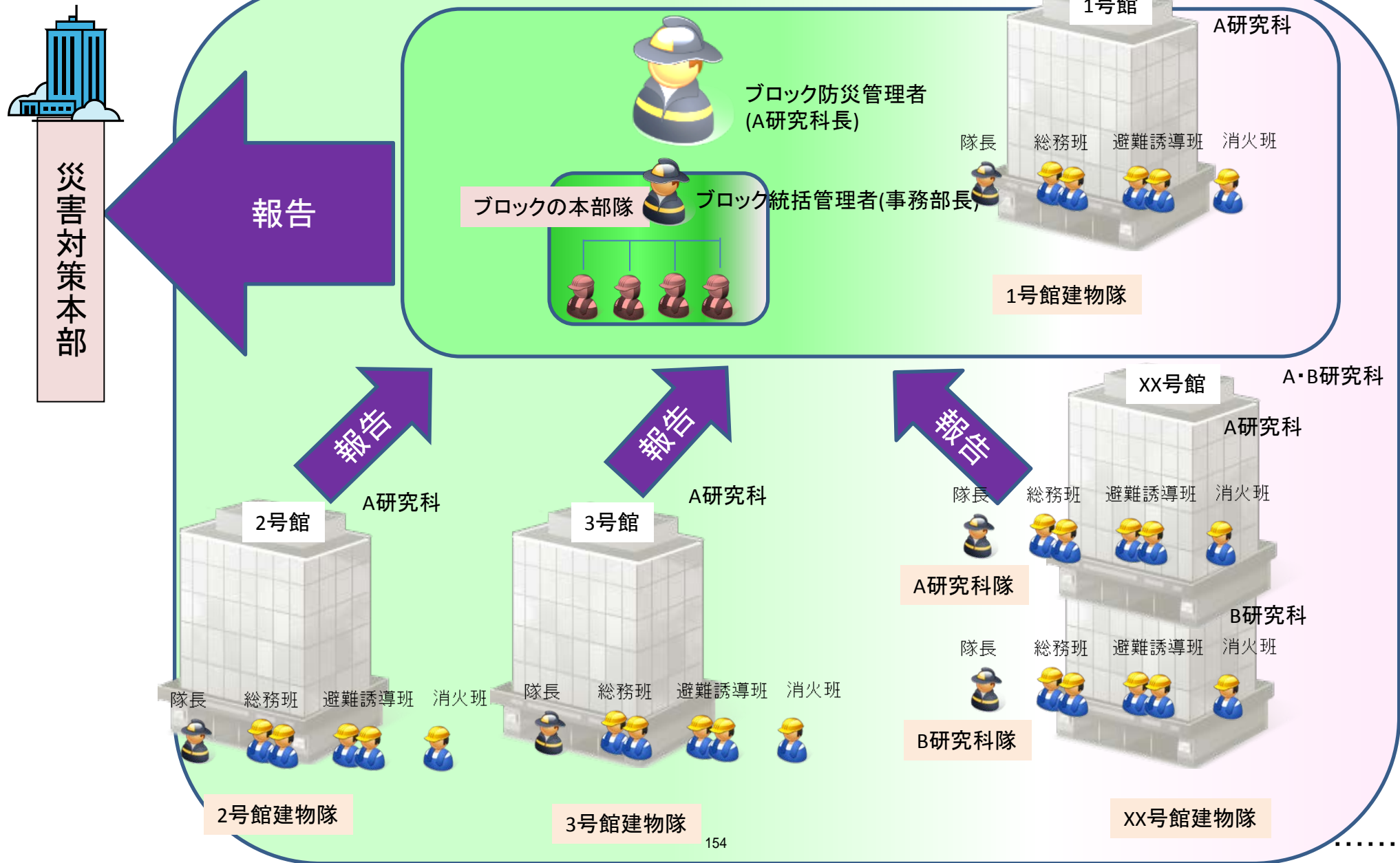
建物
隊

時系列的に、各ブロック自衛消防隊は、整理されていく。(災害
対策本部の解散宣言後)

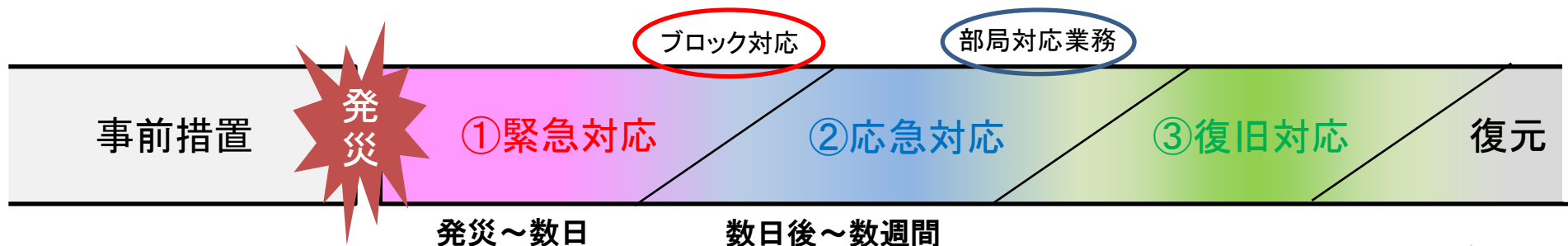
名古屋大学自衛消防隊(全隊)系統図



ブロックエリア内の自衛消防隊編成(例)



「災害対策本部の設置・・・基本方針(災害対策担当業務)」モデル



事前措置

- 建築物耐震化
- 建築物免震化
- 工作物耐震補強
- 什器等転倒転落防止
- 物品備蓄
- 各種バックアップ
- 防火管理
- 安全管理等

緊急対応

- 避緊急安全確保
- 緊急避難
- 緊急総点検
- 消火作業
- 負傷者救護、救出作業
- 被害取りまとめ
- 緊急速報
- 非常食、排泄対応

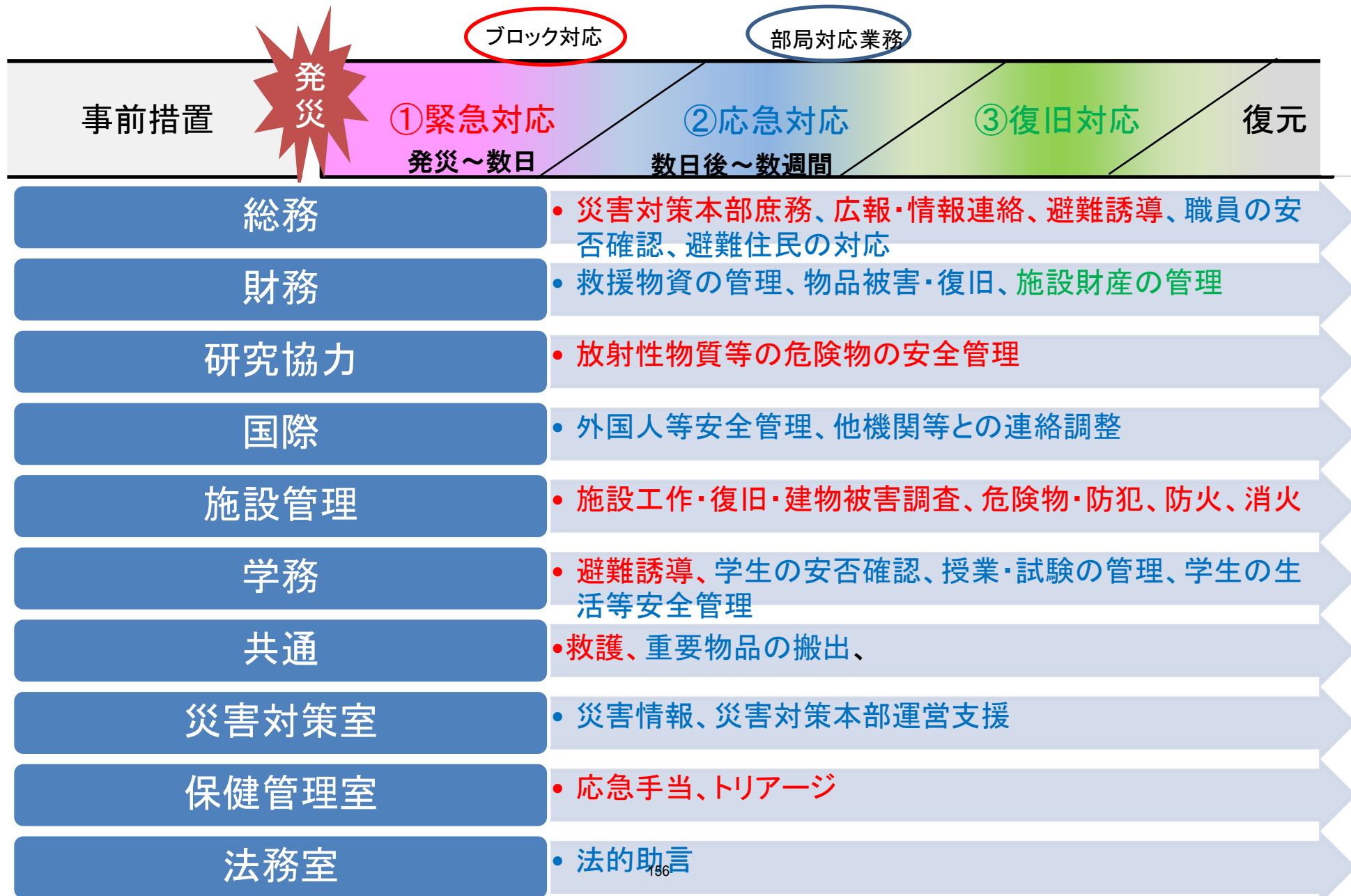
応急対応1

- 避難者管理
- 安否確認(学内外)
- 留学生対応、学務管理関係
- 被害調査
- 外部対応(国等)、マスコミ対応、学会各種行事
- 給与・財務
- 工作物等応急修復

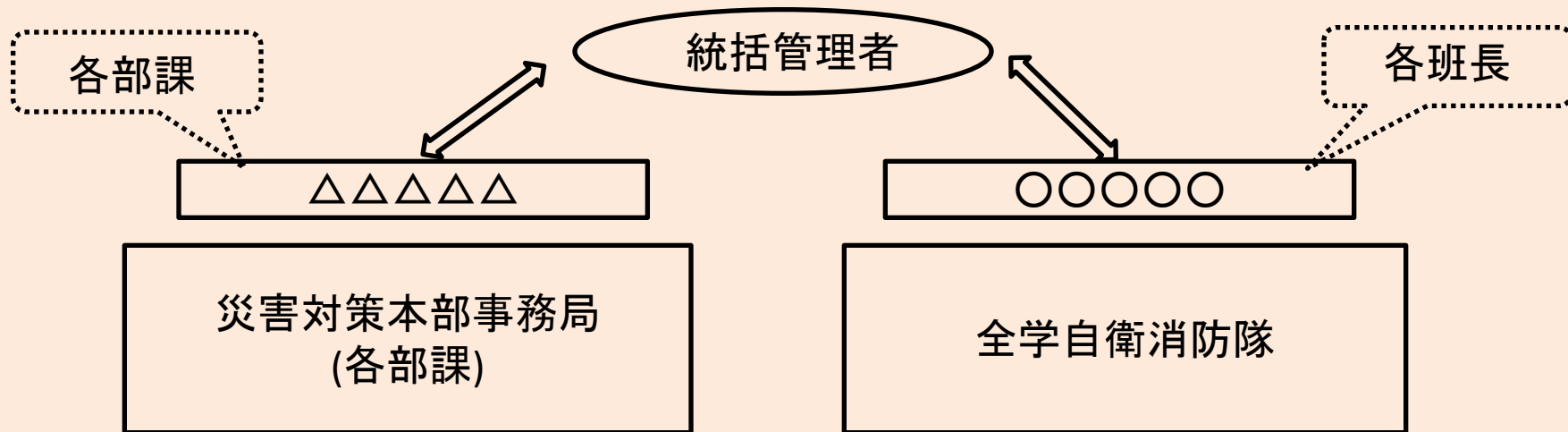
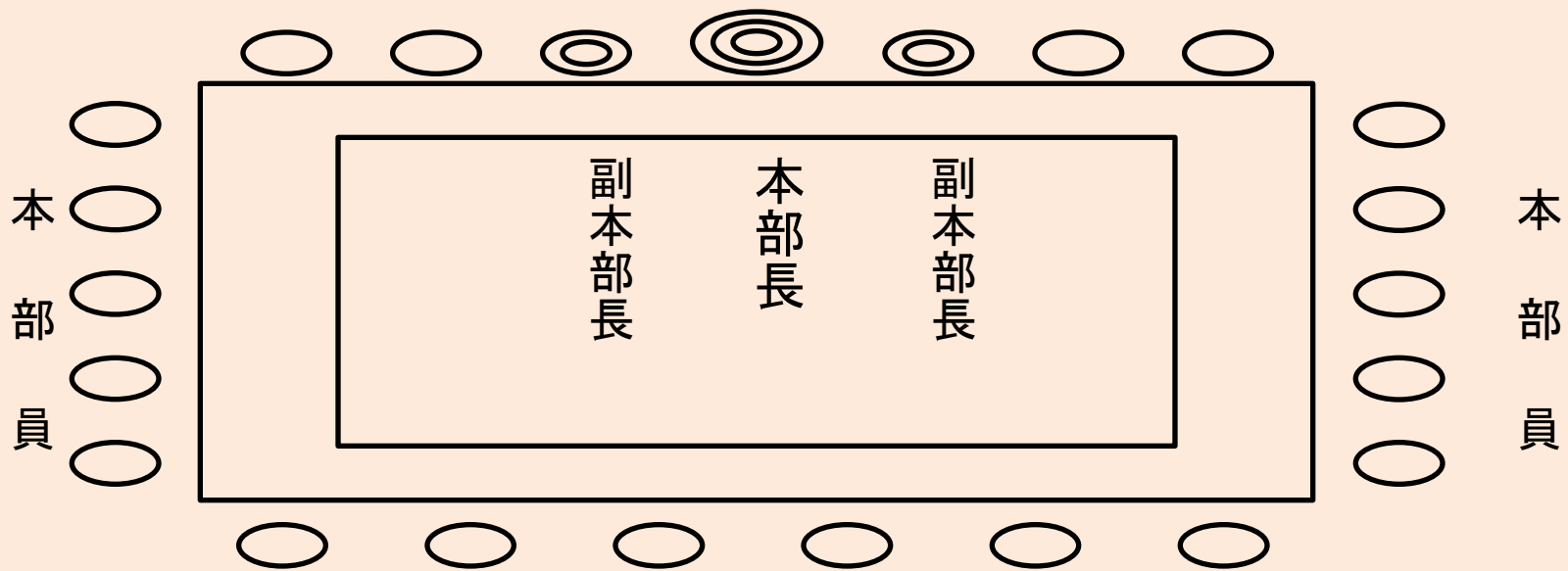
応急対応2

- 被害状況集計
- 損害額決定
- 労災等療養休業対応
- 官公庁等各種調査届出
- 建築物等修復
- 学務関係
- 学生救護対応

災害対策の時系列モデル

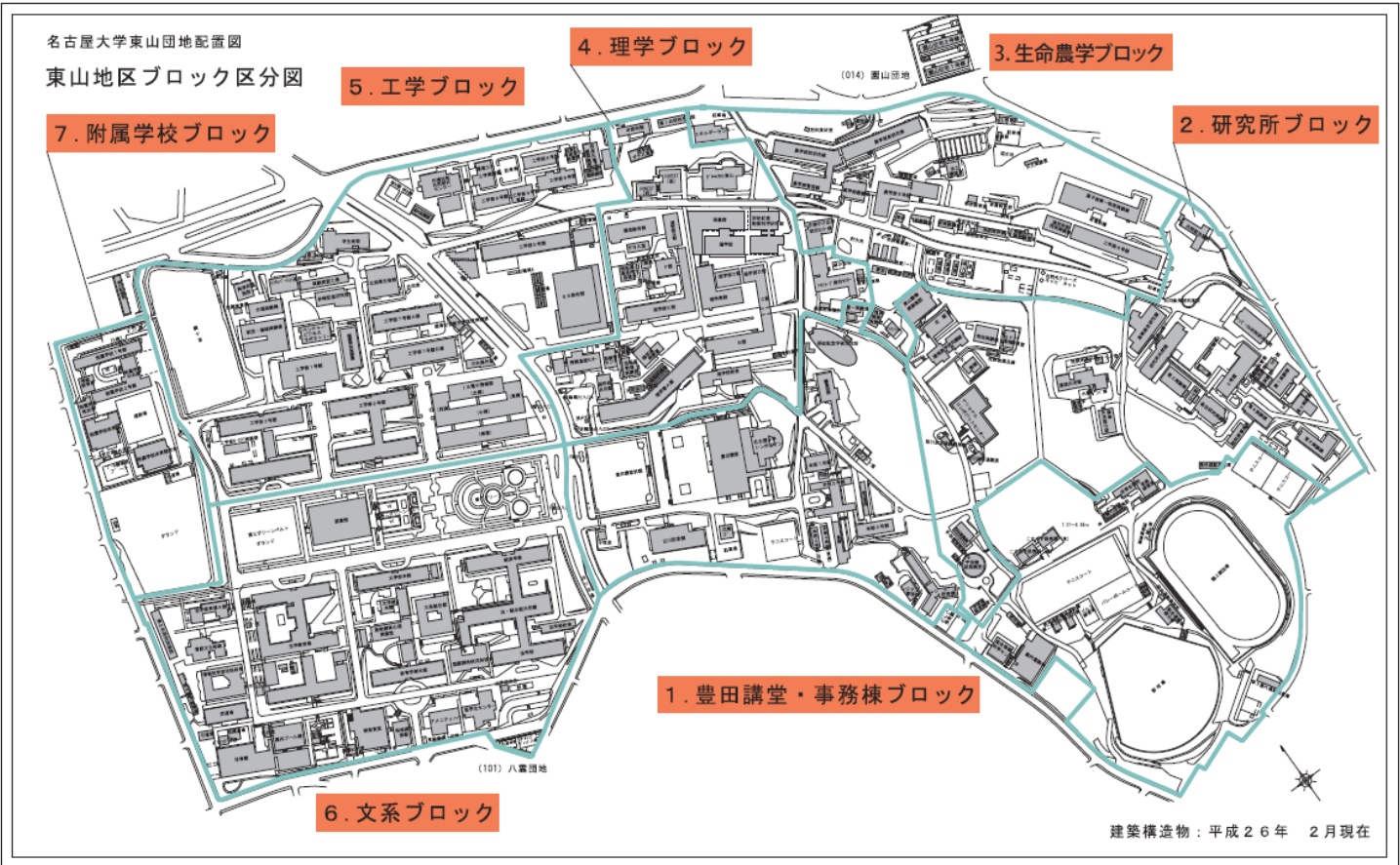


災害対策本部室のレイアウト例

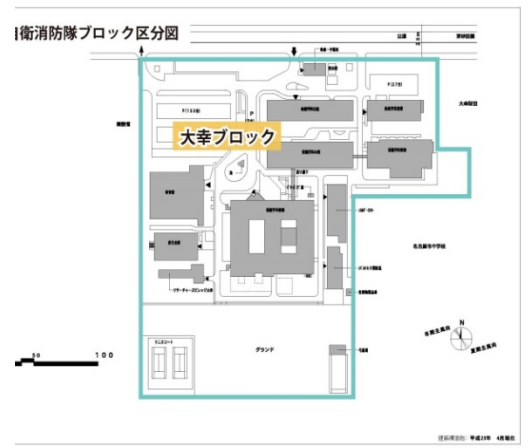
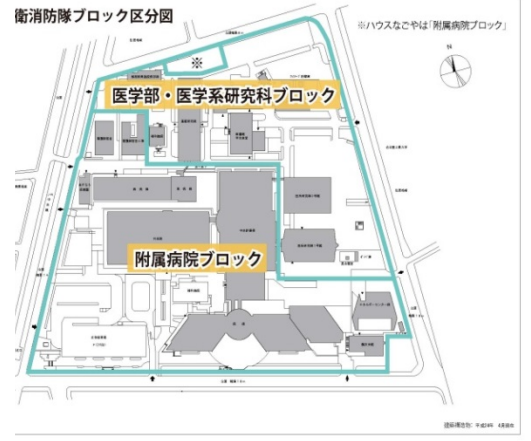


災害対策のブロック区分図

東山地区



鶴舞地区



大幸地区

○防災服の取り扱い

平成 24 年 8 月 22 日
防災連絡会承認

(目的)

第 1 この申し合わせは、防災職務上必要な被服等(以下「被服等」という。)の貸与に関し、必要な事項を定める。

(被服等の貸与)

第 2 災害対策本部構成員(以下「被貸与者」という。)は、被服等の貸与を受けることができる。貸与される被服等の種類、数量は、別表のとおりとする。

(被服等の取扱い)

第 3 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって被服等を取扱わなければならない。

(被服等の返納)

第 4 被貸与者は、退職したとき等、貸与を必要しなくなったときは、直に被服等を返納しなければならない。
2 被貸与者が職務遂行上において、被服等を破損又は使用不能となったときは、その旨を管理担当者に報告すること。

(被服等管理)

第 5 被服等の管理は、総務課において行い、常に被服等の管理状況を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第 6 この取り扱い以外に必要な事項は、別に相談のうえ決めることとする。

附 則 この取り扱いは、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第 2 関係)

貸与の対象者	被服等の種類	数量	摘要
本部長	A ヘルメット	1	個人管理
副本部長	B 防災服	1	非常時貸与
本部員	C 長靴	1	非常時貸与
その他総長が必要と認めた職員	職員の業務に応じ、被服等の種類を選択して貸与する。		